

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和 5 年度 No.5 Ver.1／2023.12.7

目 次

〔項 目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 23
3. 地方創生・地方分権等	P 25
4. 社会福祉法人等	P 28
5. 高齢者	P 30
6. 障害者	P 74
7. 子ども・家庭福祉	P 83
8. 地域福祉	P 102
9. 人材確保等	P 105
10. 予算	P 119
11. 災害対策	P 123
12. その他	P 127
・居住支援関連	
・保護司制度関連	
・統計情報 等	

本号は令和 5 年 9 月 21 日～12 月 7 日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。
上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<会議>

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～ 閣議決定(2023.11.2)

- ▶ 11月2日、政府は臨時閣議にて「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」を閣議決定した。
- ▶ 令和5年度補正予算における一般会計追加額は、13.1兆円(重点支援地方交付金による低所得者世帯向けの支援1.1兆円を含む)であり、これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると17兆円台前半程度と見込まれている。
- ▶ 今回の経済対策は「日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの」とし、下記3点を示している。

○まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、賃上げのモメンタムの維持・拡大を図る。

○供給力を強化すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組む。

○人口減少を見据えた社会変革を起動・推進するため、デジタル行財政改革や人手不足等に対応する制度・規制改革、こども・子育て支援や公教育の再生などに取り組む。

- ▶ 福祉分野に関する事項は以下のとおり。

第1節 物価高から国民生活を守る

1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

・重点支援地方交付金の追加

事業者向け：医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等への支援

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

・医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた賃上げに必要な財政措置、事業承継税制の計画提出期限の延長

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

2 デジタル行政改革

(1) 主な改革への取組

・介護等：ICT技術等の導入支援、ロボット等を活用する施設の人員配置基準の特例的柔軟化【制度】等

・子育て：プッシュ型子育て支援、母子保健情報の連携、保育DX、児童福祉相談業務のDX

5 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

・医療・介護：高齢者施設における経営の協働化・大規模化支援、人員配置基準の特例的な柔軟化【制度】、介護サービスでの複数事業所での管理者の常勤・専従要件の明確化・緩和【制度】等

外国人材：特定技能の対象分野の追加検討・措置【制度】、外国人材を対象とした日本語教育の推進等

6 包摂社会の実現

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

・児童手当の支払い月の年3回から年6回への変更及び初回支給の前倒し(25年2月→24年12月)、乳幼児健診の対象拡大の取組支援等

(3) 女性活躍の推進(賃上げ促進税制の強化、配偶者暴力被害者の相談・支援体制の強化等)

(4) 高齢者活躍の推進及び認知症施策(「認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ」の早期着手等)

(5) 孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援

経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

- 高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から、30年ぶりの変革を果たす新たなチャンスを迎えている。足元では、賃金や設備投資が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が差しつつある。
- 今回の経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの。
 - まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、賃上げのモメンタムの維持・拡大を図る。
 - 供給力を強化すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組む。
 - 人口減少を見据えた社会変革を起動力・推進するため、デジタル行財政改革や人手不足等に対応する制度・規制改革、こども・子育て支援や公教育の再生などに取り組む。
- 予算措置のみならず、税制や規制・制度改革を総動員。

(※)税制措置については、2023年末の令和6年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出する。

取りまとめの視点



フロンティアの開拓

経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。



実証から実装のフェーズへの移行

人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。



府省庁・制度間連携の徹底

各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。

第1節 物価高から国民生活を守る

1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

- ・ 所得税・個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税)【税制】
 - ・ 低所得世帯への支援(重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援)
 - ・ 両者の間におられる方(※)への丁寧な対応
- (※)①住民税非課税世帯には該当しないが、住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯、②低所得世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者
- ・ 燃料油の激変緩和措置を2024年4月末まで講ずる。また、電気・ガスの激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。
 - ・ 漁業者、施設園芸事業者等向けの燃料油価格の激変緩和措置も引き続き実施
 - ・ 重点支援地方交付金の追加
 - 生活者向け: 学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPガス使用世帯等への支援
 - 事業者向け: 中小企業(特別高圧・LPガス)、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等への支援
 - ・ 公共事業について、適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用徹底の上、必要な事業量を確保賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化を進める
 - ・ 食品ロス削減、フードバンク・こども食堂支援

2 エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

- ・ 企業や家庭における省エネの更なる促進
 - 企業: 工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援、中小企業向けの省エネ診断
 - 家庭: 子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得を支援
 - 省エネ改修、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入をワンストップ窓口で支援
 - 運輸: クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入支援
- ・ 再エネ支援(自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネ導入に係る取組支援)
- ・ 原子力の活用(十数基の原発再稼働、次世代革新炉の開発・建設、バックエンド事業加速化)

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的質上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1 中堅・中小企業の質上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた質上げ継続の支援

(1) 中堅・中小企業の質上げの環境整備

- ・ 質上げ促進税制の強化(赤字法人を含めた質上げ促進のための繰越控除制度創設、措置の期限の在り方)【税制】
- ・ 労務費の転嫁のための指針策定、最低賃金の引上げ(2030年代半ばまでに1,500円)及びその支援
- ・ 資金繰り等の支援

(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた質上げ継続の支援

- ・ 中小企業の省力化投資支援、中堅・中小企業の大規模投資支援、生産性向上支援(インボイス対応支援等含む)
- ・ 医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた質上げに必要の財政措置、事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】

(3) 「年収の壁」への対応を含めた所得向上へ取組

- ・ 年収の壁・支援強化パッケージ
- ・ 家事支援サービスの利用環境整備、非正規雇用者の正規化支援、資産運用立国を通じた所得拡大 等

2 構造的質上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進

(1) 三位一体の労働市場改革の推進

- ・ リ・スキリング(教育訓練給付拡充、在職中の非正規雇用者支援、企業・大学の共同講座等)
- ・ 職務給導入(ジョブの整理・括り方、人材の配置・育成、労働条件変更と現行法制・半額以上の関係等の事例整理・公表)
- ・ 成長分野への労働移動円滑化(官民の求職・求人情報共有化、デジタル分野の公的職業訓練の充実等)

(2) 多様な働き方の推進(同一労働・同一賃金の徹底、自治体による就職氷河期世代支援)

3 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

(1) 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- ・ 観光地・観光産業の再生・高付加価値化の支援、オーバーツーリズムの未然防止・抑制 等
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大(輸出先多角化のための販路開拓支援、マーケットイン志向の輸出産地育成等)
- ・ 新規輸出1万者プログラム(設備導入支援、海外ショールーム新規設置、海外ECサイトとの連携拡大等)

(2) 地方活性化

- ・ 国立公園の滞在体験の魅力向上、文化財等の活用、「食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急対応パッケージ」の実行、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、高速道路通勤帯割引・時間変動料金の見直し・拡大、地域における人材マッチングの支援、条件不利地域の振興 等

(3) 大阪・関西万博の推進(会場整備や内容の充実に必要な措置、全国的な機運醸成)

第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

1 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

(1) 科学技術の振興及びイノベーションの促進

- ・ ムーンショット型等の研究開発(核融合追加、生成AI等)
- ・ 新規治療法や革新的新薬開発に向けた遺伝情報(全ゲノムデータ)搭載の情報基盤構築、量子技術の実用化加速、認知症治療等に資する研究基盤整備、若手研究者支援、イノベーションボックス税制【税制】 等

(2) フロンティアの開拓

- ・ 宇宙: 技術戦略策定、「宇宙戦略基金」の設置、複数年度にわたる先端技術開発・実証・商用化支援、H3ロケット開発・打上げ、衛星コンステレーション構築、アルテミス計画への参画、準天頂衛星システム開発加速
- ・ 海洋: 開発重点戦略策定、自律型無人探査機(AUV)、レアアース掘泥技術等の開発・実証支援

(3) GX・DXの推進及びAIの開発力強化・利用促進に資する基盤整備

- ・ 省エネ投資促進、水素等の危険物規制の見直し検討【制度】、GX実行に係る独占禁止法運用の予見可能性向上【制度】 等
- ・ サーキュラーエコノミーの実現、アジア・ゼロエミッション共同体構想の推進
- ・ 先端半導体等の国内生産拠点の整備支援及び研究開発の支援、Beyond5G研究開発支援、生成AIの開発力強化、生成AIに関する国際的ルール形成主導 等

(4) 経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化に係るインフラ整備

- ・ 重要物資安定供給のための設備投資等の支援、土地利用転換の迅速化【制度】、関連インフラ整備の支援、戦略分野国内生産促進税制(仮称)【税制】

(5) 教育DXフロンティア戦略の推進と文化芸術によるソフトパワーの形成・展開

- ・ 1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、クリエイター・アーティスト育成・文化施設の次世代型機能強化

(6) 対日直接投資の促進

- ・ 外国企業の誘致への支援等、海外起業人材の在留資格更新時のオフィス保有要件緩和【制度】

2 イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

- ・ ストックオプション税制の充実(年間の権利行使価額の上限額引上げ等)【税制】
- ・ 事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】、事業成長担保権の創設【制度】、公共調達ルール整備【制度】
- ・ グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進、グローバル・サウスでの市場開拓、事業再構築法案【制度】 等

第5節 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

1 自然災害からの復旧・復興の加速（東日本大震災等の自然災害からの復旧復興 等）

2 防災・減災、国土強靱化の推進

- ・ 国土強靱化5カ年加速化対策推進、流域治水、公共施設、通信、交通等インフラ耐災害性の強化、次期気象衛星整備による線状降水帯等の予測精度向上・防災気象情報改善

3 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

(1) 国民の安全・安心の確保

- ・ コロナに係る医療機関の病床、ワクチン接種体制の確保支援、ALPS処理水対応、花粉症対策、性犯罪・性暴力被害者支援の強化、不登校児童生徒への支援 等

(2) 外交・安全保障環境の変化への対応

- ・ グローバルサウス等への支援強化、ウクライナ復興支援、日本ASEAN友好協力50周年を機とした包括的・戦略的関係の深化
- ・ 自衛隊の運用態勢の確保、海上保安能力の強化、サイバーセキュリティの強化
- ・ 経済安全保障（サプライチェーン強靱化、国際海底ケーブルの多ルート化等）、食料安全保障（国内肥料、大豆・小麦の生産・利用拡大等）

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

1 デジタルによる地方の活性化

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金によるデジタル実装支援、データセンターの地方拠点整備 等

2 デジタル行財政改革

(1) 主な改革への取組

- ・ **教育**：GIGA端末・校務システムの共同調達、教材としてのデジタルコンテンツ活用促進 等
- ・ **交通**：地域の自家用車・ドライバー活用検討、自動運転レベル4の社会実装・事業化後押し、送電網や河川でのドローン航路設定、ドローン目視内飛行の許可等申請手続き短期化及び無人地帯における目視外飛行の規制見直し【制度】 等
- ・ **介護**：ICT技術等の導入支援、ロボット等を活用する施設の人員配置基準の特例的柔軟化【制度】 等
- ・ **子育て**：プッシュ型子育て支援、母子保健情報の連携、保育DX、児童福祉相談業務のDX
- ・ **防災**：防災DX推進（マイナンバーを活用した支援ニーズ把握、防災デジタルプラットフォームの構築、防災アプリ開発、データ連携基盤構築）
- ・ **インバウンド・観光**：入国手続きデジタル化における情報提供の機能強化、インバウンド観光に係る規制や手続きの総点検【制度】 等
- ・ **スタートアップの成長促進**：システム調達におけるスタートアップの参入機会の拡大【制度】

(2) 国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化

- ・ 地方公共団体の情報システムの標準化・ガバナンスクラウド移行支援 等
- ・ マイナンバー登録事務デジタル化、マイナンバーカードのスマホ搭載、アナログ規制見直し 等

3 公的セクター等の改革

- ・ ウォーターPPP導入拡大の支援、地域公共交通のり・デザイン 等

4 DXの推進に関連するその他の取組

- ・ 産業用データ連携基盤構築、電子署名普及のための法解釈の明確化 等

5 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

- ・ **物流**：「2024年問題」に対応する「物流革新緊急パッケージ」の推進、物流DX推進 等
- ・ **自動運転等の社会実装**：自動運転車の事業化加速、デジタル対応の物流拠点整備、デジタルライフラインの構築 等
- ・ **建設・建築**：適切な労務費確保、資材価格の適切な価格転嫁【制度】、監理技術者の配置柔軟化【制度】 等
- ・ **医療・介護**：高齢者施設における経営の協働化・大規模化支援、人員配置基準の特例的な柔軟化【制度】、介護サービスでの複数事業所での管理者の常勤・専従要件の明確化・緩和【制度】 等
- ・ **外国人材**：特定技能の対象分野の追加検討・措置【制度】、外国人材を対象とした日本語教育の推進 等

6 包摂社会の実現

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

- ・ 児童手当の支払い月の年3回から年6回への変更及び初回支給の前倒し（25年2月→24年12月）、乳幼児健診の対象拡大の取組支援 等

(2) 教育DXフロンティア戦略の推進を始めとする公教育の再生

- ・ 1人1台端末の計画的更新（都道府県に基金設置）、生成AI等の利活用含め、個別最適な学びをサポートする仕組みの構築に向けた検討加速、1人1台端末を活用した「心の健康観察」導入支援 等

(3) 女性活躍の推進（賃上げ促進税制の強化、配偶者暴力被害者の相談・支援体制の強化 等）

(4) 高齢者活躍の推進及び認知症施策（「認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ」の早期着手 等）

(5) 孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援

本経済対策の規模

- 令和5年度補正予算における一般会計追加額は、**13.1兆円**(重点支援地方交付金による低所得者世帯向けの支援1.1兆円を含む)。
- これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると**17兆円台前半程度**と見込まれる。

本経済対策の効果

経済押し上げ効果

実質GDP換算：**19兆円**程度

年成長率換算：**1.2%**程度

(今後3年程度で上記効果が発現すると仮定した場合の単純平均)

消費者物価の抑制：**▲1.0%**程度

第 212 回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(2023.10.23)

- ▶ 10月23日に第212回国会の開会に際し、岸田文雄内閣総理大臣が所信表明演説を行った。
- ▶ 演説では、何よりも「経済」に重点を置くとしたうえで、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少が進む一方で、デジタル化等によってそれを補って余りある生産性の向上を図る余地が増えているなか、この変化をチャンスに変えていくためにも、少子化対策とあわせてデジタル化を徹底的に進めるとした。
- ▶ 演説における、福祉・社会保障に関する部分は以下のとおり(首相官邸ホームページより一部抜粋)。
 - 日本社会も、大きな変化を迎えています。人口減少と、国民のニーズの多様化・複雑化に応える新たな地域の仕組みを作り上げていかなければなりません。

(包摂的な社会づくり)

- 障害のある方もない方も含めて、全ての方が生きがいを感じられ、多様性が尊重される、包摂的な社会づくりに取り組みます。特に、「女性」、「若者」、「高齢者」の力を引き出していきます。
- 前例のない規模で政策強化を図った「こども未来戦略方針」のスピード感ある実行のため、当面の集中的な取組に必要な制度設計を速やかに具体化し、できるところから取組を実施してまいります。
- 前倒しによる各種施策の実施を検討し、我が国のこども一人当たりの支援規模をOECD(経済協力開発機構)トップの水準に引き上げていきます。「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づく取組を加速するとともに、不登校やいじめに対する対策を強化します。また、教職員の処遇見直し等を通じた公教育の再生にも取り組みます。
- 認知症の方が尊厳、希望を持って暮らすことができる社会、身寄りのない方も含めて高齢者の方々が一人でも安心して年を重ねることができる社会を創らなければなりません。
- 新たに、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」を立ち上げ、「認知症基本法」の施行に向けた準備を行うとともに、レカネマブの薬事承認による新たな時代の到来を踏まえ、必要な早期発見、検査・医療サービス等が提供される体制整備や治療薬の更なる研究開発を進めます。あわせて、住まいの確保や入院・入居時の身元保証など高齢者の生活上の課題に取り組みます。
- また、現場で働く方々の給与に関わる公定価格の見直しを進め、高齢化等による事業者の収益の増加等が処遇改善に構造的につながる仕組みを構築します。
- 引き続き新型コロナへの対応に万全を期し、花粉症についても、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策を一体的に推進し、国民の皆様の負担軽減に向けた取組を進めます。

< 中略 >

(福島復興と国土強靱化)

- 「東北の復興なくして、日本の再生なし」。引き続き強い決意で被災地の復興に取り組み、帰還困難区域における避難指示解除や解除後の復興も着実に進めます。
- 今年は、線状降水帯等により、各地で被害が発生しました。こうした教訓を踏まえ、線状降水帯の予測の高度化など、デジタルの力を国土強靱化に導入します。

◇第9回(2023.9.27) ※持ち回り開催

- ▶ 9月27日(水)に全世代型社会保障構築本部(議長:内閣総理大臣)が持ち回り開催され、同日付けで、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定された。
- ▶ 「年収の壁」の現状では、会社員・公務員の配偶者で扶養され保険料負担がない「第3号被保険者」のうち約4割が就労しているが、その中には、一定以上の収入となった場合の社会保険料負担等による手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在している。
- ▶ こうした状況について、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として施策(支援強化パッケージ)に取り組むこととし、早急に開始するとともに、制度の見直しに取り組むというもの。
- ▶ 今回示された主な対応策は以下のとおり。
 - ＜106万円の壁(被用者保険加入の基準)への対応＞
 - キャリアアップ助成金のコースを新設し、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援
 - 上記収入を増加させる取組については、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当(社会保険適用促進手当)として、支給する場合も対象とする。
 - 事業主が支給した社会保険適用促進手当については、被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。
 - ＜130万円の壁(社会保険の被扶養者認定基準)への対応＞
 - 労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする

「年収の壁」への当面の対応策(「年収の壁・支援強化パッケージ」)概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策(支援強化パッケージ)に取り組むこととし、早急に開始する。さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当(社会保険適用促進手当)として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準(年収130万円)について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

上記のほか、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金(業務改善助成金)の活用も促進。³

全世代型社会保障構築会議

◇(2023.12.5)

- ▶ 12月5日、全世代型社会保障構築会議は、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」について(素案)」をとりまとめた。
- ▶ 改革工程(素案)は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた報告書」(令和4年12月16日)に示された基本理念や改革の方向性及びその後の状況の変化等を踏まえ、「時間軸」に沿って今後取り組むべき課題をより具体化・深化させたもの。
- ▶ 改革工程の素案では、今後の取組として、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」「医療・介護制度等の改革」「『地域共生社会』の実現」について下記のとおり方向性が示されるとともに、それぞれ「①来年度(2024年度)に実施する取組」「②「こども・子育て支援加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組」「③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組」が示された。

1. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

- 国民の価値観やライフスタイルが多様化し、働き方の多様化もますます進んでいる中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、働き方に関わらずセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等の構築を目指す。
- 同時に、少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持つことができ、生涯未婚率の低下にもつながられるよう、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備を図る。

来年度(2024年度)に実施する取組

- ◇「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討
- ◇「多様な正社員」の拡充に向けた取組
- ◇非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組状況に関する企業の取組の促進
- ◇経験者採用(中途採用)に関する企業の取組の促進
- ◇三位一体の労働市場改革の推進
- ◇成長意欲のある中堅・中小企業のグループ化に向けた支援

2. 医療・介護制度等の改革

- 超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、特に、2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費・介護費を公平に支え合うことができるよう、引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直しを図る必要がある。
- また、各地域の直面している異なる状況には十分留意しつつも、全ての国民が、それぞれの地域において、質の高い、効率的で効果的な医療・介護サービス等を必要に応じて、一人ひとりのニーズに的確に対応して受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と介護を含めた連携の更なる推進、医師偏在対策、人材の確保・育成、働き方改革等に力を注ぐとともに、ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応したサービス提供体制の改革を進めていく必要がある。
- そのほか、保険者機能を発揮する主体であり、医療提供体制の整備における役割・責務を有する都道府県の役割について強化を図っていく必要がある。また、高齢者の活躍促進に向けた取組や高齢者の健康寿命の延伸等を踏まえた対応も必要である。

来年度(2024 年度)に実施する取組

- ◇前期財政調整における報酬調整(1/3)の導入
- ◇後期高齢者負担率の見直し
- ◇介護保険制度改革(利用者負担(2割負担)の範囲の見直し、第1号保険料負担の在り方の見直し、多床室の室料負担の見直し)
- ◇介護の生産性・質の向上(ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化の推進、介護施設の人員配置基準の柔軟化等)
- ◇イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し
- ◇入院時の食費の基準の見直し
- ◇生活保護制度の医療扶助の適正化

3. 『地域共生社会』の実現

- 人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点であるが、この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。
- 単身高齢者、生活困窮者をはじめとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、必要な制度的対応を検討していく。

来年度(2024 年度)に実施する取組

- ◇重層的支援体制整備事業の更なる促進
- ◇多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組
- ◇複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫の検討
- ◇社会保障教育の一層の推進
- ◇住まい支援の強化に向けた制度改革
- ▶ なお、今回記載された取組みのうち、「②『加速化プラン』の実施が完了する 2028 年度までに実施について検討する取組」については、は、「2028 年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行い、全世代が安心できる制度を構築し、次の世代に引き継ぐための取組を着実に進める必要がある。」と記載された。

◇第 16 回(2023.11.30)

- ▶ 11 月 30 日、「第 16 回全世代型社会保障構築会議」(座長:清家 篤 日本赤十字社社長/慶應義塾学事顧問/全国社会福祉協議会顧問)が開催された。
- ▶ 今回は、社会保障の改革工程の策定に向けて、第 14 回での主な意見および構成員からの意見について報告が行われた後、協議が行われた。

◇第 15 回(2023.10.31)

- ▶ 10 月 31 日、「第 15 回全世代型社会保障構築会議」が開催された。

- ▶ 今回は、全世代型社会保障構築に向けた改革工程表の策定に向けて関係団体ヒアリングが行われ、日本商工会議所、経済同友会、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、全国市長会、全国知事会からヒアリングが行われた。

◇第 14 回(2023.10.4)

- ▶ 10 月 4 日、「第 14 回全世代型社会保障構築会議」が開催され、こども未来戦略方針、全世代型社会保障構築会議報告書のフォローアップについて報告が行われるとともに、全世代型社会保障の構築に向けた「社会保障の改革工程」について協議が行われた。
- ▶ 2028 年度までに必要な具体的な社会保障の改革工程は年末までに策定される予定である。

(10/2) 第 7 回こども未来戦略会議における岸田総理及び新藤大臣発言（抜粋）

岸田総理発言（抜粋）

- 本日も具体的な進捗の報告がありましたが、スピード感ある実行のため、できるところから取組を実施することが重要であると考えています。
（中略）引き続き、可能な限りの前倒しによる各種施策の実施を検討していきます。
- そのためにも、「加速化プラン」に掲げる各種施策について、法制化が必要なものは、来年通常国会での法案提出に向けて準備をし、制度設計等の具体化を急がなければなりません。加藤大臣、新藤大臣、武見大臣はじめ関係大臣においては、関係する会議体での議論を含め検討を進めていただき、成案を得ていきます。
- 「加速化プラン」の実施に当たって、全世代型社会保障の構築の観点からの改革も進めてまいります。この点についても、「全世代型社会保障構築会議」において、「経済財政諮問会議」と連携した改革工程の年末までの策定を新藤大臣にお願いしたいと思います。
- これらの検討も踏まえ、「こども未来戦略会議」において、皆様の知見をいただきながら、こども・子育て政策の抜本的な強化に向け、政府を挙げて、取り組んでまいります。

新藤大臣発言（抜粋）

- 「加速化プラン」を支える安定的な財源については、2028年度までに徹底した歳出改革等を引き続き行い、それによる公費の節減等の効果および社会保障負担軽減効果を活用しながら、実質的な追加負担を生じさせないことを目指します。
- 歳出改革に関しては、今後、「全世代型社会保障構築会議」において、「経済財政諮問会議」と連携して議論を深め、2028年度までに必要な具体的な社会保障の改革工程を年末までに策定したいと考えています。
- もとより、社会保障の改革は、当面の課題のみならず、人口減少・超高齢社会の中の中長期的な課題を克服するための取組を着実に進めるものでなければならず、こうした観点から2028年度の先も視野に入れて検討を深めてまいります。

- ▶ 全世代型社会保障構築会議報告書のフォローアップとして、①働き方に中立的な社会保障制度等の構築、②医療・介護制度の改革、③地域共生社会の実現について、取り組み状況の報告が行われた。
- ▶ 働き方に中立的な社会保障制度の構築については、勤労者皆保険の実現に向けた取り組み、労働市場や雇用の在り方の見直しが掲げられているが、勤労者皆保険の実現に向けた取り組みについては「来年末の結論に向けて、引き続き年金部会において検討を進めていく」とされている。
- ▶ 医療・介護制度の改革については、医療・介護等 DX の推進を図り、「介護現場の生産性向上等の取り組みを通じて介護職員の勤務環境を改善し、ケアの質の向上を図るため、引き続き介護ロボット・ICT 機器等の活用を推進するほか、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化や経営の見える化に向けた取り組みを一層進めていく」としている。
- ▶ また、地域共生社会の実現に関しては、今後の方向性として、重層的支援体制整備事業について、令和 6 年度に、令和 2 年改正附則で定められた施行後 5 年を目途とした検討規程に基づく検討を行うこととしている。

経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループ

◇第 49 回(2023.12.1)

- ▶ 12 月 1 日(金)に第 49 回経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループ開催され、「社会保障分野における改革工程表(案)」について協議が行われた(資料未公表)

◇第 48 回(2023.11.20)

- ▶ 11 月 20 日(火)に第 48 回経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループ開催され、「社会保障分野における改革工程表 2022 の進捗状況等」「改革工程表 2022 や骨太の方針 2023 に関する主な取組み」について協議が行われた。
- ▶ 「改革工程表 2022 や骨太の方針 2023 に関する主な取組み」については、介護における給付と負担の検討状況(特に、利用者負担の一定以上所得の判断基準、1号保険料の在り方や多床室の室料負担等)について進捗状況および今後の取組方針について報告が行われたのち、協議が行われた。

◇第 47 回(2023.10.24)

- ▶ 10 月 24 日(火)に第 47 回経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループ開催され、「改革工程表 2022 や骨太の方針 2023 に関する主な取組み」について協議が行われた。
- ▶ 「改革工程表 2022 や骨太の方針 2023 に関する主な取組み」については、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や年収の壁への対応、在職老齢年金の見直し等高齢期の働き方に関連する検討状況等について、各進捗状況および今後の取組方針について報告が行われたのち、協議が行われた。

政府与党政政策懇談会

(2023.11.2)

- ▶ 11 月 2 日、政府与党政政策懇談会が開催され、経済対策について議論が行われた。
- ▶ 岸田総理からは、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」とりまとめをふまえ、下記の発言があった。
 - ・本日、デフレ完全脱却のための総合経済対策を取りまとめることができた。
 - ・総合経済対策は、低物価・低賃金・低成長に象徴されるデフレの悪循環から潮目が変わり、30 年ぶりに新たな経済ステージに移行できる大きなチャンスを迎える中、賃上げの原資となる企業の稼ぐ力を強化する供給力の強化を経済対策の最も重要な柱としている。
 - ・他方、賃金上昇が物価高に追いついていない現状においては、デフレに後戻りしないための一時的な措置として、国民の可処分所得を下支えすることも必要。
 - ・今回の対策では、こうした観点から効果的な施策を取りまとめたものであり、その裏付けとなる補正予算の一般会計追加額は13.1兆円、これと定額減税による還元策及びその関連経費と合わせると17兆円前半程度と見込まれる。
 - ・所得税・住民税の定額減税や賃上げ促進税制の強化、人口減少・人手不足に対するデジタル技術等を活用した各種の制度・規制改革など、予算措置のみならず、税制や規制・制度改革を総動員する思い切った内容となっている。
 - ・今後、補正予算を速やかに編成し、できる限り早期の成立を目指していきたい。

(2023.10.26)

- ▶ 10 月 26 日、政府与党政政策懇談会が開催され、経済対策(税制等)について議論が行われた。
- ▶ 岸田総理から議論を踏まえ、下記の発言があった。
 - ・賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するには、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税が最も望ましい。
 - ・税収増を納税者の皆様にわかりやすく、国民に税の形で直接還元する。具体的には令和6年度税制改正において定額減税をお願いしたい

- ・低所得者の方々には物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得者世帯支援枠を追加的に拡大し、今回1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯、一世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。このことは、今般の経済対策に盛り込むことで迅速に対応する。

ポイント

所得税・個人住民税の定額減税

- 令和6年度税制改正において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族の皆様1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を、過去2年間での所得税・個人住民税の税収増と見合う規模、すなわち3兆円台半ばの規模で実施する。
- 減税のスタート時期は来年6月とする。
- 住宅ローン控除の仕組みを参考に、所得税・個人住民税の制度間の連携により減税の効果が広く及ぶ仕組みとする。
- これらの措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
- 令和6年度税制改正として年末に成案を得るべく、その方向性を今般の経済対策に盛り込む。

低所得者世帯への支援

- 多くの自治体で、この夏以降3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得者世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。
- このことは、今般の経済対策に盛り込むことで迅速に対応する。

両支援の間におられる方への丁寧な対応

- 住民税均等割のみ課税される世帯、新たに住民税非課税となる世帯には、地域の実情に応じて、住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行う必要がある。
- 低所得者の子育て世帯や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方々には、地域の実情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行う必要がある。
- これらの対応について物価高対策のための重点支援地方交付金による対応を中心に、与党と協議しつつ検討を深め、令和6年度税制改正とあわせて年末に成案を得るべく、その方向性を今般の経済対策に盛り込む。

新しい資本主義実現会議

◇第23回(2023.10.25)

- ▶ 10月25日に第23回新しい資本主義実現会議が開催され、「供給サイドの強化の在り方(省人化投資、高齢者就労の活性化、リスクリングを含む)」「コンテンツ産業の活性化(アニメ・ゲーム・漫画・映画・音楽・放送番組等)」について協議が行われた。
- ▶ 供給サイドの強化の在り方(省人化投資、高齢者就労の活性化、リスクリングを含む)では、厚生労働省より高齢者の一層の活躍推進に向けた対応として、「現状の取組・課題」「今後強化していく取組」について説明がなされた。
- ▶ 今後強化していく取組においては、下記3点について説明が行われた。
 - 人事・給与制度、キャリア形成支援
 - ・シニア層の活躍に向けて人事・給与制度の工夫(定年制や役職定年の廃止、職務給の導入、キャリ

ア形成支援等)に取り組む企業の事例収集と展開

・高齢期を見据えた、高齢期前からのキャリア形成支援

○女性高齢者等の就業の拡大

・シルバー人材センターにおいて、女性を含めた会員の拡大や、サービス業等の人手不足分野・介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進

○転倒災害防止対策の強化

・エイジフレンドリー補助金について、労働者の転倒防止のための身体機能のチェック・運動の実施等への対象拡大

高齢者の一層の活躍推進に向けた対応

意欲のある高齢者が働き続けることのできる生涯現役社会の構築が必要であり、年齢にかかわらず、あらゆる方々が、多様な希望やニーズに応じて、安全・安心に就業できるよう支援を行っていく。

現状の取組・課題

<高齢者の継続就業に向けた取組>

・65歳までの雇用確保(義務)・70歳までの就業確保(努力義務)

(定年の引上げ・継続雇用制度の導入・定年制の廃止等)

・高齢者の雇用に必要な人事制度や賃金制度等について専門家による事業主に対する相談・援助

<地域における多様な就業機会の提供>

・ハローワークの「生涯現役支援窓口」において就労ニーズを踏まえた再就職の相談

・就業を希望する高齢者に対して「シルバー人材センター」において多様な就業機会を提供

<安心・安全に働ける環境の整備>

・「エイジフレンドリーガイドライン」による、事業者と労働者向けの高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・高齢労働者の労働災害防止対策のための設備等の導入、労働者の身体機能の維持改善に取り組む中小企業への支援(エイジフレンドリー補助金)

高齢者の就業意向は強く、働き方の希望は多様である

女性高齢者の就業率は低い

高齢者労働災害は増加傾向

今後強化していく取組

人事・給与制度、キャリア形成支援

・シニア層の活躍に向けて人事・給与制度の工夫(定年制や役職定年の廃止、職務給の導入、キャリア形成支援等)に取り組む企業の事例収集と展開

・高齢期を見据えた、高齢期前からのキャリア形成支援

女性高齢者等の就業の拡大

・シルバー人材センターにおいて、女性を含めた会員の拡大や、サービス業等の人手不足分野・介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進

転倒災害防止対策の強化

・エイジフレンドリー補助金について、労働者の転倒等防止のための身体機能のチェック・運動の実施等への対象拡大

新しい資本主義実現会議 資産運用立国分科会

◇第3回(2023.11.15)

- ▶ 11月15日に第3回新しい資本主義実現会議 資産運用立国分科会が開催された。
- ▶ 第3回では、これまでの協議の内容をふまえ、「これまでの議論と考えられる整理(案)」が示され、協議が行われた。
- ▶ 「これまでの議論と考えられる整理(案)」では、基本的考え方において「我が国における、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革等を図っていく必要」があるとしている。
- ▶ そのため、「①資産運用業の改革、②アセットオーナーシップの改革、③成長資金の供給と運用対象の多様化、④スチュワードシップ活動の実質化、⑤対外情報発信・コミュニケーションの強化を進める。」とし、それにより資産運用立国を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていくと示している。
- ▶ そのうえで、「1.資産運用業の改革」「2.アセットオーナーシップの改革」「3.成長資金の供給と運用対象の多様化」「4.スチュワードシップ活動の実質化」「5.対外情報発信・コミュニケーションの強化」に分類し、各施策を進めていくうえで課題と施策の方向性を整理している。

◇第 2 回(2023.10.27)

- ▶ 10 月 27 日に第 2 回新しい資本主義実現会議 資産運用立国分科会が開催された。
- ▶ 第 2 回の論点は以下のとおり。
 1. アセットオーナーの一つである企業年金について、受益者の利益を最大化するために、運用力の向上等の改革に関して、例えば、以下などの取組を行っていくことが考えられるが、そのあり方についてどのように考えるか。
 - 【確定給付企業年金(DB)】
 - ① 規模・特性に応じた運用受託機関の適切な選択や定期的な点検・見直し、より適切な運用に向けた専門性の向上のための取組
 - ② 企業年金連合会が実施する共同運用事業の発展及び総合型基金の利用促進による高度化
 - ③ 加入者が他社と比較できる、資産運用状況に関する情報開示
 - 【企業型確定拠出年金(DC)】
 - ① 運営管理機関・DC 実施企業・加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選択を支援するための取組(特に元本確保型商品のみの運用のままとなっている場合など)
 - ② 運営管理機関・DC 実施企業が選定した運用の方法のラインナップも含めた加入者の資産形成促進に向けた開示の推進
 - 【私的年金の更なる普及促進】
 - 企業年金を含む私的年金に取り組んでいないものへの働きかけ
 2. 上記のほか、検討にあたって留意すべき点はあるか。

◇第 1 回(2023.10.4)

- ▶ 10 月 4 日に第 1 回新しい資本主義実現会議 資産運用立国分科会(分科会長:鈴木俊一内閣府特命担当大臣(金融))が開催された。本分科会は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」(令和5年6月 16 日閣議決定)において、「我が国の運用セクターを世界レベルにするため」「具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内にまとめ、国内外への積極的な情報発信を含めた必要な対応を進める」とされたことを受け、家計金融資産等の運用を担う資産運用業及びアセットオーナーシップの改革並びに資産運用業への国内外からの新規参入及び競争の促進等を内容とする資産運用立国に関する政策プランを検討することを目的としている。
- ▶ 第 1 回の論点は以下のとおり。
 - ① 資産運用立国の実現に向け、どのような視点を持つべきか。
 - ② 資産運用業の改革に向け、資産運用業の運用力の向上やガバナンス改善・体制強化等を図っていく必要があるのではないかと。例えば、大手金融グループが、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけを明確にした上で、運用力の向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランを策定・公表していくことが考えられるが、そのあり方についてどのように考えるか。
 - ③ 資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進を図っていく必要があるのではないかと。そのため、日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正を行っていくことが考えられるが、どうか。また、新規参入支援の拡充として、資産運用特区の創設など様々な取組が考えられるが、どうか。
 - ④ 対外情報発信の強化に向け、世界の投資家のニーズに沿った改革を進めるための日米を基軸とした資産運用フォーラムの立ち上げについて検討していくことが考えられるが、そのあり方についてどのように考えるか。

新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会

◇第 2 回(2023.11.16)

- ▶ 11 月 16 日に第 2 回新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会が開催された。

- ▶ 第 2 回では、職務給・ジョブ型人事の導入事例について企業ヒアリングが行われ、ENEOS 株式会社、株式会社メルカリ、株式会社リコーよりヒアリングが行われた。

経済財政諮問会議

◇第 16 回(2023.12.5)

- ▶ 12 月 5 日に第 16 回経済財政諮問会議が開催され、「令和 6 年度予算の基本方針」および「社会保障改革」について協議が行われた。
- ▶ 令和 6 年度予算の基本方針では、経済財政諮問会議での答申が取りまとめられ、基本的考えにおいて、福祉分野においては下記のとおり整理された。
 - ⑤若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、「こども未来戦略方針」(令和5年6月 13 日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を推進し、少子化対策・こども政策を抜本的に強化する。
多様性が尊重され、全ての人が力を発揮できる包摂社会の実現を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍の推進、高齢者活躍の推進、認知症施策、障害者の社会参加や地域移行の推進、就職氷河期世代への支援、孤独・孤立対策等に取り組む。
 - ⑥令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。
- ▶ また、予算編成の考え方として、以下のとおり整理された。
 - ①令和6年度予算は、令和5年度補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月 16 日閣議決定。以下「骨太方針 2023」という。)に沿って編成する。
足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速
・防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保
・防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応
を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行う。
 - ②その際、骨太方針 2023 で示された「本方針、骨太方針 2022 及び骨太方針 2021 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
 - ③歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針 2023 を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出(ワズスペンディング)を徹底する。

◇第 15 回(2023.11.28)

- ▶ 11 月 28 日に第 15 回経済財政諮問会議が開催され、「令和 6 年度予算の基本方針(原案)」および「経済・財政一体改革(非社会保障)」について協議が行われた。
- ▶ 「令和 6 年度予算の基本方針(原案)」については、来春の賃上げ、そして政府の所得下支えによる可処分所得の引上げによって、総需要を引き出すとともに、価格転嫁対策などにより、安定的な物価上昇を実現させるべきという意見や、「賃金と物価の好循環」に向けて、来年度の予算編成は、賃金・物価

動向をしっかりと反映したものとする、また、これまで以上の歳出効率化によって、これまでの骨太方針で定められた、歳出の目安に沿ったものとするべきといった意見が出された。

- ▶ 「経済・財政一体改革（非社会保障）」については、サービス水準を維持しつつ、歳出を効率化するためには、デジタル技術の実装を通じた政府サービスの高度化・効率化が重要であり、DXを省庁横断で進め、抜本的な社会変革につなげるべきという意見や、DXの関連事業などについては、その経済効果や歳出効率化効果を検証する、そして、今後、その結果を活用するなど、予算編成にEBPMの手法を反映する仕組みを構築するべきという意見が出された。

- ▶ 最後に、岸田総理大臣からは下記のとおり発言があった。

- 日本経済は、デフレからの脱却と、経済の新たなステージへの移行に向けた正念場にある。賃上げが家計の消費を押し上げ、その結果、物価が適度に上昇する。そして、それが新たな投資を呼び込み、企業の成長やさらなる賃上げ、賃金上昇に繋がるという好循環を実現していかなければならない。
- スタートダッシュとしての経済対策に続く、来年度の予算・税制、そして、規制・制度改革は重要である。来年度予算編成においては、こうした賃金と物価の好循環を見据えて、政府が率先して対応してまいる。
- また、人への投資やGX、DX、AIなどの分野での投資、新技術、新市場などのフロンティアの開拓、デジタル技術の社会実装など、賃上げの原資となる企業の稼ぐ力を強化する供給力強化の取組を加速させる。その際、骨太方針 2023 に盛り込まれた様々な分野におけるDXを来年度から一斉に起動する。その上で、歳出効率化を徹底しつつ、歳出構造の平時化をさらに進めていく。
- 次に、経済・財政一体改革に関して、歳出効率化を徹底しながら、公共サービスの水準を維持・向上していくに当たって、デジタル技術の実装を通じたサービスの高度化・効率化が鍵となる。デジタル技術を活用しながら、官民連携の強化、インセンティブ改革や見える化を進めていくことが重要。また、EBPMを徹底強化していく必要がある。

◇第 14 回(2023.11.6)

- ▶ 11 月 6 日に第 14 回経済財政諮問会議が開催され、「マクロ経済運営（金融政策、物価等に関する集中審議）」および「中長期の重要課題」について協議が行われた。
- ▶ 「マクロ経済運営」では、経済対策の効果を高めるためには、省庁間の連携が重要であることから、政策群ごとに中心となる省庁を定め、施策の早期実行と進行管理に責任を持たせるべきという意見や、「新たなステージ」へ移行するため、3年程度の「変革期間」でフロンティアの開拓、デジタル技術の社会実装等、供給力の強化に向けて、施策を集中的に講じることが重要といった意見が出された。
- ▶ 「中長期の重要課題」では、政府が取り組むべき「ミッション」を持ち、その「ミッション」を達成するための目標としての「ビジョン」、また「ビジョン」を実現するための手段としての「アプローチ」、こうした段階を設定して、その上で議論を進めてはどうか、その際には、「少子高齢化・人口減少を乗り越え、国民が幸せを実感できる経済社会を実現していく」観点を踏まえた議論を行ってはどうかという意見が出された。
- ▶ 最後に、岸田総理大臣からは下記のとおり発言があった。
 - 我が国経済は、デフレ脱却の千載一遇のチャンスを迎えている。しかし、現時点では賃金上昇が物価高に追いついておらず、これを放置すれば再びデフレに戻りかねない。この千載一遇のチャンスを逃すことなく、デフレから完全に脱却するため、今般の総合経済対策では、賃上げの原資となる企業の稼ぐ力を強化する「供給力の強化」を最も重要な柱としている。
 - 本経済対策をスタートダッシュとして、構造的な賃上げや活発な設備投資により経済が好循環する「新しいステージ」へと移行させていくため、今後3年程度の「変革期間」において、「人への投資」の拡大を図るとともに、DX・GXなどの攻めの投資や新技術、新市場などのフロンティアの開拓、デジタル技術の社会実装等、供給力の強化に向けて思い切った施策を集中的に講ずることが必要である。

○他方、デフレに後戻りしないための一時的な措置として、国民の可処分所得を下支えすることも重要である。来年の春闘に向けて、経済界に対して私が先頭に立って賃上げを働きかけてまいる。その上で、給付金の支給を先行させ、所得税・住民税の定額減税を実施する。

○まずは、本経済対策の早期の実行に向けて、その裏づけとなる補正予算を速やかに編成し、臨時国会に提出して、早期に成立をさせる。続けて、令和6年度予算や規制・制度改革により第二の矢を放ち、新しいステージに向けた動きを確実なものとしてまいる。

◇第 13 回(2023.10.10)

- ▶ 10月10日に第13回経済財政諮問会議が開催され、「マクロ経済運営(経済対策)」および「経済・財政一体改革」について協議が行われた。
- ▶ 「マクロ経済運営(経済対策)」については、「新たなステージ」に向けた総合経済対策として、
 - ①足元の急激な物価高から国民生活を守る
 - ②地方・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長の実現
 - ③国内投資の推進
 - ④人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進
 - ⑤国民の安全・安心の確保の5つの柱にもとづき、推進していくとしている。
- ▶ 会議では、物価高と需要抑制などのリスクへの対応とともに、新しいフロンティアで社会変革を起こすための社会実装の加速や予算・税制・制度をパッケージ化した政策対応も重要だという意見が出された。
- ▶ 「経済・財政一体改革」については、年末の「新経済・財政再生計画改革工程表」の改定に向けて、予算・税制・制度改革等の取組パッケージが検討される。社会保障や地方行財政改革などの主要分野における今後の重点課題を、エビデンスをもって示し、関係会議と連携して方向性を出していくべきという意見等が出された。
- ▶ なお、「経済・財政一体改革」に関して、武見敬三厚生労働大臣から社会保障制度改革における今後の対応として、意見書が提出された。意見書の概要は以下のとおり。

社会保障制度改革における今後の対応

- ▶ 少子高齢化・人口減少時代といった非常に厳しい局面を迎え、給付と負担の見直しやマンパワー確保に向けた対応等が求められる中、社会保障制度を持続可能なものとするため、高齢者人口がピークを迎える2040年頃も視野に、社会保障制度が直面する課題に対応し、**全世代が安心できる社会保障制度を構築することが必要。**
- ▶ 具体的には、
 - ・ 全世代型社会保障構築会議の報告書等も踏まえ、**診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定や医療DX等**
 - ・ こども未来戦略方針等に基づき、年末までに改革工程の策定を行うこととされている、**改革項目の具体化**などにより、**必要な社会保障サービスが、必要な方に提供されるようにするとともに、全ての世代で、能力に応じて負担し、支え合う仕組みの構築に向けた取組を進める。**

同時改定に向けた対応

- 来年は、6年に一度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の**同時改定が行われる節目の年**であり、いわゆる団塊世代が全て75歳以上となる2025年以降、また、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、医療と介護の連携等、様々な視点からの検討が必要。
- 昨今の高水準となる**賃上げの動向や物価高騰の状況を踏まえた対応も極めて重要な課題。**
- 令和6年(2024年)度報酬改定においては、これらの視点も踏まえつつ、**物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な対応を行っていくことが求められる。**

- ▶ 最後に岸田内閣総理大臣からは、下記のとおり発言があった。

○今回の経済対策により、まずは足元の物価高から国民生活を守り、成長の成果を国民に適切に還元したいと考えている。そして、長年続いてきたコストカット型の経済から活発な設備投資や賃上げ、人への投資による経済の好循環が実現する熱量を感じられる新たなステージへの歴史的転換の好機を逃さず、経済対策でスタートダッシュを図っていく。

○施策間のシナジー効果が発揮されるよう、経済社会を大きく変革する新技術や飛躍的な成長が期待される分野などのフロンティアの開拓、人手不足解消や革新的サービスの提供につながる規制改革や、デジタル技術等の実装の促進、各省庁が所管、実施する財政措置や制度の有機的な連携、DXを前提とした簡素迅速な施策の実施といった点を重視し、対策の取りまとめを進めていただきたい。

○さらに、熱量を感じられる新たなステージに向けては、成長と分配の好循環の実現につながる政策効果の高い取組を中期的にも推進していくことが重要。今後の諮問会議の議論では、エビデンスベースでの議論の加速とともに、歳出改革のみならず、制度改革等を含めて経済・財政の両面から課題を提示し、政策横断的に関係会議とも連携して具体化を進めていただきたい。また、基金の執行見込みを含め、予算のDX化を推進していただきたい。

財政制度等審議会 財政制度分科会

◇2023.11.20

- ▶ 11月20日に財政制度審議会 財政制度分科会が開催され、令和6年度予算の編成等に関する建議がとりまとめられた。
- ▶ 建議では、基本認識として「少子化対策は国家の持続可能性を左右するといっても過言ではなく、長期的・継続的に実施する必要がある、そうである以上、財源も安定的に確保することが不可欠。世代間・世代内の公平性を確保し、全ての世代が相互に支え合う全世代型社会保障制度を構築し、あらゆる世代の将来不安を取り除いていく必要。」としている。
- ▶ また、少子化対策に向けた安定した財源の確保については、「徹底した歳出改革等を行い、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。歳出改革等による財源確保、経済社会の基盤強化を行う中で、支援金制度を構築する。」としている。

I：総論

令和6年度予算の編成等に関する建議
(令和5年11月 財政制度等審議会)

基本認識

- ・我が国の経済・社会は構造的な変化に直面しており、依然として歴史的な転換点に立っていると言える。海外と同様、我が国でも物価高や金利上昇の常態化というこれまでは異なる局面に入っていく可能性があり、利払費急増のリスクも念頭に置きながら、責任ある財政運営を行っていくことが一層重要。
- ・経済が平時化する中であって歳出構造を平時に戻していくことは当然のこと。その際、将来を見据えた財政措置を制度改革等と合わせて講じ、民間主導の経済成長を実現できる環境を整えていくことが政府の重要な役割。
- ・少子化対策は国家の持続可能性を左右するといっても過言ではなく、長期的・継続的に実施する必要がある、そうである以上、財源も安定的に確保することが不可欠。世代間・世代内の公平性を確保し、全ての世代が相互に支え合う全世代型社会保障制度を構築し、あらゆる世代の将来不安を取り除いていく必要。

1. 経済・市場動向

- ・新型コロナの位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、個人消費、企業活動含めて我が国の経済情勢は平時に戻り、更に一部ではコロナ禍以前の水準を超えて経済活動が活性化。
- ・グローバルな経済・金融環境においては、低インフレ・低金利基調から高インフレ・金利上昇基調へという経済の潮目の変化が継続。我が国でも物価は依然として上昇傾向、金利は長期債・超長期債を中心に一層上昇傾向。
- ・労働市場では人手不足が顕在化。今後とも労働供給制約に直面する可能性が高いことを踏まえれば、労働生産性の向上が急務。

2. 経済財政運営の在り方

- ・IMFは、本年4月のレポートで、各国政府は財政余力の構築により重点を置くことが必要等と提言。主要先進国は、こうした認識を共有し、財政健全化に向けた取組を推進。
- ・現在の経済情勢の下では、財政措置は真に必要で効果的な施策に的を絞って講じる必要。同時に、単に現状維持志向の政策ではなく、将来を見据えた財政措置を制度改革等と合わせて講じ、企業・個人の行動変容や産業の新陳代謝などを促すことが望ましい。
- ・金利上昇に伴い利払費が急増し、そのために国債を増発するようなこととなれば、市場の信認がさらに揺らぎ、国債発行に当たって追加のリスクプレミアム（国債金利上乗せ）を求められることになりかねない。そうなれば、財政運営に支障を来すおそれがあるほか、我が国の事業会社や金融機関などの資金調達にも悪影響を及ぼし得る。また、有事において機動的な対応ができるようにするためにも、常に財政余力を確保していくことが求められる。
- ・令和6年度予算については、財政健全化目標の達成に向けた道筋を示し、経済・財政運営に対する市場の信認を確保するとの覚悟を持って編成に臨むことが求められる。物価・金利動向など我が国の経済の現況に鑑みれば、今がまさに財政健全化に軸足を移すべき時であり、この機会を逃してはならない。

Ⅱ：各論

1. 社会保障

- ・能力に応じて負担し、必要に応じて給付し、持続可能な制度を次世代に伝える「全世代型」への制度改革が必要。

(少子化対策)

- ・「こども未来戦略方針」に基づき、安定した財源を確保した上で着実に実施すべき。具体的には、徹底した歳出改革等を行い、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。歳出改革等による財源確保、経済社会の基盤強化を行う中で、支援金制度を構築する。

(報酬改定：医療・介護・障害)

- ・高齢化等による国民負担率の上昇に歯止めをかけることが必要。
 - 約2万2千の医療法人を対象に実施した財務省の機動的調査で判明した診療所の極めて良好な直近の経営状況（2022年度経常利益率8.8%）等を踏まえ、診療所の報酬単価を適正化すること等により、現場従事者の処遇改善等の課題に対応しつつ診療報酬本体をマイナス改定とすることが適当
 - 診療所の報酬単価については、経常利益率が全産業やサービス産業（経常利益率3.1～3.4%）と比較して同程度となるよう、5.5%程度引き下げる。これにより、保険料負担は年間2,400億円程度軽減（現役世代の保険料率で▲0.1%相当。年収500万円の場合、年間5千円相当の軽減）
- ・その上で、現場従事者の処遇改善に向けて、毎年生じる単価増・収入増を原資とすることを基本としつつ、利益剰余金の活用、強化される賃上げ税制の活用、その他賃上げ実績に応じた報酬上の加算措置を検討すべき。
- ・介護分野の職場環境の改善・生産性向上等に取り組むべき。

(改革工程)

- ・全世代型社会保障に向けた改革について、医療提供体制、保険給付範囲の在り方、能力に応じた負担の観点から検討が必要。

2. 地方財政

- ・一般財源総額実質同水準ルールを着実に実施し、引き続き歳出改革等の努力を行っていくことが必要。
- ・自治体DXを通じた業務効率化・歳出削減を推進するとともに、経費の削減効果について地方財政計画にも反映させるべき。
- ・こども・子育て政策の強化について、既存施策との関係整理や枠計上経費の組み替えによる財源確保も検討すべき。
- ・近年の地方税収等の増収傾向などを踏まえれば、当初計画にない財政需要について、まずは地方公共団体が基金の活用等によって対応することを検討すべき。
- ・ふるさと納税に関する折半ルール適用や地方財政計画への計上の在り方について検討を進めるべき。

3. 防衛

- ・優先順位を付けた上で合理化・効率化を徹底しつつ、「防衛力整備計画」で定められた43兆円程度を最大限効率的に活用し、防衛力強化を進めていく必要。防衛関係費は、長期にわたる防衛力を支える継続的な予算であり、安定財源の確保が不可欠。
- ・内外の物価上昇や為替の減価によって装備品等の単価が上昇する中で必要な防衛力を確保するためにも、価格低減等に努める必要。
- ・ライフサイクルコストを通じたプロジェクト管理について、実効的なコスト抑制につながるよう、運用改善やガバナンス強化等が必要。

4. 外交

- ・我が国が直面している厳しい国際情勢に機動的かつ的確に対応するため、有力な外交ツールであるODAについても、より戦略的・効果的に活用されるべき。
- ・その際には、諸外国における抜本的な見直しの例も参照しつつ、資金を優先順位付けして戦略的に有効活用する取組や民間資金との効果的な連携等を一層図っていくべき。

5. 文教・科学技術

- ・義務教育について、日本全体で人手不足が問題となる中、教職の魅力を高めることで教員の「質」の確保を図りつつ、「働き方改革」の徹底やICTの活用等により、「数」に頼らない持続的・効率的な学校運営を図っていくべき。
- ・高等教育について、少子化が進み大学の経営環境が厳しくなる中、経営の健全化に資する定員規模の適正化等を、予算のメリハリ付けの強化を通じて進めていくべき。
- ・科学技術について、若手研究者の活躍機会の確保に向けて、硬直的な人事制度や研究費等の配分方法の柔軟化を図るとともに、博士人材のキャリアパスの複線化を促すべき。

6. 社会資本整備

- ・近年、防災・減災、国土強靱化等のために公共事業の予算規模が増加しているが、インフラの整備水準の大幅な向上や、建設業の労働需給が逼迫している点なども踏まえ、公共投資の適切な規模を見極める必要。
- ・国土強靱化に向けた今後のハード整備は、人口減少を見据えて将来世代にも受益が及ぶ事業へ重点化させることや、災害リスクエリアに新築を促さない仕組み・規制や実効的なコンパクトシティ政策等と組み合わせることで、防災・減災効果をより効率的に高める必要。

7. 農林水産

- ・農業政策の構造転換を進めるべく、「生産面」において、水活交付金及び収入保険などセーフティネットについて、生産性向上や需要に応じた生産の推進、制度の持続可能性の観点から必要な見直しを行うべき。
- ・「生産基盤」である担い手について、法人経営体の増加や規模拡大、雇用就農を推進する観点から、制度面も含めた労働環境の改善が必要。また、サービス事業体の育成などスマート技術の実装、効率的な活用を進めるべき。

8. 国内投資・中小企業

- ・GX・DX等の成長分野への投資拡大に向けた取組は重要。民間資金を活用するとともに、インフレ懸念にも留意しながら進めていく必要。GX分野では、財源を含めた長期的な戦略フレームワークが明確化。DX分野である半導体等についても、諸外国の支援手法（投融資等）も参考にしつつ、必要な財源と一体で、中長期的な戦略を描くべき。
- ・新型コロナが5類感染症に移行したいま、新型コロナ対応のために措置された補助金や金融支援については、事業者の状況を見きわめながら不断に見直し、早期に中小企業対策費全体を正常化する必要。

9. デジタル

- ・政府のシステム予算について、デジタル庁が統括監理や一括計上の枠組みを用いて、更なる効率化やコスト削減に努めるとともに、予算の総額をコントロールするための目標を設定する必要。
- ・地方公共団体のガバメントクラウド活用について、コスト削減に向けた検討をデジタル庁がさらに進めるとともに、その削減効果やコスト削減以外のメリットをわかりやすく示し、地方公共団体がガバメントクラウドを利用する合理性を丁寧に説明していくべき。

10. 地方創生

- ・地域の「稼ぐ力」「地域の総合力」「民の知見を引き出す」観点から先導性の高い地方公共団体の取組を支援していくため、地方創生関係交付金の実効性を高める枠組みに改め、地方創生に向けた支援の改善・強化を図るべき。

11. 国家公務員等の旅費制度の改正

- ・国内外の社会情勢の変化に対応できるものとするとともに、国家公務員の働き方改革に資する事務負担軽減や業務環境の改善を図るため、令和6年の通常国会に旅費法改正法案を提出すべき。

◇2023.11.8

- ▶ 11月8日に財政制度審議会 財政制度分科会が開催され、取りまとめに向けた審議が行われた。
（資料非公開）

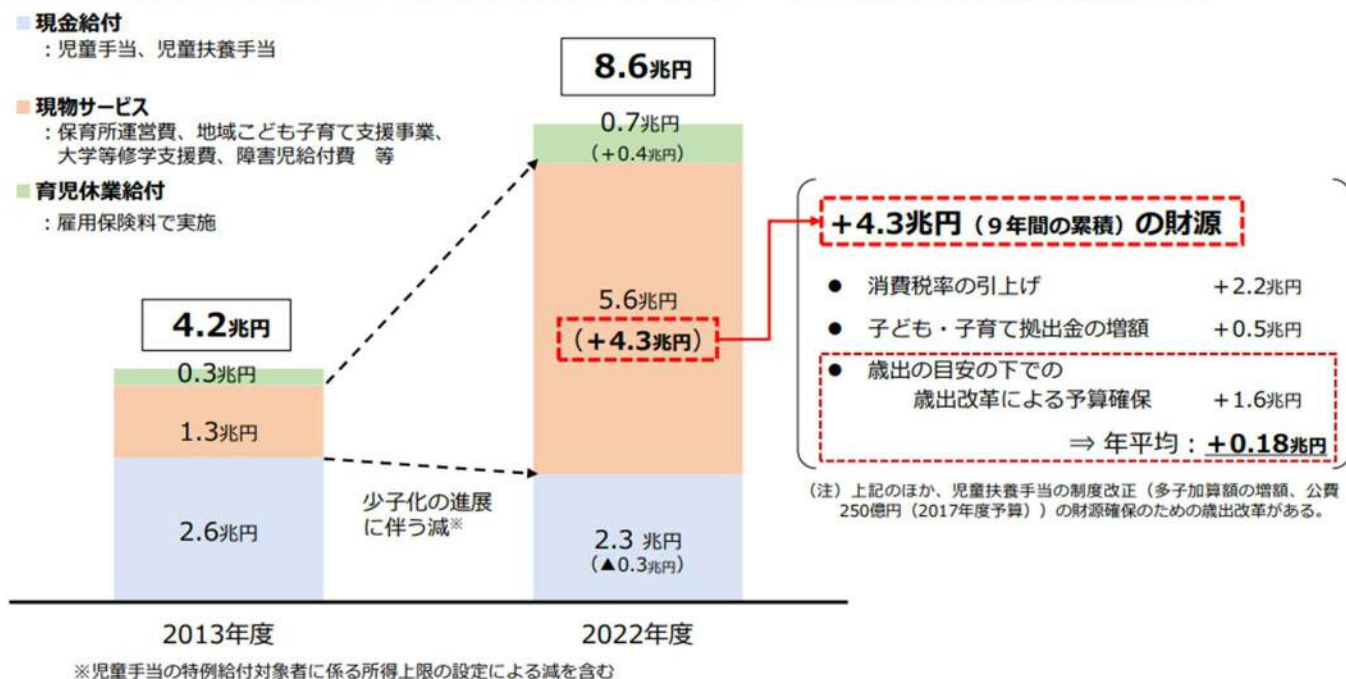
◇2023.11.1

- ▶ 11月1日に財政制度審議会 財政制度分科会が開催され、「社会保障」について協議が行われた。
- ▶ 協議では、少子化対策において、こども予算の充実について「社会保障関係費の歳出の目安を達成する中で、毎年度、こども予算を増額させてきている」とし、「今後とも、全世代型の社会保障制度を構築するとの考え方の下、同様の歳出改革努力を継続し、こども予算の充実につなげていくことが必要」との考えが示された。

全世代型社会保障の構築の観点からの歳出改革の徹底

少子化対策

- これまで、こども予算の充実に向けて、消費税率引上げや子ども・子育て拠出金の増額により財源を確保してきたほか、社会保障関係費の歳出の目安を達成する中で、毎年度、こども予算を増額させてきている。（年平均：+0.18兆円（地方負担を含む公費ベース））
- 今後とも、全世代型の社会保障制度を構築するとの考え方の下、同様の歳出改革努力を継続し、こども予算の充実につなげていくことが必要。



- ▶ 介護報酬改定に関する資料では、「経営の協働化・大規模化の促進」として下記事項が示された。
 - 限られた介護人材のリソースを有効に活用し、生産性を上げていくため、経営の協働化・大規模化は重要な取組。
 - 協働化・大規模化により、人材育成を通じた離職率の低下、一括仕入れによるコスト削減、利用者のニーズへの対応強化といった成果が得られている好事例も出ている。また、社会福祉連携推進法人制度の活用他にも、協働化による業務改善の取組例も生まれている。
 - 給与面でも、特養では規模が大きくなるほど職員1人当たりの給与が大きくなる傾向にある。
 - 今般の経済対策において中期的な担い手確保の観点も含め、職場環境の改善等につながる介護事業者の協働化・大規模化を支援。
- ▶ 介護サービス事業者の経営状況については、下記事項が資料として提示された。
 - 昨年度の経営概況調査による令和3年度の収支差率は3.0%と中小企業全体(3.3%)をやや下回る水準。
 - しかし、本調査の収支差は、特別費用である「事業所から本部への繰入」は反映(控除)されている一方で、特別収益が反映(合計)されていない。このため、特別費用を除いた収支差率で見ると、4.7%と中小企業全体の水準を上回る。
 - 同様の特別費用・特別収益を除いた上での分析は、サンプル数がより豊富な福祉医療機構が公表する「経営分析参考指標」でも用いられており、こうした事業者のグループ内の資金移動を除外したデータを基にサービス類型ごとの収支差率で見ると、中小企業全体の水準を上回るサービスが多い。
- ▶ 障害報酬改定については、「障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠」とし、「需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、報酬改定における収支差率を踏まえた報酬の適正化の徹底、総量規制によるサービス供給量の適正化の取組を強化する必要」との考えが示された。
- ▶ また、障害福祉サービス等の現状として、下記事項が資料として提示された。
 - 「障害福祉サービス等事業者の収支差率は5.1%と中小企業を上回る水準。さらに、事業者の本部や他の事業との間の資金移動を除外するため特別費用・特別収益を除いた収支差率で見ると、通常の収支差率よりも1.5%高くなっている。
 - また、サービスごとの収支差率を見ると、中小企業の2倍以上の高い収支差率となっているサービス

類型も見られる。

○障害福祉サービス等は業界全体として、コロナ禍においても一貫して収益が拡大している。障害福祉サービス等事業所を行っている社会福祉法人について見ると、事業者当たりの収益は増加傾向にあり、また、内部留保についても収益の増加に伴って積み上がっている状況。内部留保の割合も全産業・中小企業等と比べても高い水準。

◇2023.10.27

- ▶ 10月27日に財政制度審議会 財政制度分科会が開催され、「防衛」と「外交・デジタル・地方創生」「国家公務員等の旅費制度の改正」について協議が行われた。

◇2023.10.19

- ▶ 10月19日に財政制度審議会 財政制度分科会が開催され、「社会資本整備」と「農林水産」について協議が行われた。
- ▶ 「社会資本整備」については、①公共投資をめぐる現状と課題、②防災・減災、国土強靱化の進捗と課題、③地域公共交通について、が議題として提起された。
- ▶ とくに②防災・減災、国土強靱化の進捗と課題においては、近年、「5か年加速化対策」等により取り組んでいること、ハード整備だけではなく、ダムの事前放流や線状降水帯の事前予測などソフト対策と一体で実施することにより、以前と比べて被害が相当程度低減するなど成果を出していると評価をしている。そのうえで、今後のハード整備は、急速に進む人口減少等の変化を見据え、将来世代にも確実に受益が及ぶ事業に重点化する必要がある、ハード整備の事業評価(費用便益分析)や、国土強靱化事業のKPI設定などの際には、人口減少に伴うインフラの需要動向を踏まえる必要があるとしている。
- ▶ また、災害リスクの高いエリアで人口が増加している実態があることを指摘し、今後、防災・減災対策としてハード整備を進めるにあたっては、土地利用規制やソフト対策等も組み合わせ、防災・減災効果をさらに高めていく必要があるとしている。

◇2023.10.11

- ▶ 10月11日に財政制度審議会 財政制度分科会が開催され、「文教・科学技術」と「国内投資・中小企業」について協議が行われた。
- ▶ 分科会では、「国内投資・中小企業」について、「中小企業対策については、どのような支援をした場合にどのような効果があったのかという効果検証がまったく行われておらず問題。しっかりと検証すべき」「コロナ禍で膨れあがった中小企業対策費を縮減するのは当然。事業再構築補助金については、交付を受けた個々の事業者のレビューに加え、全体として、これまでに投じた国費約2兆円が日本経済の構造転換の資するものだったのかという検証が重要」といった意見が出された。

◇2023.10.4

- ▶ 10月4日に財政制度審議会 財政制度分科会が開催され、「地方財政」について協議が行われた。
- ▶ 「地方財政」の検討課題として、①令和6年度総務省要求(仮試算)の概要、②自治体DXの推進、③こども・子育て政策の強化と地方財政、④地方税収等の計上の適正化、⑤ふるさと納税が提起されている。とくにこども・子育て政策の強化と地方財政については、「こども・子育て政策については、地方自治体において既にさまざまな取組が行われており、加速化プランの実施に向けて関係を整理していく必要がある」としている。
- ▶ 分科会では、「こども・子育て関連の地方財源については、既に自治体独自で行われている様々な施策と加速化プランの重複や、人口減少対策等にかかる既存経費との関係等を整理して、検討していくべき」「自治体財政の見える化を進める必要がある。地方創生臨時交付金の効果検証が必要。いわゆる枠計上経費については歳出内訳の明確化や効果検証を行い、適切な歳出規模が検討できるようにすべき」「自治体業務のあり方も見直しが必要。自治体業務のあるべき姿を示して進めていくべき」といった意見が出された。

◇2023.9.27

- ▶ 9月27日に財政制度審議会 財政制度分科会が開催され、「財政総論」に関し、課題提起が行われ協議が実施された。
- ▶ 資料では、「2023年度には、名目GDPは過去最高を更新する見込みであり、実質GDPで見てもコロナ前の水準を回復する見通し」「個人消費は、コロナによる落ち込みから勢いが戻りつつある」「訪日外客数は回復傾向にあり、一部の国や一人当たり消費額単価は既に2019年を超える水準」「企業収益は大企業を中心に改善。設備投資額はバブル期並みの水準に迫る」「物価は依然として上昇傾向が続いている。足下の物価上昇の主要因は、エネルギーから食料品やその他一般物価に変化している」等と現状分析を行っている。
- ▶ 公的価格の適正化(2024年度報酬改定における主な課題)については、医療・介護共通の課題として、「事業者の収入増が現場の賃上げに確実につながる好循環の実現」が課題であるとし、処遇改善加算の仕組みの活用など、処遇改善の実績に応じた配分や、費用負担・配分の見える化の強化(経営情報データベースの充実、職種別給与・人数の見える化)が必要であるとした。
- ▶ また、構造的賃上げ・投資促進の取組みなどの経済政策との整合性も課題であるとし、国民負担増(現役世代の保険料負担増等)の最大限の抑制(国民への還元)、保険料率の上昇傾向に歯止めをかけることが必要とした。

公定価格の適正化－2024年度報酬改定における主な課題

医療

□ 近年の物価上昇率を上回る単価増への対応

〔診療所の1受診当たりの医療費：年＋4.3%(過去3年)
病棟の入院1日当たりの医療費：年＋3.5%(過去3年)〕

←医療経済実態調査の結果を見た上で、適正な単価を設定

□ コロナ補助金等による内部留保の積み上がり

←賃上げ原資等として活用する方策の検討

介護

□ 構造的な人手不足の下で経済成長を大きく上回るペースで増加する需要への対応

←職場環境の改善・生産性の向上が不可欠

- ・関係者の意識改革（内閣総理大臣表彰等）
- ・ICTの活用、人員配置基準の柔軟化等
- ・経営の協働化・大規模化

医療・介護共通

□ 事業者の収入増（全体として年＋2～3％）が現場の賃上げに確実につながる好循環の実現

- ・処遇改善の実績に応じた配分（処遇改善加算の仕組みの活用など）
* 2022年10月の臨時報酬改定で創設された処遇改善加算（約9割の事業所が取得）の下で、介護職員については予算額（＋3％）を大きく上回る賃上げ（＋5.8％）、同加算の直接の対象でないその他の職員についても賃上げ（＋3.6％～5.1％）が実施されている。
- ・その前提として、費用負担・配分の見える化の強化（経営情報データベースの充実、職種別給与・人数の見える化）

□ 経済政策（構造的賃上げ・投資促進の取組み）との整合性

- ・現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環の実現のため、配分のメリハリ付けを通じた国民負担増（現役世代の保険料負担増等）の最大限の抑制（国民への還元）
- ・必要な医療・介護を提供しつつ、医療・介護の給付の伸びと国民所得（総報酬）の伸びを同水準にして、保険料率の上昇傾向に歯止めをかけることを目指す

- ▶ 分科会では「経済活動が平常化しつつあり、物価高や金利の上昇など、これまでと構造的に違う経済財政の動きが見られるなか、歳出構造を平時化するとともに、金利上昇を意識した、今までと違う経済財政運営が必要」「生産性の高い分野に重点化した成長戦略を実施するとともに、国民の将来不安を減らし、規制改革と併せて政策を実施し、持続的な賃金上昇につながる成長と分配の好循環につなげていく必要がある」「物価上昇、金利上昇がみられる中、世界から中長期的に日本の財政は持続可能だという信任を確保しておく必要がある」等の意見が出された。

2. 規制改革

<会 議>

規制改革推進会議

◇第 17 回(2023.10.16)

- ▶ 10 月 16 日、第 17 回規制改革推進会議が開催され、新議長に東日本旅客鉄道の富田哲郎会長を選任するとともに、「規制改革推進会議の進め方」「規制改革の重要課題」などについて議論した。同会議の下に「公共」「スタートアップ・投資」「働き方・人への投資」「健康・医療・介護」「地域産業活性化」の 5 つのワーキング・グループ(WG)の設置を決定。来年夏を目途に答申を取りまとめるほか、答申を待たずに、改革を実現すべき事項については早期の実現を求める、としている。
- ▶ 規制・制度改革の重要課題として「人材不足の解決」「賃上げ」「投資の拡大」の実現を強調。10 月中に政府が取りまとめる新経済対策に盛り込む緊急に対応すべき項目として、人手不足による諸問題が噴出している「交通・観光」「輸送」「医療・介護」「教育」「働き方」の 6 分野を示した。また、「国内投資・GX/DX」「公共サービス」における措置として、スタートアップ設立円滑化のための公証人による定款認証の見直しや、地方自治体の各種手続きのデジタル化、ローカルルール廃止(記入書類・様式の統一)などの具体的な提案も行うこととしている。
- ▶ 来年の答申、規制改革実施計画策定に向けた当面の課題については、「革新的サービスの社会実装による課題解決」「スタートアップの成長」「国内投資の拡大」「良質な雇用の確保」「官民連携・公共サービス改革」の 5 点を強調。
- ▶ 「革新的サービスの社会実装による課題解決」については、物流(無操縦者航空機・ドローンの導入、ラストワンマイル配送の円滑化)、医療(オンライン診療、コンビニなどでの医薬品販売、医療データの利活用法制などの整備)、移動(タクシー・バスの運転手確保)などの課題を示した。
- ▶ 「スタートアップの成長」に向けては、円滑な M&A、適切なコーポレートガバナンスに関する規制などの点検、国内投資拡大については、脱炭素化、デジタル化など革新的な投資を阻む規制のアップデート策などを提示。
- ▶ 「良質な雇用の確保」に向けては、副業・兼業の円滑化、本人の意思や世帯の事情(介護など)に応じた柔軟な働き方などが盛り込まれた。
- ▶ 「官民連携・公共サービス改革」については、自治体を革新的サービスで支える基盤作りなどに取り組むことなどが盛り込まれた。
- ▶ 会議に出席した岸田文雄首相は、「本会議では、人手不足解決、賃上げ、投資の拡大を実現する規制・制度改革、これを是非進めていただきたいと考えております。具体的には、まずは、物流や医療・介護などの分野の人手不足に対応し、緊急に対応すべき課題として、ドローンの無人地帯における目視外飛行の事業化、そして、オンライン診療の診療場所の拡大や在宅医療提供体制の充実、医療・介護従事者の常勤・専任規制の見直し、高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化といった課題につきまして、月末に取りまとめる予定の経済対策に向けて検討を加速していただきたい」と発言した。

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ

◇第 2 回(2023.11.20)

- ▶ 11 月 20 日、令和 5 年第 2 回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され「オンライン診療の更なる普及・促進に向けた対応」「報酬制度における常勤・専任要件の見直し等」

「特定施設(介護付き有料老人ホーム)等における人員配置基準の特例的な柔軟化」について協議が行われた。

- ▶ 報酬制度における常勤・専任要件の見直し等については、厚労省より社会保障審議会(介護給付費分科会)における検討状況及び検討内容の報告として、下記内容が報告された。
 - 令和5年9月に介護事業所等の管理者は、当該介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能であること等について周知を行った。
 - その他の事項については、令和6年度介護報酬改定に向けて介護給付費分科会において議論を開始。11月中旬に具体的な対応の方向性について議論を行い、年内に一定の結論を得る
- ▶ 特定施設(介護付き有料老人ホーム)等における人員配置基準の特例的な柔軟化については、介護給付費分科会における検討状況として下記内容が報告された。
 - 本年4月27日開催の第216回介護給付費分科会において、令和4年度に行った実証事業等の結果について報告、議論
 - 9月8日開催の第223回介護給付費分科会において、これまでの意見のとりまとめ及び関連する事業の実証結果等の報告を行った上、現状と課題及び論点等について議論
 - 11月中旬に具体的な対応の方向性について議論を行い、年内に結論を得る予定

◇第1回(2023.11.16)

- ▶ 11月16日、令和5年第1回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催された。
- ▶ 今回は「デジタル技術を活用した医薬品販売業の在り方(フォローアップ)」「要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実現(フォローアップ)」「その他医薬品の分類及び販売方法の見直し」「濫用等のおそれのある医薬品の適正な販売のための方策の在り方」「規制改革ホットライン処理方針」について協議が行われた。

規制改革推進会議 働き方・人への投資ワーキング・グループ

◇第3回(2023.12.5)

- ▶ 12月5日、令和5年第3回規制改革推進会議働き方・人への投資ワーキング・グループが開催され、「副業・兼業の円滑化」について協議が行われた。

◇第2回(2023.11.20)

- ▶ 11月20日、令和5年第2回規制改革推進会議働き方・人への投資ワーキング・グループが開催され、「オンライン教育の活用促進」について協議が行われた。

◇第1回(2023.11.15)

- ▶ 11月16日、令和5年第1回規制改革推進会議働き方・人への投資ワーキング・グループが開催された。
- ▶ 今回は「働き方・人への投資ワーキング・グループの基本的な方向性」「自爆営業対策の推進」について協議が行われた。
- ▶ 基本的な方向性についての協議では、人手不足が進む中、賃上げ実現のためには、人への投資と多様な人材が活躍できる環境の整備が重要として、労働分野、教育分野について下記事項が示された。
 - 労働分野:生産性の高い企業・産業への円滑な労働移動等を通じた良質な雇用の確保
 - 教育分野:革新的サービスの創出・社会実装を担う人材の育成、社会・技術の変化に対応した学校の改革

3. 地方創生・地方分権等

<会議>

地方分権改革有識者会議

◇第 56 回(2023.11.16)

- ▶ 11 月 16 日、第 56 回地方分権改革有識者会議・第 161 回提案募集検討専門部会 合同会議が開催され、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(案)が示された。
- ▶ 令和5年の地方からの提案では、生活福祉資金貸付事業における民生委員調査書の廃止が提案されたが、今回示された対応方針(案)では、「調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされた。
- ▶ 保育所の居室の床面積に係る基準及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準を「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和 11 年3月 31 日まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努めることとされた。
- ▶ 介護保険法関連の「地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策」については、令和 6 年 4 月から施行される改正介護保険法における指定介護予防支援事業者の指定対象の拡大が有効に機能するよう、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和 5 年度中に結論を得ることとされた。
- ▶ 「地域包括支援センターにおける保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について」は、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和 6 年度までに結論を得ることとされた。
- ▶ 民生委員・児童委員の選任要件の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得ることとされた。
- ▶ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとするとされた。
 - ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
 - ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ▶ 今後、対応方針(案)は、令和 5 年 12 月中下旬を目途に閣議決定が行われる予定。

◇第 55 回(2023.8.4)

- ▶ 8 月 4 日、第 55 回地方分権改革有識者会議が開催され、「令和5年の提案募集方式等について(重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等)」「計画策定等の見直しに関する取組について」「今後の地方分権改革の在り方等の検討について」について協議が行われた。
- ▶ 「令和5年の提案募集方式等について(重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等)」では、前回会議において示された重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点が示された。

○民生委員・児童委員の選任要件の見直し【提案団体：特別区長会】

⇒在住者だけでなく在勤者も民生委員候補者とする。民生委員・児童委員の担い手の安定的な確保や本制度の持続可能性の向上に資する。

＜関係省庁からの第１次回答の概要＞

- ・民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。
- ・なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。

＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

- ・当該市区町村外に居住する在勤者の中にも「地域住民の生活の実情に通じている者」がいるものと思料（大規模マンションの管理人、商店街で働く者など）
- ・従って、必ずしも“その地域に相当期間居住している者”に限定する必要はないのではないか。以上を踏まえ、本制度の持続可能性を高める観点から、選任要件の拡大について検討すべきではないか

○児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し

【提案団体：神戸市／兵庫県、加古川市】

⇒児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、「民生委員の証明」を必要とする各種証明書について、民生委員による証明事務の廃止を求める。また、生活福祉資金貸付について、民生委員が作成することとなっている意見書の廃止を求める、等。

＜関係省庁からの第１次回答の概要＞

- ・生活福祉資金貸付制度は、単に貸付のみを行なうのではなく、相談支援を併わせて行うことで、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図るものであり、民生委員による地域住民への相談対応等の支援から、本制度の利用へとつながることも期待している。
- ・本制度の貸付における民生委員の意見書を廃止することについては、民生委員の意見等を十分に踏まえた上で、その他の負担軽減の方策を含めた慎重な検討が必要である

＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

- ・生活福祉資金貸付制度に係る意見書については、立法当時の社会情勢の変化等に鑑み、民生委員が担うべき事務を改めて整理し、廃止も含めた民生委員の負担軽減に資する具体的方策をご検討いただきたい

国家戦略特別区域諮問会議

◇第 60 回(2023.10.20)

- ▶ 10 月 20 日、第 60 回国家戦略特別区域諮問会議が持ち回り開催され、「区域計画の認定」「外国人家事支援人材の活用に係る指針の変更」について全会一致で了承された。

現行制度の概要及び活用実績

現行制度

国家戦略特区において、第三者管理協議会※¹による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留※²を可能とする制度。

※¹ 自治体と関係行政機関により構成する協議会

※² 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針（内閣総理大臣決定）により5年を上限とする

活用実績

H28年度の創設以降、6自治体で活用され、約1,300名が入国。一方、新型コロナに伴う入国制限により、2～4年目の人材が極端に少ない状況。



今後の方針

（対応方針（案））

今秋以降、新型コロナに伴う入国制限前に入国した外国人材が5年の期間満了により帰国していく。その結果、サービスの中核を担い、かつ、後輩の指導やサポートができる外国人材（4、5年程度の経験を有する人材）の大幅な不足が見込まれる。こうした状況に対応するため、入国制限に伴い人材の受入れができなかった期間（3年程度）を補完するための臨時的な措置として、入国制限前に入国して在留中の経験豊富な外国人材について、家事支援活動に従事できる期間を通算8年に延長する。

（今後のスケジュール（予定））

本年10月中 臨時的な対応として、上記を措置
※関連する指針（総理大臣決定）の改定

業界団体の意向等を踏まえ、特定技能制度への移行を検討

第 33 次地方制度調査会

◇第 21 回(2023.11.9)

- ▶ 11月9日、第33次地方制度調査会第21回専門小委員会が開催され、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申(案)」について協議された。
- ▶ 今回は、前回の答申(素案)の協議に基づいた修正点が示され、協議が行われた。
- ▶ 「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」において、「必要な職員の確保の課題と対応」「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態においては、地方公共団体の内部での体制の見直し等によっても職員の確保ができない場合、他の地方公共団体に応援や職員の派遣を求めることが考えられる。」といった文言が追加された。

◇第 20 回(2023.10.23)

- ▶ 10月23日、第33次地方制度調査会第20回専門小委員会が開催され、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申(素案)」が協議された。
- ▶ 「答申(素案)」では、感染症や災害などに備えた個別法で想定されない事態が生じ、国民の生命や財産が脅かされる恐れがある場合、国から自治体へ必要な指示を行えるようにすることを盛り込んだ。ただ、国と地方の関係は対等とする地方分権の趣旨を踏まえ、あくまで特例と位置付けている。
- ▶ 今後、地方制度調査会では年内の答申をめざして議論を進め、政府は答申を受け、2024年の通常国会への法案提出を含め対応を検討する予定。

◇第 19 回(2023.9.27)

- ▶ 9月27日、第33次地方制度調査会第19回専門小委員会が開催され、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から必要となる地方制度のあり方に関する地方六団体からの意見聴取」が行われた。
- ▶ ヒアリングでは、全国知事会から「緊急を要する時における個別法が想定しない事態において、国が地方公共団体に必要な指示を行える仕組みを導入する場合は、地方の自主性や自立性を十分に尊重することが前提ではないか」等の意見が出された。

4. 社会福祉法人等

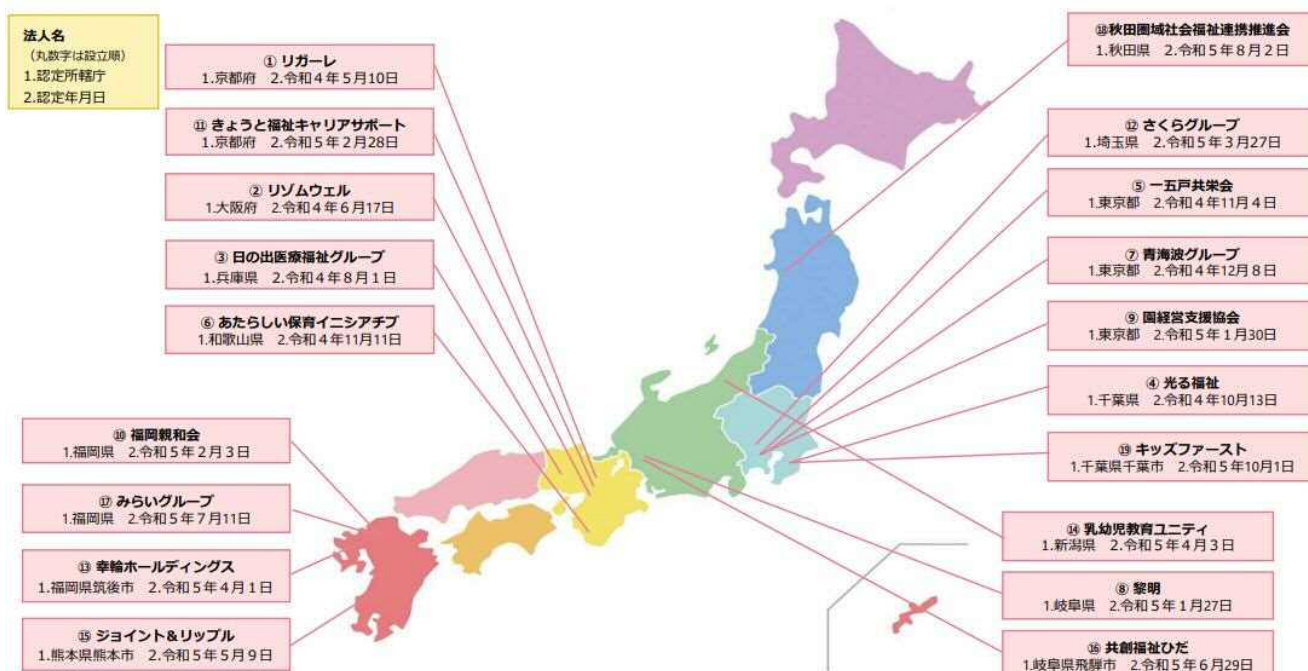
<通知・公表>

社会福祉連携推進法人の設立状況(2023.10.1)

- ▶ 厚生労働省は、令和5年10月1日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。
- ▶ 「社会福祉連携推進法人」制度は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うものとして令和4年4月1日より開始した。
- ▶ 令和5年8月2日現在、認定があった社会福祉法人は19法人(前回8月2日公表時より1法人増)。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和5年10月1日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**19法人**。

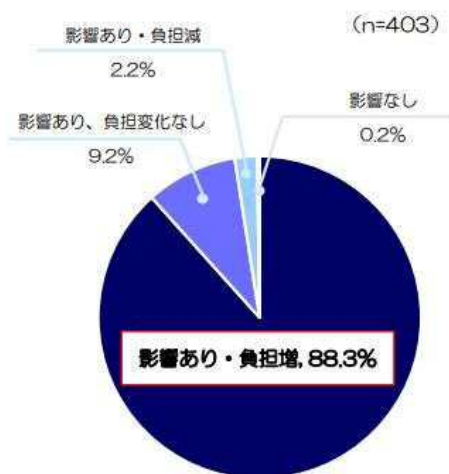


社会福祉法人経営動向調査(2023年9月調査)の概要(2023.10.6)

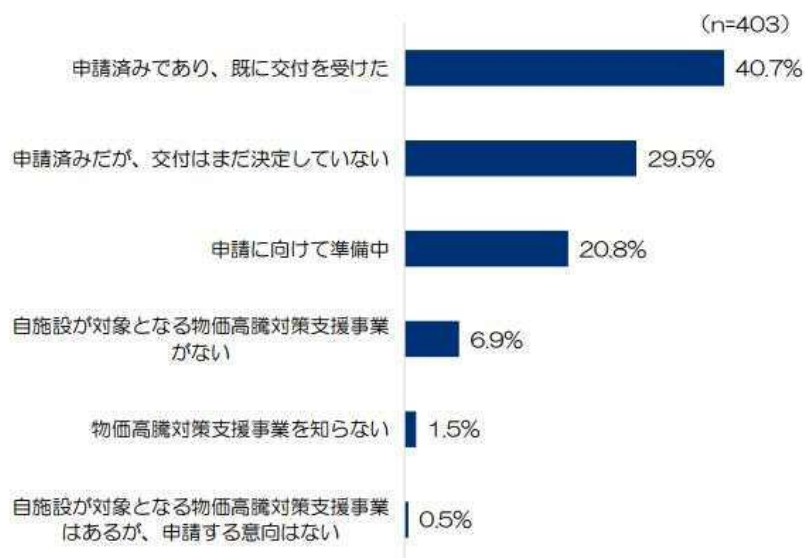
- ▶ 福祉医療機構は、10月6日に「社会福祉法人経営動向調査(2023年9月調査)の概要」を公表した。
- ▶ この調査は、社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、運営実態を明らかにすることを目的に四半期ごとに実施されているもの。9月調査では特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人530法人を対象とし、403法人から回答を得た。
- ▶ 2023年度上半期のサービス活動収益(見込み)について、前年度同期比5%以上増加する見込みの施設が11.3%、5%以上減少する見込みの施設が17.8%となった。また、サービス活動増減差額(見込み)は、前年度同期比5%以上増加する見込みの施設が14.5%、5%以上減少する見込みの施設が33.8%となった。
- ▶ 2023年4～6月において、99.8%の施設が原油価格や物価高騰により何らかの影響を受けていると回答し、うち前年度同期比で費用負担が増加した施設は88.3%であった。2023年度における各自治体を実施する物価高騰対策支援の補助金・支援金等の対応状況について「申請済みであり、既に交付を受けた」施設が40.7%である一方、交付を受ける予定がない施設が約1割を占める結果となった。

5-2-1. 原油価格や物価高騰による影響およびその対策支援の状況

2023年4～6月での経営上の影響有無
および費用負担の変化（前年度同期比）



物価高騰対策支援の補助金等の対応状況（2023年度）



99.8%の施設が原油価格や物価高騰により何らかの影響を受けており、うち88.3%の施設が前年度（2022年度）同期比で費用負担は増加したと回答した
2023年度における各自治体が実施する物価高騰対策支援の補助金・支援金等の対応状況について「申請済みであり、既に交付を受けた」施設が40.7%である一方、交付を受ける予定がない施設が約1割を占める結果となった

22

5. 高齢者

<会議>

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議

◇第3回(2023.11.13)

- ▶ 10月12日、第2回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議(議長:岸田内閣総理大臣)が開催され、有識者ヒアリングと意見交換が行われた。
- ▶ 福岡市社会福祉協議会からは、「誰もが自分らしく生活できる社会を目指して」と題して終活サポートセンターによる包括支援や住まい・まちづくりセンターによるコーディネートなど、地域で暮らす方が抱えている生活課題の解決に関する取り組みについて報告がされた。
- ▶ 100BLG 株式会社からは「認知症になっても、地域・社会・仲間とつながりが切れない社会」と題して、必要なことは社会の中で必要とされているという時間＝“役割”、認知症の人が仲間とともに安心して集える場＝“居場所”が大切であると報告がされた。
- ▶ 株式会社イトーヨーカ堂からは「認知症バリアフリー推進の取り組みについて」発表が行われた。認知症バリアフリーの取り組みは、超高齢化社会における経営戦略の一環であり、従業員の介護離職防止に繋がり、企業の組織基盤の強化にも資するものである。また、認知症バリアフリー宣言の普及拡大が重要であると報告がされた。
- ▶ ハウス食品グループ本社株式会社からは「仕事と介護の両立支援の取り組みについて」発表がされ、ハウス食品グループ内での介護支援策の取り組み内容について紹介がされた。
- ▶ 本日の議論を踏まえ、岸田内閣総理大臣は、次のように述べた。「認知症になっても働きたい、地域に貢献したいという希望をかなえる場所が身近にあることは重要。地域社会や仲間とのつながりを維持できる居場所を全国に広げる必要がある。この方針を認知症基本法に基づく国の計画に盛り込む自治体の計画づくりにいかしていきたい。」、「現在厚労省の審議会で、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の仕組みづくりの検討会を行っているが、次期通常国会での法案提出に向け早急に結論をまとめていただきたい。」

◇第2回(2023.10.12)

- ▶ 10月12日、第2回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議(議長:岸田内閣総理大臣)が開催され、前回に引き続き構成員からのプレゼンテーション、意見交換が行われた。

- ▶ 緊急に対応すべき認知症関連・「幸齢社会」実現に向けた施策として以下の取り組みが挙げられた。

資料1

緊急に対応すべき認知症関連・「幸齢社会」実現に向けた施策

内閣官房 健康・医療戦略室

緊急に対応すべきものとして、認知症基本法の施行準備、認知症治療の新時代を踏まえた早期発見・早期介入、検査・医療提供体制の整備、研究開発の推進、独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題への対応のため、以下の取組を行う。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行準備に向けた都道府県・市町村の取組支援

- ・ 本年6月に成立した「認知症基本法」の施行に向けて、地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等を図るとともに、あらゆる年齢の認知症の本人の意見を丁寧に聴いた上で、各自治体において計画策定の準備を進めるための財政支援を実施
- ・ あわせて、あらゆる年齢の認知症の本人の意見を丁寧に聴いた上で認知症基本法の分かりやすい解説冊子の作成、自治体からの相談窓口の設置などを通じて、各自治体に対する実務面でのきめ細やかな支援を実施

認知症治療の新時代を踏まえた早期発見・早期介入、検査・医療提供体制の整備

- ① 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進
 - ・ 地域住民を対象としたバイオマーカーやアプリ・AIを用いたスクリーニング検査の検証及び自治体と連携した本人・家族支援モデルの確立
- ② 新薬へのアクセス・投与後のモニタリング等の適切な確保
 - ・ 認知症疾患医療センター等におけるアルツハイマー病の新規治療薬の適正な使用体制の整備に向けた検討

「認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ」の早期着手

- ① 脳科学に関する研究開発プロジェクト
 - ・ 脳科学研究開発プロジェクトの中核拠点の機能強化
 - ・ アルツハイマー病治療薬上市に伴う、認知症の効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究の強化
- ② 将来的課題に向けた野心的プロジェクト「ムーンショットプロジェクト」
 - ・ 神経回路の再生・修復等による回復治療法等の研究開発など、新たなアプローチへの挑戦

独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題への対応

- ① 省庁横断体制の下での取組推進
 - ・ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会を作っていくため、身元保証など民間事業者によるサポートについて、実態把握、課題の整理等を実施するとともに、内閣官房に省庁横断型「身元保証等高齢者サポート調整チーム」を立ち上げ、検討を開始
- ② 身寄りのない高齢者等への住まい支援
 - ・ 独居の高齢者や生活困窮者等の住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や、一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点も取り入れたマネジメントを行うモデル事業を実施

高齢者などの消費者被害の防止

- 消費者行政における相談・見守り体制の強化
 - ・ 高齢者など配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制を強化し、消費者トラブルの早期発見・未然防止に取り組む自治体を支援

- ▶ 会議の締めくくりにあたり、岸田内閣総理大臣は「内閣官房に省庁横断型の調整チームを立ち上げ、厚生労働省が始めた実態把握調査でも、関係府省の参画を得た検討会を近く設置する。こうした体制とともに、身寄りのない方々を含め、高齢者等への住まいの確保、入院時や入居時等の身元保証の課題、さらには消費者被害の防止に取り組んでいく」と発言し、緊急施策を令和5年10月中にとりまとめる経済対策に盛り込み、速やかに実行することとした。

◇第1回(2023.9.27)

- ▶ 9月27日、政府の第1回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議が開催された。
- ▶ この会議は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の目指す共生社会、認知症の人を含め、すべての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、関係者の声に丁寧に耳を傾け、政策に反映することを目的に、設置されたもの。安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現に向けて、身寄りのない高齢者を含めた身元保証等の生活上の課題に対する取組も検討することとされている。
- ▶ 今回の会議では、各構成員からのプレゼンテーション、意見交換が行われた。
- ▶ 岸田内閣総理大臣は、閉会にあたり認知症の新薬の承認、治療薬の開発とともに、身元保証等の課題について、次のように述べた。「岸田政権では安心して歳を重ねることができる『幸齢社会』づくり、これを進めてまいります。身寄りのない方を含め、認知症になったとしても安心できる、このためには、身元保証等の課題、これを解決していかなければなりません。厚生労働大臣において、実態把握、そして課題の整理、これを進めていただきたいと思います。そして、それとともに、官房長官を中心として、課題解決に向けた省庁横断の体制、これを構築させていただきたいと思っています。」

社会保障審議会介護保険部会

◇第 109 回(2023.12.7)

- ▶ 12 月 7 日、第 109 回社会保障審議会介護保険部会(部会長:菊池 馨実 早稲田大学理事・法学
学術院教授)が開催され、「給付と負担」、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討
会」の中間整理及び総合事業の充実に向けた工程表(報告)、「改正介護保険法の施行等(報告)」に
ついて協議が行われた。
- ▶ 前回に引き続き、介護保険制度の「一定所得以上の判断基準」について協議が行われ、今後の対応
案として以下があげられた。
 - 2 割負担の一定所得以上の判断基準のあり方については、負担能力に応じた給付と負担の不断の
見直しの観点から、現場の従事者の処遇改善をはじめ、地域におけるサービス提供体制の確保に
係る介護報酬改定での対応と合わせて、予算編成過程で検討することとしてはどうか。
 - その際、以下の点に留意しつつ、検討することとしてはどうか。
 - ・ 介護サービスは、医療サービスと利用実態が異なるため、単純な比較は困難であること
 - ・ 判断基準の見直しの検討に当たっては、見直しによるサービスの利用への影響について、留意す
ること
 - ・ 仮に、判断基準の見直しを行う場合には保険者の実務への影響や利用者への周知期間に十分に
配慮する観点から、十分な準備期間を設けること
- ▶ 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」の中間整理及び総合事業の充実に向け
た工程表(報告)」については、検討会の中間整理が行われ、第9期介護保険事業計画期間における
総合事業の充実に向けた工程表が示された。
- ▶ 「改正介護保険法の施行等(報告)」については、「介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等
及び介護サービス情報公表制度」について報告がされた。2040 年を見据えた人口動態等の変化、生
産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営
影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感
染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態
調査を目的に実施がされる。【施行日:令和6年4月1日】
 - 対象は、原則すべての介護サービス事業者で介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任
意項目として職種別の給与(給料・賞与)及びその人数の情報を収集。国民に分かりやすくなるよう属
性等に応じてグルーピングした分析結果が公表される。
- ▶ 「地域包括支援センターの体制整備等」、「介護予防支援の指定対象の拡大」、「総合相談支援事業の
一部委託」の改正についても報告がされた。
- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の見直しについても報告がされ、市町村の状況
を踏まえ、総合事業の上限制度が適切に運用できるよう、以下介護保険法施行令の改正(案)、厚生
労働省告示の制定(案)が示された。
 - 介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の改正(案)
 - ・ 現行の「介護予防の効果が高い新たな事業」について、将来の総合事業費の低減に資すると見
込まれるものであることを明確化
 - ・ 75 歳以上人口が減少局面にある市町村による将来における総合事業の費用の低減に資すると
見込まれる事業の実施を追加
 - ・ 「その他の特別な事情」を「その他の厚生労働大臣が定める事由」とし、個別協議を行うことの
できる事由を具体化

○厚生労働省告示の制定(案)※①～③は政令で定める事由

①災害による居宅要支援被保険者等の数の増加

②介護予防の効果が高く、かつ、将来における総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施

③75歳以上人口が減少局面にある市町村による将来における総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施

④人口1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施

⑤その他厚生労働省老健局長が定める事由

◇第108回(2023.11.6)

▶ 11月6日、第108回社会保障審議会介護保険部会が開催され、「給付と負担」について協議が行われた。

▶ 第1号保険料の負担に関する見直しの方向性が示され、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるとされており、今回示された案では、制度内での所得再分配機能の強化を図る観点等から、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等が示されました。

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第235回(2023.12.11)

▶ 12月11日、厚生労働省は第235回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭 国立社会保障・人口問題研究所 所長)を開催した。

▶ 今回は、令和6年度介護報酬改定に向け、「審議報告のとりまとめに向けて①」について協議が行われた。審議報告(案)の概要は以下のとおり。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告(案)の概要

社保審-介護給付費分科会
(第235回)

資料1

令和5年12月11日

■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

■ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

・医療と介護の連携の推進

- 在宅における医療ニーズへの対応強化
- 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
- 高齢者施設等と医療機関の連携強化

・質の高い公正中立なケアマネジメント

・感染症や災害への対応力向上

・看取りへの対応強化

・認知症の対応力向上

・高齢者虐待防止、安全性の確保等の取組の推進

・地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

・福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

■ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組

・自立支援・重度化防止に係る取組の推進

・LIFEを活用した質の高い介護

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

・介護職員の処遇改善

・生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

・効率的なサービス提供の推進

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

・評価の適正化・重点化

・報酬の整理・簡素化

5. その他

・「書面揭示」規制の見直し

・特別地域加算、中山間地域等の小規模事業

所加算及び中山間地域に居住する者への

サービス提供加算の対象地域の明確化

・居宅療養管理指導における高齢者虐待防止

措置及び業務継続計画の策定に係る経過

措置期間の延長

・基準費用額(居住費)の見直し

・地域区分

・通所系サービスにおける送迎に

係る取扱いの明確化

・看護小規模多機能型居宅介護に

おけるサービス内容の明確化

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進①

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

医療と介護の連携の推進

<在宅における医療ニーズへの対応強化>

- ・ 専門性の高い看護師による訪問看護の評価
- ・ 患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進
- ・ 総合医学管理加算の見直し
- ・ 療養通所介護における医療ニーズを有する中重度者の短期利用の推進
- ・ 療養通所介護における重度者への安定的なサービス提供体制の評価

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進
- ・ 円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進
- ・ 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化
- ・ 退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進
- ・ 入院時情報連携加算の見直し
- ・ 通院時情報連携加算の見直し

<高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化>

- ・ 特定施設入居者生活介護における夜間看護体制の強化
- ・ 特定施設入居者生活介護における医療的ケアの推進に向けた入居継続支援加算の見直し
- ・ 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ・ 配置医師緊急時対応加算の見直し
- ・ 介護老人福祉施設における透析が必要な者に対する通院介助の評価
- ・ 所定疾患施設療養費の見直し

<高齢者施設等と医療機関の連携強化>

- ・ 協力医療機関との連携体制の構築
- ・ 協力医療機関との定期的な会議の実施
- ・ 入院時等の医療機関への情報提供
- ・ 介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の定期的な見直し
- ・ 医療機関からの患者受入れの促進

質の高い公正中立なケアマネジメント

- ・ 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ・ 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い
- ・ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

感染症や災害への対応力向上

- ・ 高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ・ 施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ・ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

2

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用を推進

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組

<リハ・口腔・栄養の一体的取組>

- ・ 訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ・ 介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ・ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

<リハビリテーション>

- ・ 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化【再掲】
- ・ 退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進【再掲】
- ・ 訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し
- ・ 要介護・要支援のリハビリテーションの評価の差別化
- ・ 介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価
- ・ 退院直後の診療未実施減算の免除
- ・ 診療未実施減算の経過措置の延長等
- ・ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し
- ・ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ・ 介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

<口腔>

- ・ 居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実
- ・ 訪問サービス系及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ・ 居宅療養管理指導におけるがん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実
- ・ 特定施設入居者生活介護サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ・ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

<栄養>

- ・ 居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実【再掲】
- ・ 管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し
- ・ 退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ・ 再入所時栄養連携加算の対象の見直し

自立支援・重度化防止に係る取組の推進

- ・ 通所介護等における入浴介助加算の見直し
- ・ 通所リハビリテーションの入浴介助加算（Ⅱ）の見直し
- ・ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ・ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進
- ・ かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し

LIFEを活用した質の高い介護

- ・ 科学的介護推進体制加算の見直し
- ・ 自立支援促進加算の見直し
- ・ アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ・ アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ・ アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

4

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

介護職員の処遇改善

- 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるようにする観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせ「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- テレワークの取扱い
- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- 介護ロボット・ICT等のテクノロジーの活用促進
- 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化（P）
- 介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し
- 人員配置基準における両立支援への配慮
- 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

効率的なサービス提供の推進

- 管理者の責務及び業務範囲の明確化等
- いわゆるローカルルールについて
- 訪問看護等における24時間対応体制の充実
- 訪問看護等における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保
- 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化
- 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し
- 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し
- 入浴介助加算の見直し【再掲】
- 通所リハビリテーションの入浴介助加算（Ⅱ）の見直し【再掲】
- ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- 看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し
- 他のサービス事業所との連携によるモニタリング【再掲】
- 公正中立性の確保のための取組の見直し
- 介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）
- 介護支援専門員1人当たりの取扱件数（基準）
- 小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し

5

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

評価の適正化・重点化

- 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬減算の見直し
- 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し
- 短期入所生活介護における長期利用の適正化
- 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入【再掲】
- モニタリング実施時期の明確化【再掲】
- モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付【再掲】
- 福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応【再掲】
- 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- 多床室の室料負担（P）

報酬の整理・簡素化

- 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し
- 経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し
- 認知症情報提供加算の廃止
- 地域連携診療計画情報提供加算の廃止
- 長期療養生活移行加算の廃止

5. その他

- 「書面揭示」規制の見直し
- 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- 特別地域加算の対象地域の見直し
- 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化
- 基準費用額（居住費）の見直し（P）
- 地域区分

6

◇第 234 回(2023.12.4)

- ▶ 12月4日、厚生労働省は第234回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭 国立社会保障・人口問題研究所 所長)を開催した。
- ▶ 今回は令和6年度介護報酬改定に向け、「運営基準の改正等の概要(案)」が報告され、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等に関する事項について(案)」、①多床室の室料負担、②複合型サービス(訪問介護と通所介護の組合せ)、その他(③基準費用額、④総合マネジメント体制強化加算、⑤終末期の薬学管理、⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護)について協議が行われた。
- ▶ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等に関する事項について(案)」では、各サービスの提供に当たって遵守を求める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。)等の内容については、地方公共団体の条例に委任されているため、運営基準等を改正した場合、条例の改正等を要する場合があります。地方公共団体の条例改正等の手続に要する期間を考慮すると、可能な限り速やかに運営基準等を定める必要がある。このため、運営基準等に関する事項の整理について議論がされた。
- ▶ ①～⑥の各種論点及び対応案は以下のとおり。

①多床室の室料負担

(論点):多床室の室料負担

(対応案):【介護医療院】

介護保険法上「日常生活上の世話」を行う長期療養・生活施設であり、ターミナルケアを含め、利用者に必要な医療も提供されていること、実態として死亡退所が多く事実上の生活の場として選択されていることから、在宅でサービスを受ける者との負担の均衡を図るため、利用者の負担能力も考慮して、一定の所得を有する多床室の入所者から(※1)室料負担を求めることとしてはどうか。

【介護老人保健施設】

介護保険法上「日常生活上の世話」を行う施設であるものの、在宅復帰及び在宅療養支援を行う施設であり、実態として、死亡退所が少ない、といった点が介護医療院や介護老人福祉施設と異なる。

ただし、療養型及びその他型の介護老人保健施設については、介護保険法上「日常生活上の世話」を行う施設であり、実態として、死亡退所が多く事実上の生活の場として選択されていることから、在宅でサービスを受ける者との負担の均衡を図るため、利用者の負担能力も考慮して、一定の所得を有する多床室の入所者から(※1)室料負担を求めることとしてはどうか。

(※1)低所得者に配慮し、利用者負担第1～第3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

(※2)毎月負担が変わる事態を避けるため、前期介護保険事業計画期間の最後の1年間で最も多かった類型が療養型又はその他型だった場合に、その後の3年間室料負担を求めることとする。

介護医療院並びに療養型及びその他型の介護老人保健施設の室料の額については、介護老人福祉施設の多床室は1.5万円程度/月の室料負担を求めていること、介護老人保健施設・介護医療院が介護老人福祉施設と比べて居室の面積が狭いことなどを踏まえ検討してはどうか。なお、これらの施設において引き続き必要なサービスを受けられるようにする観点から、見直しの時期など必要な対応を検討することとしてはどうか。

②複合型サービス(訪問介護と通所介護の組合せ)

(論点): 訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスの創設について

(対応案): 訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスの創設については、介護給付費分科会における議論を踏まえ、より効果的かつ効率的なサービスのあり方について、実証的な事業実施とその影響分析を含めて、更に検討を深めることとしてはどうか。

③基準費用額

(論点): 基準費用額

(対応案): 近年の光熱水費の高騰に対応し、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、多床室やその他の類型も含めた介護保険施設の基準費用額について、利用者負担への影響を踏まえつつ、必要な対応を検討してはどうか。

④総合マネジメント体制強化加算

(論点): 総合マネジメント体制強化加算の見直しについて

(対応案): 総合マネジメント体制強化加算については、基本サービス費として包括的に評価するのではなく、現行の総合マネジメント体制強化加算として評価することとしてはどうか。

その上で、地域包括ケアの担い手として、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算に新たな区分を設けてはどうか。その際、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を求めることとしてはどうか。

また、現行の加算区分は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行ってはどうか。

加えて、現行の加算区分と同様、新たな加算区分についても区分支給限度基準額の算定に含めないこととしてはどうか。

⑤終末期の薬学管理

(論点1): 終末期におけるがん以外の在宅患者への薬学管理

(対応案): 心不全や呼吸不全で麻薬の注射剤を使用している患者について、末期の悪性腫瘍等の患者と同様に、算定の上限回数を週に2回かつ1月に8回とするよう見直すこととしてはどうか。

⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(論点1): 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護関連加算の取扱いについて

(対応案): 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護関連の以下の加算について、第230回介護給付費分科会で議論された訪問看護の対応案と同様の対応とすることとしてはどうか。

- ・ターミナルケア加算
- ・緊急時訪問看護加算
- ・退院時共同指導加算

(論点2): 看取り体制の強化

(対応案): ターミナルケア加算について、診療報酬における評価を踏まえ、単位数を見直してはどうか。離島等に居住する利用者に対して医師が行う死亡診断等を、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合を評価してはどうか。

(論点3): 訪問看護における持続可能な24時間対応体制の確保

(対応案): 同一訪問看護事業所において、緊急訪問の必要性の判断を看護師等が速やかに行えるよう、看護師等に連絡できる体制が整備されている等、適切なサービス提供体制が確保されている場合には、看護師等以外の職員も利用者又は家族等からの電話連絡を受けられるようにしてはどうか。24時間対応を確実に機能させる観点から、持続可能な体制に資する取組が行われている場合につき評価してはどうか。

(論点4):円滑な在宅移行に向けた医療と介護の連携

(対応案):医師の指示に基づき、看護師による退院当日の訪問の評価を充実することについて、どのように考えるか。また、退院時共同指導を効率的に実施する観点から、入院中の患者に対する指導内容につき、文書以外の方法で提供することを可能としてはどうか。

◇第 233 回(2023.11.30)

- ▶ 11月30日、厚生労働省は第233回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は令和6年度介護報酬改定に向け、①介護人材の処遇改善等、②人員配置基準等、③介護現場の生産性向上の推進、④その他(外国人介護人材・地域の特性に応じたサービスの確保・介護現場における安全性の確保・地域区分)について協議が行われた。
- ▶ 各種論点及び対応案は以下のとおり。

①介護人材の処遇改善等

(論点1):処遇改善加算の一本化(全体像)

(対応案):3種類の加算については、

- ・事業者の、賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点
- ・利用者にとってわかりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点
- ・事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点

から、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、「介護職員等処遇改善加算」(新名称)に一本化し、新加算Ⅰ～Ⅳの4段階の加算区分を選択できるようにしてはどうか。

「介護職員等処遇改善加算」においては、

- ・職種間の賃金配分について、事業者・自治体の事務負担を踏まえ、現行の処遇改善加算・特定処遇改善加算相当分も含めて、「介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める」こととし、(詳細は論点②を参照)
- ・賃金改善の方法について、月額賃金の改善を要件とするベースアップ等支援加算が対象 事業所の9割以上で取得されている実態を踏まえ、新加算Ⅰ～Ⅳのいずれの場合においても、月額賃金の更なる改善が図られるよう要件としてはどうか。(詳細は論点②を参照)

職場環境等要件について、生産性向上及び経営の協働化に係る項目を中心に、令和7年度以降、人材確保に向け、より効果的な要件とする観点で見直してはどうか。

賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、説明会の開催や相談窓口の設置等、丁寧な周知を行うとともに、一年間の経過措置期間を設けることとしてはどうか。具体的には、事業者が円滑に新制度に移行できるよう、既に処遇改善加算等を取得している場合は、令和6年度中は、従前の加算率を維持することを選択できることとし、また、月額賃金改善要件についても適用を猶予するなど、丁寧な支援を行うこととしてはどうか。

(論点2):職種間配分ルール・賃金改善の方法

(対応案):職種間の賃金配分について、事業者・自治体の事務負担を踏まえ、「介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することが望ましい」という基本的な考え方を示した上で、現行の処遇改善加算や特定処遇改善加算に見られるような、職種に着目した配分ルールは設けず、一本化後の新加算全体について、事業所内で柔軟な配分を認めることとしてはどうか。

介護職員の月額賃金の改善をより強力に促す観点から、現行のベースアップ等支援加算のベースアップ等要件を見直し、一本化後の新加算に適用してはどうか。具体的には、介

護職員等処遇改善加算の配分方法について、新加算Ⅰ～Ⅳのいずれの場合においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件としてはどうか。

その際、一本化の施行前にベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算の要件と揃え、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求めることとしてはどうか。

(論点3):新加算への移行・経過措置

(対応案):処遇改善関係加算の一本化について、円滑な施行を促す観点から、事業所における早期の移行は支援しつつ、激変緩和のための経過措置を設けてはどうか。

具体的には、説明会の開催や相談窓口の設置等、丁寧な周知を行うことを前提に、

- ・ 職場環境等要件の見直し及び新設する「月額賃金改善(新加算Ⅳの1/2以上)」要件については、令和6年度中は適用を猶予することとし、
- ・ 「ベア加算相当の2/3以上の新たな月額賃金改善」(現行のベア加算の要件)・「昇給の仕組みの整備」(現行の処遇加算Ⅰの要件)・「賃金体系の整備等及び研修の実施等」(現行の処遇加算Ⅱの要件)は、新規に達成するには、賃金規程等の改定等一定の手間が必要となることから、令和6年度中は、準備期間としてこれらの要件の適用を猶予し、従前の加算率を維持できることとしてはどうか。

②人員配置基準等

(論点1):管理者の責務及び兼務範囲の明確化

(対応案):管理者の責務について、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化してはどうか。

その上で、管理者が上記の責務を果たせる場合には、同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する敷地内にある事業所・施設等に限らず、事業所間の兼務が可能である旨を明確化してはどうか。具体的には、同一の事業者によって設置される他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所・施設等で従事する時間帯も、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を的確に行うことができることについて、当該他の事業所の管理者又は従業者としての職務にも従事できる旨を明確化してはどうか。

(論点2):管理者の兼務(看護)小規模多機能型居宅介護)

(対応案):(看護)小規模多機能型居宅介護における管理者の他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型について、限定しないこととしてはどうか。

(論点3):いわゆるローカルルール

(対応案):都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、

- ・ あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること
- ・ 管理者の兼務について、個別の事業所の実態を踏まえ一律に認めない取扱いが適切でないこと
- ・ 事業者から説明を求められた場合には、当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすることを求めているかどうか。

その上で、今後、いわゆるローカルルールについて、個別に自治体及び事業者から意見を聴取した上で、必要な対応を検討することとしてはどうか。

(論点4):テレワークの取扱い

(対応案):人員配置基準等で具体的な必要数(○人以上・○:1以上等)を定めて配置を求めている

職種のテレワークに関して、

- ・ 人員配置基準等を超える部分については、個人情報の適切な管理等を前提に、テレワークを実施して差し支えないことを明確化してはどうか。
- ・ 人員配置基準等を超えない部分についても、利用者の処遇に支障が生じないことを前提に、テレワークを実施しても差し支えない(人員配置基準等における職員数として数えて差し支えない)と考えられるケースについて、職種や業務ごとに具体的な考え方を示してはどうか。

(論点5):「書面掲示」規制の見直し

(対応案):インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、従来の「書面掲示」に加え、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム)に掲載・公表しなければならないこととしてはどうか。その際、一年間の経過期間を設けてはどうか。

(論点6):人員配置基準における両立支援への配慮

(対応案):厚生労働省「治療と仕事の両立ガイドライン」においては、両立支援に関する制度・体制等の整備の一環として、短時間勤務制度(療養中・療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度)が位置付けられている。

これを踏まえ、当該ガイドラインに沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度を職員が利用する場合にも、「常勤」又は「常勤換算方法」の計算に当たり、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として取扱う(常勤換算での計算上も1と扱う)ことを可能としてはどうか。

③介護現場の生産性向上の推進

(論点1):介護現場の生産性向上の推進体制の強化

(対応案):職員の業務負担の軽減及びケアの質の確保に資する生産性向上の取組を推進するにあたって、施設・事業所に対し、介護ロボット・ICT 等の機器の導入やいわゆる介護助手の活用による業務の明確化・役割分担等を促し、それらを効果的に機能させるためには、現場での課題を抽出・分析の上、どのような対応が必要か検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら施設・事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備することが重要である。こうした取組を施設・事業所に促すため、入所・泊まり・居住系サービスにおいて、利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担を軽減するための対策を検討する委員会を設置し、定期的に行うことを義務づけることとしてはどうか。

当該義務化については、3年の経過措置期間を設けた上で行うこととし、また、既存の委員会との共催や複数事業所間の共同開催を認めることとしてはどうか。

(論点2):介護ロボット・ICT 等のテクノロジーの活用促進

(対応案):機器の導入による効果が現れるまでの一定の期間、テクノロジーの活用を継続的に支援するため、「利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担を軽減するための対策を検討する委員会」の開催や必要な安全対策を講じた上で、「業務の効率化、質の向上、職員の負担の軽減に資する機器(※1)」のいずれか1つ以上を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行っている入所・泊まり・居住系サービスを新たに評価してはどうか。

さらに、上記の取組の成果が確認できたことに加え、「業務の効率化、質の向上、職員の負担の軽減に資する機器(※2)」全てを導入するとともに、業務の明確化や見直し、役割分担(いわゆる介護助手の活用等)を行うなど、生産性向上の取組をパッケージで行っている先進的な施設・事業所を評価してはどうか。なお、加算の取得にあたっては、業務改善やケアの質の向上等に関する効果を示すデータの提供を求めることとしてはどうか。

(論点3):先進的な特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

(対応案):先進的な生産性向上の取組を促す観点から、特定施設において令和4年度及び令和5年度に実証事業を行った結果を踏まえ、特定施設において、一律の規制緩和ではなく、ケアの質の確保や職員の負担軽減が図られた等の一定の要件の下で適用できる新たな人員配置基準の取扱いを認めてはどうか。

具体的には、論点②で示したパッケージでの取組を全て実施した上で、国が定める指針及び統一的な様式等に則り、事業者が特定施設ごとに一定期間の試行的な運用を行い、その結果、ケアの質の確保や職員の負担軽減等が図られたことをデータ等で確認できた場合において、指定権者に対し、当該施設において柔軟化された人員配置基準を一定の条件の下で適用することを届け出ることとしてはどうか。

特定施設における人員配置基準の柔軟な取扱いについては、効果測定事業の結果(最大で3.3:1)等を踏まえ、利用者3名に対し常勤換算方法で0.9名以上とし、配置基準の運用については、一定期間の試行的な運用を行った結果として指定権者に届け出た人員配置とすることとしてはどうか(例えば、試行的な運用の結果、3.2と指定権者に届け出た特定施設においては、3.2を上限として配置基準を運用する)。

(論点4):介護老人保健施設における夜間の人員配置基準の緩和

(対応案):見守り機器を全床導入した介護老人保健施設における効果測定事業の結果を踏まえ、介護老人保健施設を夜間における人員配置基準の緩和の対象としてはどうか。令和3年度介護報酬改定と同様の考え方から、短期入所療養介護も対象に追加してはどうか。

(論点5):認知症対応型共同生活介護における見守り機器等を導入した場合の夜間支援体制加算の見直し

(対応案):見守り機器を導入した認知症対応型共同生活介護における効果測定事業の結果を踏まえ、認知症対応型共同生活介護の夜間支援体制加算について、以下の算定要件を満たした場合は、加配する介護職員数の最低基準を0.9人としてはどうか。

- ・ 利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者数の10%以上に設置していること
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること

④その他

(論点1):外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて

(対応策):就労開始から6月未満の外国人介護職員については、配置基準への算入が認められていないが、介護サービスに対する満足度は就労開始から6月経過後の職員と比べて大きな差が見られなかったことや、日本人介護職員と同様に勤務している場合であっても一律に異なる取扱いとすることに合理的な理由を見いだしがたいとの指摘があることから、配置基準にかかる取扱いについて見直しを行うこととしてはどうか。

その際、外国人介護職員個人の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、適切な指導体制と介護現場の安全性の確保を前提に、事業所を経営する法人の選択により就労開始直後から人員配置基準に算入できることとしてはどうか。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、施設長や介護主任、指導職員、介護職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員の人員配置基準への算入について法人として意思決定を行った場合(理事会や経営会議等において決定することを想定)には、就労開始直後から人員配置基準に算入できることとしてはどうか。

算入に当たっては、以下の要件を満たすことを求めることとしてはどうか。

- ・ 適切な指導及び支援を行う観点から、一定の経験のある職員とチームでケアを行う体

制とすること

- ・ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること

要件を満たし、外国人介護職員を配置基準に算入することとした事業者は、都道府県等に報告することとし、国は都道府県等に対し、就労開始から6月未満の外国人介護職員について、他の従業者と同様に、介護保険法に基づく介護サービスの実施状況等に対する運営指導を行う必要がある旨を周知することとしてはどうか。また、法令上求められている処遇の要件(外国人介護職員の報酬を日本人の報酬と同等額以上とすること)、研修・実習の要件(計画に基づき適切な研修・実習体制を確保すること)について、今回の見直しにあわせて事業者にも周知徹底することとしてはどうか。

技能実習制度が改正された場合には、それを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしてはどうか。

(論点2): 地域の特性に応じたサービスの確保

(対応策): 中山間地域等に対する加算の対象サービス・対象地域等については、離島・中山間地域・豪雪地帯等については、サービス類型ごとに、利用者数・移動距離・移動手段・移動時間といったサービス提供状況や、令和6年度から施行する経営情報 DB 等を活用して詳細な収支状況の実態を把握した上で、介護報酬上の評価のあり方を含め必要な方策を引き続き検討することとしてはどうか。

また、過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるもののうち、前回改正(令和3年6月)以降、新たに加除する必要が生じた地域について、地方公共団体から加除の必要性等を聴取することとしてはどうか。

なお、中山間地域等に対する加算について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条の「みなし過疎地域」等が対象地域に含まれるか、法令上必ずしも明らかでないため、過疎特措法上のみなし過疎地域等が対象地域であることを告示上明確化してはどうか。

(論点3): 介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント

(対応策): 国における事故情報の収集・分析・活用による全国的な PDCA サイクルを構築することを見据え、事故情報を一元的に収集し、国・都道府県・市町村がそれぞれアクセスできる事故情報に関するデータベースの整備を検討することとし、様式の統一化や電子的な報告に向けて、市町村に対して、事故情報の電子的な受付を実施するよう周知していくこととしてはどうか。あわせて、以下の事項について検討してはどうか。

- ・ 令和5年度老人保健健康増進事業の結果を踏まえた様式の統一化
- ・ 再発防止に資する情報を収集する観点及び事業所の負担軽減等の観点からの事故報告の対象範囲の見直し
- ・ 事故情報の収集・分析・活用に関する国・都道府県・市町村の役割分担等のあり方
- ・ 令和8年度から全自治体で運用開始される電子申請・届出システムのスキームの活用を含めた事故情報に関するデータベースの設計

(論点4): 地域区分

(対応策): 令和6年度からの地域区分については、自治体の意向を踏まえ、次ページの「令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域(案)」の通りとしてはどうか。

加えて、広域連合を解散する自治体については、激変緩和措置として、従前の区分と本来の区分との間の級地を選択することができることとしてはどうか。

また、自治体の境界の過半が海に面している地域にあつては、5級地差ルールの例外として、3級地差以上の級地差であっても引き上げを認めることとしてはどうか。

さらに、障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引き上げを可能としてはどうか。具体的な対応については障害福祉サービス等報酬の検討状況を踏まえ対応することとしてはどうか。

人件費割合については、

- ・ 令和5年度介護事業経営実態調査等により把握した人件費割合が、コロナ禍や物価高騰等の影響を受けていること
- ・ 令和7年度に公務員の地域手当の大幅な見直しが予定されていることから、今回は見直しを行わないこととしてはどうか。

その上で、次回改定において、級地区分の見直しと併せて検討することとしてはどうか。また、地域差を反映する費用の範囲について、今回の調査結果からは、派遣委託費や物件費の額について地域区分との有意性が認められなかったことから、今回は見直しを行わないこととし、引き続き、実態を把握することとしてはどうか。

◇第 232 回(2023.11.27)

- ▶ 11 月 27 日、厚生労働省は第 232 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は令和6年度介護報酬改定に向け、①認知症への対応力強化、②感染症への対応力強化、③業務継続に向けた取組の強化等、④LIFE、⑤口腔・栄養、⑥その他(高齢者虐待の防止、送迎)について協議が行われた。

- ▶ 各種論点及び対応案は以下のとおり。

①認知症への対応力強化

(論点1): 認知症加算の見直し(通所介護、地域密着型通所介護)

(対応案): 現行の利用者の受入要件(認知症自立度Ⅲ以上の利用者の割合が 20%以上)について、認知症自立度の受入割合のデータ等を踏まえ、利用実態に即して見直すこととしてはどうか。また、事業所全体で認知症利用者に対応する観点から、従業者に対する認知症ケアに関する事例検討会等を定期的に開催することとしてはどうか。

(論点2): 認知症専門ケア加算の見直し(訪問系サービス)

(対応案): 認知症専門ケア加算について、訪問介護等における認知症高齢者の重症化の緩和を図ることや日常生活自立度Ⅱの者に対しても、適切に認知症の専門的ケアを行っている事業所を評価する観点から、利用者の受入割合に関する要件を利用実態に即して見直すこととしてはどうか

(論点3): 認知症の行動・心理症状への対応及び認知症の評価尺度の活用

(対応案): BPSD の発現を未然に防ぐため、あるいは BPSD 出現時に早期に対応する適切な認知症ケアに向けて、現行の認知症行動・心理症状緊急対応加算に加え、平時から予防に資する取組みを評価する新規加算を創設してはどうか。老健事業で検討している認知症の評価尺度について、更なるエビデンス収集を図り、現場における多様な活用や LIFE における活用を検討してはどうか。

②感染症への対応力強化

(論点1): 感染症発生に備えた平時からの対応

(対応案): 【新興感染症発生時等の対応】

高齢者施設等(介護保険施設、特定施設、認知症グループホーム)について、新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築し

ておくため、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務とすることとしてはどうか。

協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務づけることとしてはどうか。

【感染症対応力の向上と感染症発生時の備え】

介護サービス事業者について、令和6年度より感染症 BCP の策定や感染症まん延防止のための研修・訓練の実施等が義務化されることから、平時からの基本的な感染対策について、引き続き厚生労働省の教材等を参考に各事業所において取組を継続することとしてはどうか。

その上で、高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者への感染拡大を防止することが求められることから、診療報酬における外来感染対策向上加算も参考に、

- ・ 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること※1
- ・ 協力医療機関等と感染症※2発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養していること
- ・ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に 主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けることについて評価することとしてはどうか。

※1 本項1ボツ目において努力義務とする内容を要件化

※2 新型コロナウイルス感染症を含む。

また、コロナ禍における感染管理の専門家による実地指導の取組を参考に、感染対策にかかる一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価することとしてはどうか。

(論点2): 新興感染症の発生時等に施設内療養を行う高齢者施設等への対応

(対応案): 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、高齢者施設等(介護保険施設、特定施設、認知症グループホーム)の施設内において、必要な体制を確保した上で当該感染者の療養を行うことに対する評価を行うこととしてはどうか。

評価にあたっては、当該感染症に対する医療提供が適切に行われる観点や他の入所者への感染拡大を防ぐ観点から、当該感染症への対応を行う医療機関と連携していることや、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設けることとしてはどうか。

対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて指定する仕組みとしてはどうか。

③業務継続に向けた取組の強化等

(論点1): 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

(対応案): 感染症若しくは自然災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算することとしてはどうか。その際、一定の経過措置を設ける観点から、令和8年度末までの間に限り、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しないこととしてはどうか。

また、訪問系サービス及び居宅介護支援事業所については、令和3年度報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられて間もないこと及び非常災害対策計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和8年度末までの期間については、減算の対象としないこととしてはどうか。

さらに、居宅療養管理指導については、事業所のほとんどがみなし指定であることや、業務継続計画の策定状況に関する実態把握が不足していること等を踏まえ、令和5年度末までとされている義務化に係る経過措置期間を令和8年度末まで延長し、業務継続計画策定の実態把握や周知徹底などの取組を行うとともに、業務継続計画に関する取組の推進に向けて関係部局と連携を図ることとしてはどうか。

業務継続計画の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を継続的に把握し、支援に繋げるため、毎年調査を行い、都道府県等にも策定状況等を共有することとしてはどうか。(国土強靱化フォローアップ調査※の調査項目に業務継続計画の策定状況等を追加し、併せて、現在調査対象となっていないサービス種別(訪問等)についても、新たに調査対象に加える。)※ 福祉4部局(社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、こども家庭庁成育局)連名で、社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況、非常用自家発電設備及び水害対策強化の整備状況に関するフォローアップ調査を実施している。

(論点2): 非常災害対策における地域住民との連携の推進

(対応案): 令和5年度老人保健健康増進等事業(高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業)で把握する地域との連携に関する好事例の横展開により、住民を含めた地域全体での取組を促すこととし、更なる対応については、令和9年度報酬改定において検討することとしてはどうか。

訓練に当たっての地域住民との連携状況を継続的に把握し支援に繋げるために、毎年調査を行い、都道府県等にも実施状況等を共有することとしてはどうか。(国土強靱化フォローアップ調査※の調査項目に追加)※ 福祉4部局(社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、こども家庭庁成育局)連名で、社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況、非常用自家発電設備及び水害対策強化の整備状況に関するフォローアップ調査を実施している。

④LIFE

(論点1): 科学的介護の推進に向けた入力項目の見直し及びフィードバックの充実について

(対応案): 【入力項目の見直し】

介護情報基盤の整備を見据え、入力項目の定義の明確化や、複数の加算で重複している項目の選択肢を統一し重複入力を求めない等、LIFEの入力項目を見直すことや、システムの利便性向上に取り組むこととしてはどうか。また、入力項目の見直しに当たっては、入力負担に配慮した上で、フィードバックを充実させる観点から新たな項目を盛り込むことについても検討することとしてはどうか。

【データ提出頻度の見直し】

LIFE へのデータ提出頻度について、少なくとも3か月に1回に統一することとしてはどうか。同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合に、算定する加算のデータ提出のタイミングを統一できるようにするため、一定の条件の下で、初回のデータ提出に猶予期間を設けることとしてはどうか。

【フィードバックの見直し】

介護事業所におけるPDCAサイクル推進に向けてフィードバックを充実させる観点から、事業所フィードバックにおいては自事業所と平均要介護度が同じ事業所との比較や、利用

者別フィードバックにおいては同じ要介護度の方との比較、全国集計値だけでなく地域別等のより詳細な層別化、複数の項目をクロス集計すること等の見直しを行うこととしてはどうか。

(論点2): 自立支援・重度化防止を重視した適切な評価の見直しについて

(対応案): 【褥瘡マネジメント加算】

アウトカムの視点を踏まえた評価を推進する観点から、褥瘡の発生がないだけでなく、サービス利用開始時点において褥瘡がある利用者について、サービス利用開始後に褥瘡が治癒したことについても、新たなアウトカムとして評価を行うこととしてはどうか。

【排せつ支援加算】

アウトカムの視点を踏まえた評価を推進する観点から、排せつの状態の改善及びおむつの使用の有無だけでなく、尿道カテーテルの使用の有無についても、新たなアウトカムとして評価を行うこととしてはどうか。

【ADL 維持等加算】

利用者の ADL の維持・改善により取り組む事業所を評価する観点から、ADL 維持等加算(Ⅱ)の算定要件で設定する ADL 利得のカットオフ値について見直すこととしてはどうか。自立支援・重度化防止に向けて、利用者の ADL を良好に維持・改善する事業所を評価する観点及び、算定要件が複雑である等の指摘を踏まえ、ADL 利得値に影響を与えない範囲で、要件の簡素化を行うこととしてはどうか。

【自立支援促進加算】

当該加算の趣旨を踏まえた入所者の尊厳を保持し自立支援・重度化防止の取組をより推進する観点から、LIFE への入力項目の有用性や負担感を踏まえ、個別ケアを重視した支援計画の立案により資する評価項目に見直すこととしてはどうか。

(論点3): LIFE 関連加算の対象となるサービスの範囲について

(対応案): LIFE のさらなる推進に向けて、今回改定においては、項目の見直しや負担軽減、フィードバックの改善等に取り組むこととし、対象サービスは拡大しないこととしてはどうか。

その上で、今回改定における対応も踏まえ、現在対象となっていない訪問系サービス等に適した評価項目や、同一の利用者にサービスを提供している複数の訪問系事業所等について、各サービスをどのように評価すべきか等について、引き続き検討することとしてはどうか。

⑤口腔・栄養

(論点1): 訪問サービス、短期入所サービスにおける口腔管理の連携に対する評価

(対応案): 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、短期入所生活介護及び短期入所療養介護サービスにおいて、歯科医療機関と介護事業所の連携のもと、介護職員等も実施可能な口腔アセスメント指標に基づき、利用者毎の口腔アセスメントの実施及び利用者同意のもと歯科医療機関並びに介護支援専門員への情報提供を評価してはどうか。

(論点2): 介護保険施設入所者等の口腔管理の充実

(対応案): 介護保険施設等の入所者毎の口腔状態の確認の実施を運営基準の口腔衛生の管理に位置づけ、介護職員等においても実施可能な口腔のアセスメントの簡易指標を示してはどうか。(※特定施設及び認知症対応型共同生活介護(予防も含む)等においては口腔・栄養スクリーニング加算の要件とする。)

(論点3): 口腔衛生管理体制加算の見直し

(対応案): 特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスにおいて、口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入所者の状態に応じた丁寧な口腔

衛生の管理を更に充実させる観点から、口腔衛生管理体制加算は廃止し、同要件を一定緩和した上で、基本サービス費の要件とすることとしてはどうか。

(論点4): 居宅療養管理指導(歯科衛生士等が行う場合)における終末期がん患者等の利用者への対応

(対応案): 終末期がん患者等の利用者について居宅療養管理指導(歯科衛生士等が行う場合)の算定回数上限を緩和してはどうか。

(論点5): 医療と介護における栄養管理に関する情報連携

(対応案): 介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等の医師又は管理栄養士、及び介護支援専門員に文書等で提供することを新たに評価してはどうか。

(論点6): 再入所時栄養連携加算の対象の見直し

(対応案): 再入所時栄養連携加算の対象について、現行に加え、療養食を提供する必要性がある入所者等としてはどうか。

⑥その他(高齢者虐待の防止)

(論点1): 高齢者虐待防止の推進

(対応案): 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより一層推進する観点から、運営基準における高齢者虐待防止措置がとられていない場合は、基本報酬を減算することとしてはどうか。

ただし、

① 福祉用具貸与・特定福祉用具販売については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、令和8年度末までの期間については減算の対象とせず、関係団体を通じて具体的な取組例を周知するなど体制整備に向けてさらなる対応を行うこととしてはどうか。

② 居宅療養管理指導については、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する周知が不足していると考えられること等を踏まえ、令和5年度末までとされている義務化に係る経過措置期間を令和8年度末まで延長し、体制整備に向けて関係部局と連携を図ることとしてはどうか。

また、介護サービス事業所における、ハラスメント等のストレス対策に関する研修や職員からの相談支援について、国の補助により都道府県が実施している自治体向けの事業を活用できることを明確化してはどうか。

(論点2): 身体的拘束等の適正化の推進

(対応案): 身体的拘束等の適正化を更に推進する観点から、既に身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定があるサービス種別(短期入所・多機能系サービス)について、1年間の経過措置を設けた上で身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけることとしてはどうか。併せて、身体的拘束等を行う場合の記録や、身体的拘束等の適正化のための措置が行われていない場合に、基本報酬を減算することとしてはどうか。

また、身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定のないサービス種別(訪問・通所系サービス等)について、身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定を運営基準に設けることとしてはどうか。

⑥その他(送迎)

(論点): 送迎における取扱いの明確化について(通所系サービス)

(対応案): 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態(例えば、近隣の親戚の家)がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とすることを明確化してはどうか。なお、送迎範囲は事業所のサービス提供範囲内とする。

令和3年度介護報酬改定に関する Q&A で示された、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合(共同での委託を含む)には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とすることを明確化してはどうか。

また、障害福祉サービス事業所が介護事業所と雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を結んだ場合には、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能としてはどうか。なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

◇第 231 回(2023.11.16)

- ▶ 11 月 16 日、厚生労働省は第 231 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は令和6年度介護報酬改定に向け、①介護老人保健施設、②介護老人保健施設、③介護医療院、④特定施設入居者生活介護、⑤高齢者施設等と医療機関の連携強化、⑥福祉用具・住宅改修について協議が行われた。
- ▶ 各論点及び対応案は以下のとおり。

①介護老人保健施設

(論点1):緊急時の医療提供体制の整備等

(対応案):【施設・配置医師・協力病院による緊急時等の対応方針の策定】

介護老人福祉施設において、配置医師や配置医師以外の医師、看護職員による対応も含め、入所者への医療提供体制を確保する観点から、協力医療機関との連携体制の構築(第 231 回社会保障審議会介護給付費分科会「高齢者施設等と医療機関の連携強化」参照)とあわせて、配置医師の対応が困難な場合の緊急対応については、施設・配置医師・協力病院の3者でその役割分担等を協議し、運営基準により施設があらかじめ定めることとされている緊急時等の対応方針(いわゆる緊急時等対応マニュアル)に反映することとしてはどうか。

【緊急時等の対応方針の定期的な見直しの義務づけ】

緊急時等の対応方針について、配置医師・協力病院の協力を得て、定期的な見直し(1年に1回程度)を行うことを施設に義務づけることとしてはどうか。

【配置医師緊急時対応加算の見直し】

協力医療機関との夜間休日を含めた連携体制の強化が検討されている一方で、これまで配置医師が担ってきた日中の急変対応を評価する観点から、現行、早朝・夜間及び深夜にのみ加算することとされている配置医師緊急時対応加算について、配置医師が、日中であっても、通常の勤務時間外に急変等に対応するために駆けつけ対応を行った場合について、報酬上一定の評価を行うこととしてはどうか。

【給付調整のわかりやすい周知】

配置医師が算定できない診療報酬、配置医師でも算定できる診療報酬であって特養で一般的に算定されているものについて、誤解されやすい事例を明らかにするなど、わかりやすい方法で周知を行うこととしてはどうか。

(論点2):透析が必要な入所者の送迎・付き添いの評価

(対応案):一定以上頻回に行われる通院介助・付き添い等を評価する観点や、透析が必要な者の受入れにかかる負担を軽減する観点から、①定期的かつ継続的な透析を必要とする入所者であって、②家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、③施設職員が月一定回数以上の送迎を行った場合について、報酬上新たに評価することとし

てはどうか。

(論点3):小規模介護老人福祉施設等の基本報酬の見直し

(対応案):離島・過疎地域以外に所在する小規模介護老人福祉施設であって、広域型の介護老人福祉施設と一体的に運営されている場合には、1年間の経過措置を設けたうえで、通常の基本報酬に統合することとしてはどうか。

併せて、経過的に地域密着型施設よりも高い報酬が設定されている経過的な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員 26~29 名)(※)についても、離島・過疎地域に所在する場合を除き、1年間の経過措置を設けたうえで、地域密着型施設の基本報酬に統合することとしてはどうか。

※ 平成 18 年度報酬改定において、3年間の経過措置の後、地域密着型施設の報酬に統合することとされたが、3年後の平成 21 年度報酬改定以降も、経過措置は維持されたままとなっている。現在の請求事業所は約 10 件。

離島・過疎地域に所在する小規模介護老人福祉施設及び離島・過疎地域以外に所在し、他の広域型の介護老人福祉施設と一体的に運営されていない小規模介護老人福祉施設については、令和6年度報酬改定においては、通常の基本報酬への統合は行わないこととし、引き続き統合に向けて経営実態を把握することとしてはどうか。

(論点4):小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和

(対応案):離島・過疎地域に設置されている定員 30 名の介護老人福祉施設について、処遇等が適切に行われる場合に限り、地域密着型介護老人福祉施設と同様に、短期入所生活介護事業所等を併設する場合に生活相談員等を置かないことができることとしてはどうか。

(論点5):ユニットケアの質向上・普及促進

(対応案):ユニットリーダー研修の受講促進、ユニットリーダーの配置基準の再検討に向けては、まずは新型コロナウイルス感染症の影響により実地研修が未修了となっている者の早期の研修修了を図るため、複数の研修実施団体に委託できることを研修実施主体である都道府県に対して周知する等、実地研修施設の確保のための環境整備について検討することとしてはどうか。(※1)

各ユニット型施設において、ユニットケアの質向上に向けた体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者について、ユニットケア施設管理者研修の受講を努力義務とすることとしてはどうか。(※1)

施設サービスについて、引き続き入居者との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供によりより良いケアを提供する観点から、必要に応じて、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、ユニット間の勤務が可能であることを明確化してはどうか。(※2)

※1 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護及び短期入所療養介護についても同様としてはどうか。

※2 短期入所生活介護及び短期入所療養介護についてもユニット間の勤務に制限はないが、ユニット間の勤務が可能であることを明確化してはどうか。

②介護老人保健施設

(論点1):介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の強化

(対応案):在宅復帰・在宅療養支援等指標について、一定の経過措置を設けた上で円滑な在宅復帰に向けた取組を更に促進するため、入所前後訪問指導割合及び退所前後訪問指導割合に係る指標の取得状況を踏まえ、基準を引き上げることとしてはどうか。

在宅復帰・在宅療養支援に向けた体制を評価するため、支援相談員の配置割合に係る指標において、社会福祉士の配置を評価することとしてはどうか。

(論点2):リハビリテーション機能の強化(短期集中リハビリテーション実施加算)

(対応案):短期集中リハビリテーション実施加算について、効果的なリハビリテーションを推進する観点から、原則として入所時及び月1回以上 ADL 等の評価を行った上で、必要に応じてリハビリテーション計画を見直すとともに、評価結果を LIFE に提出した場合の加算区分を新設し、評価に一定の差を設けてはどうか。

(論点3):リハビリテーション機能の強化(認知症短期集中リハビリテーション実施加算)

(対応案):認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、認知症を有する利用者の居宅における生活環境に対応したサービス提供が行えるよう、当該利用者の居宅を訪問し生活環境を把握することを要件としてはどうか。利用者の居宅を訪問しない場合については、評価に一定の差を設けることとしてはどうか。

(論点4):リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組の推進

(対応案):介護老人保健施設におけるリハビリテーションマネジメント計画書情報加算について、リハビリテーション・口腔・栄養を一体的に推進する観点から、下記の要件を満たす場合について評価する加算区分を新設することとしてはどうか。

- ・ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- ・ 実施計画等の内容について、リハ・口腔・栄養の情報を関係職種間で一体的に共有すること。その際、必要に応じて LIFE 提出情報を活用すること。
- ・ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画について必要な見直しを行った上で、見直しの内容について関係職種に対しフィードバックを行うこと。

(論点5):入所者への医療提供(所定疾患施設療養費)

(対応案):施設において適切な医療を提供する観点から、慢性心不全が増悪した場合について所定疾患施設療養費の対象として追加することとしてはどうか。

(論点6):看取りへの対応の充実(ターミナルケア加算)・

(対応案):介護老人保健施設における看取りへの対応を充実する観点や在宅復帰・在宅療養支援を行う施設における看取りを適切に評価する観点から、ターミナルケア加算について、死亡日から期間が離れた区分における評価を引き下げ、死亡直前における評価をより一層行うよう重点化を図ることとしてはどうか。

(論点7):ポリファーマシー解消の推進(かかりつけ医連携薬剤調整加算)

(対応案):かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)について、現在は入所前の主治医と連携した上で処方内容を総合的に評価・調整を行った場合を評価しているが、施設におけるポリファーマシー解消の取組を推進する観点から、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合に加え、施設において薬剤を評価・調整した場合について評価してはどうか。その上で、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合を高く評価することとしてはどうか。

また、同加算(Ⅰ)について、施設におけるポリファーマシー解消の取組を推進する観点から、病院の入院患者におけるポリファーマシー解消のための診療報酬上の取組を参考に、

- ・ 処方を変更する際の留意事項を医師、薬剤師及び看護師等の多職種で共有し、処方変更に伴う病状の悪化や新たな副作用の有無について、多職種で確認し、必要に応じて総合的に評価を行うこと
- ・ 入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方を対象とすること
- ・ 入所者や家族に対して、処方変更に伴う注意事項の説明やポリファーマシーに関する一般的な注意の啓発を行うことを新たに要件としてはどうか。

(論点8):報酬体系の整理・簡素化(地域連携診療計画情報提供加算、認知症情報提供加算)

(対応案):地域連携診療計画情報提供加算及び認知症情報提供加算については、算定率が著しく低

いことを踏まえ、廃止することとしてはどうか。医療機関との連携については、本分科会で別途議論することとしてはどうか。

③介護医療院

(論点1): 看取りへの対応の充実

(対応案): 本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を更に充実させる観点から、介護医療院の基本報酬の算定要件及び施設サービス計画の作成において、本人の意思を尊重した上で、入所者全員に対して「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組を行うことを求めることとしてはどうか。

(論点2): 療養病床からの移行の評価

(対応案): 介護療養型医療施設が令和5年度末に廃止となることを踏まえ、長期療養生活移行加算について廃止することとしてはどうか。

④特定施設入居者生活介護

(論点1): 医療的ケアへの対応(夜間看護体制加算)

(対応案): 「夜勤・宿直の看護職員」を配置している事業所は、夜間オンコール対応の事業所と比べて医療的ニーズへの対応がより多くできていることを踏まえ、特定施設入居者生活介護における看護体制の整備・充実を評価する観点から、夜間看護体制加算について、「夜勤・宿直の看護職員を配置している」場合と「オンコールで対応している」場合の評価に差を設けることとしてはどうか。

(論点2): 医療的ケアへの対応(入居継続支援加算)

(対応案): 入居継続支援加算は、たんの吸引等の医療的ケアを必要とする者の占める割合を算定要件としているところ、特定施設入居者生活介護において行われる割合が高い医療的ケアである、「膀胱留置カテーテル」「在宅酸素療法」「インスリン投与」についても新たに追加し、看護職員がこれらのケアを行うことを評価してはどうか。

⑤高齢者施設等と医療機関の連携強化

(論点1): 協力医療機関との連携体制の構築

(対応案): 介護保険施設(特養・老健・介護医療院)において、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築することを念頭に、1年間の経過措置を設けた上で、以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務化してはどうか。

①入所者の急変時等に、医師又は看護職員が夜間休日を含め相談対応する体制が確保されていること。

②診療の求めを受け、夜間休日を含め診療が可能な体制を確保していること。

③当該施設での療養を行う患者が緊急時に原則入院できる体制を確保していること。

※複数の協力医療機関を定めることにより①～③を満たすことも可能としてはどうか。

- ・ 特定施設と認知症グループホームについては、介護保険施設と異なり、現行は協力病院を定めることが義務となっていないこと等を踏まえ、まずは上記の①と②について努力義務としてはどうか。

- ・ また、定期的(年1回以上)に、協力医療機関と緊急時の対応等を確認し、医療機関名等について指定権者(許可権者)に提出することとしてはどうか。

- ・ さらに、協力医療機関との連携を更に強化するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に行うことを評価してはどうか。なお、特定施設については、医療機関連携加算の要件を見直すこととしてはどうか。

- ・ 入所者が協力医療機関に入院した際に、入所者の病状が軽快し、施設での療養が可能となった場合において、当該者が速やかに再入所できるよう努めることとしてはどうか。

(論点2):入院時の医療機関への情報提供

(対応案):老健と介護医療院の退所時情報提供加算は、居宅に退所した場合の情報提供を評価した加算であるが、医療機関へ退所した場合に、生活支援上の留意点等の情報を提供した場合についても新たに評価してはどうか。なお、その際の情報提供項目や様式については、将来的なDX化も見据え、検討を行うこととしてはどうか。

また、居宅に退所した場合についても、生活支援上の留意点等の情報を適切に提供することとし、医療機関への退所の場合の評価との整合性がとれるよう見直しを行うこととしてはどうか。特養、特定施設、認知症グループホームについても同様に、医療機関へ退所した場合の情報提供にかかる加算を創設してはどうか。

(論点3):医療機関からの患者受け入れの促進

(対応案):医療機関に入院する患者の退院調整が円滑に行われるよう、介護老人保健施設が当該施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等のシステムによる定期的な情報共有や、急性期病床を持つ医療機関の入退院支援部門に対する定期的な情報共有等を行っている場合において、入院日から一定期間内に医療機関を退院した者を受け入れた場合について初期加算における評価の引き上げを行うこととしてはどうか。

⑥福祉用具・住宅改修

(論点1):福祉用具貸与・販売のあり方

(対応案):「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめで示された対応の方向性を踏まえ、安全利用のための手引きの活用促進や事故情報等の発信、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」や「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」の見直し等の各種取組を着実に実行することとしてはどうか。

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、利用者の意向や状況を踏まえながらサービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与の運営基準を改正し、モニタリングの実施時期を福祉用具貸与計画の記載事項に追加することとしてはどうか。また、介護予防福祉用具貸与と同様に、モニタリング時に福祉用具の使用状況等を記録し、介護支援専門員に交付することとしてはどうか。

(論点2):一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

(対応案):「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において取りまとめられた次の事項に係る対応の方向性を踏まえ、一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制を導入することとしてはどうか。

- ・ 選択制の対象とする種目・種類
- ・ 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス
- ・ 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

(論点3):福祉用具貸与に係る上限価格の改定のあり方

(対応案):今後、急激な物価上昇が発生した際に、上限価格が設定されているために貸与価格の引上げが困難となり、必要な福祉用具の安定的な供給が妨げられるような事態が生じないよう、上限価格の改定ルールに物価上昇に対応した特例的な仕組みを設けることについて、その必要性を含めた検討を行うため、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に一度程度把握することとしてはどうか。

◇第38回(2023.11.10)

- ▶ 11月10日、厚生労働省は第38回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会を

開催した。

- ▶ 今回は、令和5年度介護事業経営実態調査結果(案)が報告された。
- ▶ 各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得るために実施され、今年度は 16,008 施設・事業所のデータから、サービスの提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置・給与、収入・支出の状況等の調査結果(案)が公表された。
- ▶ サービス別の令和 4 年度決算における収支差率が公表され、全サービス平均で 2.4%(物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含まない収支差率)で、対令和 3 年度収支差率は-0.4%となった。

- ▶ 対令和3年度の介護老人保健施設の収支差率は-1.1%、介護老人福祉施設の収支差率は-1.0%であった。 ※共に物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含まない収支差率

各介護サービスにおける収支差率						
※括弧なしは、税引前収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含まない) < >内は、税引前収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む) ()内は、税引後収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む) ※物価高騰対策関連補助金は令和3年度決算には含まれない						
サービスの種類	令和4年度 概況調査	令和5年度実態調査		サービスの種類	令和4年度 概況調査	令和5年度実態調査
	令和3年度 決算	令和4年度 決算	対3年度 増減		令和3年度 決算	対3年度 増減
施設サービス				福祉用具貸与	3.4% (3.4%) (2.6%)	6.4% (6.4%) (4.8%) +3.0% (+3.0%) (+2.2%)
介護老人福祉施設	1.2% (1.3%) (1.3%)	▲1.0% (0.1%) (0.1%)	▲2.2% (▲1.2%) (▲1.2%)	居宅介護支援	3.7% (4.0%) (3.1%)	4.9% (5.1%) (4.6%) +1.2% (+1.1%) (+1.5%)
介護老人保健施設	1.5% (1.9%) (1.3%)	▲1.1% (0.0%) (▲0.6%)	▲2.6% (▲1.9%) (▲1.9%)	地域密着型サービス		
介護医療院	5.2% (5.8%) (5.3%)	0.4% (1.7%) (1.2%)	▲4.8% (▲4.1%) (▲4.1%)	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	8.1% (8.2%) (7.8%)	11.0% (11.2%) (10.7%) +2.9% (+3.0%) (+2.9%)
居宅サービス				夜間対応型訪問介護※	3.8% (3.8%) (3.3%)	9.9% (10.0%) (9.1%) +6.1% (+6.2%) (+5.8%)
訪問介護	5.8% (6.1%) (5.5%)	7.8% (8.1%) (7.7%)	+2.0% (+2.0%) (+2.2%)	地域密着型通所介護	3.1% (3.4%) (3.1%)	3.6% (3.9%) (3.7%) +0.5% (+0.5%) (+0.6%)
訪問入浴介護	3.6% (3.7%) (2.5%)	3.0% (3.1%) (2.2%)	▲0.6% (▲0.6%) (▲0.3%)	認知症対応型通所介護	4.3% (4.4%) (4.3%)	4.3% (4.7%) (4.5%) 0.0% (+0.3%) (+0.2%)
訪問看護	7.2% (7.1%) (7.1%)	5.9% (6.2%) (5.8%)	▲1.3% (▲1.4%) (▲1.3%)	小規模多機能型居宅介護	4.6% (4.7%) (4.5%)	3.5% (3.9%) (3.6%) ▲1.1% (▲0.8%) (▲0.9%)
訪問リハビリテーション	▲0.4% (0.6%) (0.2%)	9.1% (10.3%) (9.9%)	+9.5% (+9.7%) (+9.7%)	認知症対応型共同生活介護	4.8% (4.9%) (4.6%)	3.5% (3.9%) (3.6%) ▲1.3% (▲1.0%) (▲1.0%)
通所介護	0.7% (1.0%) (0.7%)	1.5% (1.8%) (1.4%)	+0.8% (+0.8%) (+0.7%)	地域密着型特定施設入居者 生活介護	2.8% (3.0%) (2.6%)	1.9% (2.4%) (1.8%) ▲0.9% (▲0.6%) (▲0.8%)
通所リハビリテーション	▲0.3% (0.5%) (0.2%)	1.8% (2.8%) (2.5%)	+2.1% (+2.3%) (+2.3%)	地域密着型介護老人福祉施設	1.1% (1.2%) (1.2%)	▲1.1% (▲0.4%) (▲0.4%) ▲2.2% (▲1.6%) (▲1.6%)
短期入所生活介護	3.2% (3.3%) (3.3%)	2.6% (3.3%) (3.2%)	▲0.6% (0.0%) (▲0.1%)	看護小規模多機能型居宅介護	4.4% (4.6%) (4.2%)	4.5% (4.7%) (4.2%) +0.1% (+0.1%) (0.0%)
特定施設入居者生活介護	3.9% (4.0%) (3.1%)	2.9% (3.0%) (2.2%)	▲1.0% (▲1.0%) (▲0.9%)	全サービス平均	2.8% (3.0%) (2.6%)	2.4% (3.0%) (2.6%) ▲0.4% (0.0%) (0.0%)

収支差率 = (介護サービスの収入額 - 介護サービスの支出額) / 介護サービスの収入額

・「介護サービスの収入額」…介護報酬による収入(利用者負担分含む)、保険外利用料収入、補助金収入(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を除く)の合計額。

※「コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む」については、上記の介護サービス収入額に、コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を加えたもの

・「介護サービスの支出額」…介護事業費用、借入金利息及び本部費繰入の合計額

※「本部費繰入」は、各事業所に共通する人事労務経理に係る経費等に充てられるものであり、介護サービスの支出額に含めている。

なお、社会福祉法人会計基準上本部費繰入は「特別損失」とされているが、企業会計等における「特別損失」とは意味合いが異なる。

注1：サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注2：全サービス平均の収支差率については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

2

◇第230回(2023.11.6)

- ▶ 11月6日、厚生労働省は第230回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は令和6年度介護報酬改定に向け、①訪問介護・訪問入浴介護、②訪問看護、③訪問リハビリテーション、④居宅療養管理指導、⑤居宅介護支援について、また横断的事項として⑥介護人材の処遇改善等、⑦複合型サービス(訪問介護と通所介護の組合せ)について協議が行われた。

▶ 各論点及び対応案は以下のとおり。

①訪問介護・訪問入浴介護

(論点1): 訪問介護 看取り期の利用者への対応

(対応案): 看取り期における対応を適切に評価する観点から、特定事業所加算における重度者対応要件として、「看取り期にある者」に関する要件を新たに追加することとし、事業所の看取り期の利用者に対するサービス提供体制を評価することとしてはどうか。

また、特定事業所加算については、訪問介護員の質の向上に向けた取組をより一層推進することや事業所を適切に評価する観点から、現行の区分の整理統合と併せて、要件を見直すこととしてはどうか。

(論点2): 訪問入浴介護 看取り期の利用者への対応

(対応案): 訪問入浴介護における看取り期の利用者への対応について、医師・訪問看護師等の多職種との連携体制を構築すると共に、通常の実態と比べてサービス提供時間を要することなどを踏まえ、事業所のサービス提供体制について適切な評価を図る観点から、新たに加算を設けることとしてはどうか。

(論点3): 訪問介護 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

(対応案): 同一建物等に居住する者へのサービス提供の実態を踏まえ、現行の同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合には、段階的に報酬の適正化を図る仕組みとして、更に見直してはどうか。

(論点4): 訪問介護 中山間地域等における移動距離等を踏まえた報酬の見直し

(対応案): 中山間地域等であっても、必ずしも現行の加算の要件に該当しない場合があるところ、地域資源の状況等により、やむを得ず移動距離等を要し、事業運営が非効率にならざるを得ない状況の中、利用者へのサービス提供体制を継続的に構築している取組について、新たに評価を行うこととしてはどうか。

②訪問看護

(論点1): 専門的なケアのニーズが高い利用者への対応

(対応案): 訪問看護事業所において、専門性の高い看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価してはどうか

(論点2): 看取り体制の強化

(対応案): ターミナルケア加算について、診療報酬における評価を踏まえ、単位数を見直してはどうか。離島等に居住する利用者に対して医師が行う死亡診断等を、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合を評価してはどうか。

(論点3): 訪問看護における持続可能な24時間対応体制の確保

(対応案): 同一訪問看護事業所において、緊急訪問の必要性の判断を看護師等が速やかに行えるよう、看護師等に連絡できる体制が整備されている等、適切なサービス提供体制が確保されている場合には、看護師等以外の職員も利用者又は家族等からの電話連絡を受けられるようにしてはどうか。24時間対応を確実に機能させる観点から、持続可能な体制に資する取組が行われている場合につき評価してはどうか。

(論点4): 理学療法士等による訪問看護の評価

(対応案): 訪問看護の役割を踏まえたサービスを適切に評価する観点から、サービスの提供体制や実績等を踏まえ、理学療法士等による訪問看護に係る評価の差別化を行ってはどうか。

(論点5): 円滑な在宅移行に向けた医療と介護の連携

(対応案): 医師の指示に基づき、看護師による退院当日の訪問の評価を充実することについて、どのように考えるか。また、退院時共同指導を効率的に実施する観点から、入院中の患者に対す

る指導内容につき、文書以外の方法で提供することを可能としてはどうか。

(論点6):訪問看護と他介護保険サービスとの更なる連携強化

(対応案):利用者により適切なサービスを提供する観点から、訪問看護事業所と他の介護保険サービス事業所との連携に係る取組を訪問看護の提供体制を評価するにあたっての要件とする等としてはどうか。

③訪問リハビリテーション

(論点1):リハビリテーションにおける医療・介護連携の推進

(対応案):ケアプラン作成に係る時間を短縮するために、ケアプランにリハビリテーションを位置づける際、意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院先の医療機関の医師を含むことを明確化してはどうか。

入院中に疾患別リハビリテーションを行った利用者に対し、入院中の医療機関の医師が退院後の訪問リハビリテーションの必要性を判断した上で情報提供を行い、その情報提供を元に訪問リハビリテーションを実施した場合、退院後一定期間の評価について柔軟な対応を行うこととしてはどうか。

(論点2):介護予防訪問リハビリテーションの質の向上に向けた評価

(対応案):介護予防訪問リハビリテーションの長期間利用者に関して、リハビリテーション会議でリハビリテーション計画の見直しを行うなど、適切なマネジメントを行った上で定期的に LIFE へのデータ提出を実施する利用者と、それ以外の利用者については、評価の差別化を行ってはどうか。(介護予防通所リハビリテーションと同様)

要介護認定制度の見直しに伴い、事業所評価加算を見直し、LIFE へのデータ提出を推進することとしてはどうか。その上で、より適切なアウトカム評価に向けて検討を行うこととしてはどうか。(介護予防通所リハビリテーションと同様)

(論点3):認知症リハビリテーションの推進

(対応案):認知症の方に対して、認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施した際の加算を新たに設けてはどうか。

(論点4):訪問リハビリテーション事業所のみなし指定

(対応案):介護老人保健施設について、当該施設の医師の配置基準を満たした上で、当該施設の許可があったときは、その許可の時に、訪問リハビリテーションに係る事業所の指定があったものとみなすこととしてはどうか。

(論点5):リハビリテーション計画の作成に係る診療未実施減算

(対応案):事業所に「適切な研修の修了等」の確認を義務づけ、研修の受講状況を把握できるようにした上で、事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和6年3月31日までとされている適用猶予期間を3年間延長してはどうか。また、次回改定までに事業所医師の診察が困難な理由等の解析を行い、診療未実施減算に対し適切な対応を検討してはどうか。

(論点6):訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの評価の適正化

(対応案):訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの基本報酬に一定の差をつけてはどうか。

(論点7):地方分権

(対応案):リハビリテーションの質を確保するために、医師の配置等は必要との意見があることを踏まえ、介護老人保健施設等において実施される訪問リハビリテーションについて、医師の人員基準を本体施設と同様の基準に見直した上で、みなし指定を可能とすることにより、訪問リハビリテ

ーション事業所の拡充を行ってはどうか。

④居宅療養管理指導

(論点1):薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価

(対応案):薬剤師による情報通信機器を用いた居宅療養管理指導について、現行の薬機法の規制に合わせて、初回も含めて算定を可能にすること、薬局以外の場所で行う場合も算定可能とすること、居宅療養管理指導の上限である月4回まで算定可能とすることなどの要件等の見直しを行ってはどうか。

(論点2):在宅患者への薬学的管理及び指導の評価

(対応案):在宅で医療用麻薬持続注射療法が行われている患者や在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合について、介護報酬において診療報酬と同様の評価を行ってはどうか。

(論点3):薬局に勤務する管理栄養士による居宅療養管理指導の評価

(対応案):栄養サービス提供の質を担保する観点や勤務状況に係る実態調査の結果等を踏まえ、薬局に勤務する管理栄養士の居宅療養管理指導の実施に関して、今回の介護報酬改定においては、現行の基準を維持してはどうか。

(論点4):居宅療養管理指導(管理栄養士)の見直し

(対応案):管理栄養士による居宅療養管理指導の対象になる利用者のうち、一時的に頻回な介入が必要と医師が判断した利用者限定して、期間を設定したうえで上限回数を緩和する等の対応を検討してはどうか。

(論点5):管理栄養士及び歯科衛生士等の居宅療養管理指導の算定対象の見直し

(対応案):管理栄養士、歯科衛生士等についても、医師、歯科医師、薬剤師と同様に、通所が可能な利用者也居宅における居宅療養管理指導の算定対象としてはどうか。

⑤居宅介護支援・介護予防支援

(論点1):医療介護連携の推進

(対応案):入院時の迅速な情報連携をさらに促進するため、入院時情報連携加算の要件について、入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直してはどうか。

ケアマネジャーが利用者の口腔衛生の状況について歯科医療機関と情報共有を行ったことにより、ケアマネジメントに一定の効果が見られたことを踏まえ、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合に評価している通院時情報連携加算について、利用者が歯科医師の診察を受ける際に同席した場合も、対象としてはどうか。

(論点2):公正中立性の確保

(対応案):利用者への説明に係る事務負担に比して公正中立性の確保への効果が薄いと考えられることから、事業者の負担軽減を図るため、利用者に対する説明義務を努力義務に改めることとしてはどうか。なお、前6か月間に作成したケアプランにおけるサービスの利用割合等の介護サービス情報公表制度における公表の義務づけの取扱いについては、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討するための情報として、引き続き公表することとしてはどうか。

(論点3):質の高いケアマネジメント(特定事業所加算の見直し)

(対応案): 特定事業所加算の要件の一部を以下のとおり見直すとともに、以下取組を評価してはどうか。

現行: 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

見直し案: ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

特定事業所加算の要件のうち「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること」、「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること」については、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合に、これらの事業に従事することができるよう、兼務しても差し支えないものとしてはどうか。

さらに、特定事業所加算の要件のうち、「居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと」について、事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算については、加算の要件の見直しを行ってはどうか。一方、特定事業所集中減算に関しては、居宅介護支援における公正中立性を担保する観点から、引き続き、要件として残すこととしてはどうか。

(論点4): 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

(対応案): 利用者の状態によっては、テレビ電話装置等を活用しつつ、サービス事業所と連携することで、訪問による場合と同水準のモニタリングができたとの結果を踏まえ、引き続き、少なくとも月1回(介護予防支援の場合は3月に1回)の訪問によるモニタリングを原則としつつ、人材の有効活用及びサービス事業所との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことも可能としてはどうか。具体的には以下の要件を設けてはどうか。

① 利用者の同意を得ること

② サービス担当者会議等において、主治医、サービス事業者等から以下の合意が得られていること

- ・ 利用者の状態が安定していること(主治医の所見等も踏まえ、頻繁なプラン変更が想定されない等)
- ・ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思表示できること(家族のサポートがある場合も含む)
- ・ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報については、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

③ 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること

(論点5): ケアマネジャー1人当たりの取扱件数

(対応案): <報酬>

居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化や逡減制の見直しによるケアマネジメントへの影響に関する調査結果を踏まえ、現行、40件から逡減制が適用される居宅介護支援費(Ⅰ)について、45件から適用することとしてはどうか。

また、ケアプランデータ連携システムの活用により、請求業務やケアプランの共有に係るサービス事業者との情報連携が大幅に効率化されることが期待されることから、事務職員の配置に加えてケアプランデータ連携システムの活用による業務効率化を図っている場合においては、逡減制の適用を更に緩和し、50件からとしてはどうか(居宅介護支援費(Ⅱ))。

居宅介護支援費における要支援者を担当する場合の取扱件数については、上記の環境の変化や要支援者に係る利用者1人当たりの1ヶ月間の労働投入時間が2割程度減少して

いることを踏まえて緩和することとしてはどうか。具体的には、現行では要支援者の利用者数に2分の1を乗じているところ、3分の1を乗じることとしてはどうか。

<運営基準>

上記を踏まえ、配置するケアマネジャーの員数の基準については、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、居宅介護支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)のどちらを算定しているかによって、以下のように見直してはどうか。

(新)居宅介護支援費(Ⅰ)の場合…要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする

(新)居宅介護支援費(Ⅱ)の場合…要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする

(論点6):介護予防支援の円滑な実施

(対応案):

<運営基準>

居宅介護支援事業所はこれまで地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施してきた経験があることを踏まえ、居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられることを前提に運営基準を見直すこととしてはどうか。具体的には、管理者を主任ケアマネジャーとすることや、ケアマネジャーのみの配置で事業を実施できるようにすることとしてはどうか。

また、これまでどおり少なくとも3月に1回の訪問を原則としつつ、居宅介護支援と同様に、一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことも可能としてはどうか。具体的には以下の要件を設けてはどうか。【再掲、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター共通】

① 利用者の同意を得ること

② サービス担当者会議等において、主治医、サービス事業者等から以下の合意が得られていること

- ・ 利用者の状態が安定していること(主治医の所見等も踏まえ、頻繁なプラン変更が想定されない等)
- ・ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思表示できること(家族のサポートがある場合も含む)
- ・ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報については、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

③ 少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること

<報酬>

市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、居宅介護支援事業者が指定を受けて行う場合については、市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務づけるとともに、これに伴う手間・コストを基本報酬上評価してはどうか。

また、居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合は、居宅介護支援と同様に特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象としてはどうか。

(論点7):同一の建物に居住する利用者へのケアマネジメント

(対応案):介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、居宅介護支援においても、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住

宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、ケアマネジャーの業務の実態を踏まえた評価を検討してはどうか。

⑥介護人材の処遇改善等

(論点1): 処遇改善加算の一本化

(対応案): 3種類の加算については、

- ・ 事業者の、賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点
- ・ 利用者にとってわかりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点
- ・ 事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点

から、例えば3加算全ての最上位区分を取得している事業所の加算率が一本化前後で同一になるよう、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、段階を設けた上で一本化を行ってはどうか。具体的には、現行の要件のうち、

- ・ 現在3加算それぞれで異なっている職種間賃金配分ルールについては、「介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める」に統一してはどうか。
- ・ ベースアップ等要件については、ベースアップ等に充てる割合を見直しつつ、一本化後の新加算全体に適用することとしてはどうか。
- ・ 職場環境等要件を見直してはどうか。(詳細は論点②を参照)

現行の加算を取得している事業所がスムーズに新加算を取得できるように配慮する。そのため、賃金改善方法の変更等の対応が必要な事業所のため、一定の移行期間(新旧加算を選択できる期間)を設けてはどうか。

(論点2): 職場環境等要件等の見直し

(対応案): 介護職員の処遇改善に係る加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行ってはどうか。

- ・ 多くの事業所が要件(処遇改善加算は24項目中1以上、特定処遇改善加算は区分ごとに1以上)を超えた項目数の職場環境等改善の取組を行っている現状を踏まえ、取り組むべき項目数を増やす
- ・ 現行の特定処遇改善加算の「見える化要件」について、職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める旨を明確化
- ・ 年次有給休暇取得促進の取組内容を具体化(上司等からの声かけ・業務の属人化の解消等)
- ・ 研修受講支援の対象に、介護福祉士ファーストステップ研修・ユニットリーダー研修を追加また、職場環境等要件のうち、生産性向上及び経営の協働化に係る項目についても、拡充を検討してはどうか。

⑦複合型サービス(訪問介護と通所介護の組合せ)

(論点1): 複合型サービスの組合せと機能・役割

(対応案): 複合型サービスについては、「訪問介護」と「通所介護」を組み合わせた地域密着型サービスとしてはどうか。

サービスの役割・機能については、「訪問介護」と「通所介護」を一体的にサービス提供を行うことにより、「訪問」と「通所」における利用者の態様を把握した上で、随時共有し、利用者の状況やニーズに即応したきめ細かなサービスの提供を行うことで、機能訓練等を通じた生活機能の維持・向上を図り、要介護者の自立した在宅生活が継続できるよう、効果的かつ効率的なサービスを行うことを目的としてはどうか。

(論点2):基準の考え方

(対応案):既存のサービスの組合せであることから、サービスの質の確保の観点から、それぞれのサービスで必要とされている人員・設備・運営基準は基本的に同様のものとするかどうか。

【人員基準】

- ・ 管理者は、ひとつのサービスとなり、従業者を一元的に管理することから、1名の配置としてはどうか。
- ・ 訪問・通所サービスに対応が可能な人材の育成を図る観点から、事業所全体に必要な人員を確保することにより、基準を満たしていることとしてはどうか。
- ・ 訪問介護員等は、限られた専門人材の有効活用を図り、地域の訪問ニーズへの対応を行う観点から、訪問介護事業所の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、訪問介護員等に関する双方の基準を満たすこととしてはどうか。

【設備基準】

- ・ 設備は、ひとつのサービスとなることから、すべて共有して使用することとしてはどうか。
- ・ 地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、登録定員を設けることとし、29人以下としてはどうか。

【運営基準】

- ・ 地域密着型サービスであることから、地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る観点から、運営の公平性や透明性を確保するための運営推進会議(6月に1回以上開催)を設けることとしてはどうか。
- ・ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成したケアプランに基づきサービス提供を行うこととしてはどうか。
- ・ 個別サービス計画については、利用者の状況等に応じてきめ細かなケアを行う観点から、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携のもと、個別サービス計画において利用日時等について決定することとしてはどうか。

(論点3):報酬の考え方

(対応案):

【基本報酬】

- ・ 基本報酬については、利用者の状態の変化等に応じて、時間区分にとらわれない訪問・通所のきめ細かなサービス提供を行う観点から、利用者の自己負担額の変動を回避し、円滑なサービス提供を行いやすくするため、包括払い(要介護度別)としてはどうか。

【加算・減算】

- ・ 加算・減算については、既存サービスの組合せであることから、現行の訪問介護と通所介護の加算・減算を基本としつつ、包括報酬であることや複合型サービスの特性を踏まえたものとしてはどうか。

◇第 229 回(2023.10.26)

- ▶ 10月26日、厚生労働省は第229回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は令和6年度介護報酬改定に向け、①通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護、②療養通所介護、③通所リハビリステーション、④短期入所生活介護、⑤短期入所療養介護について、協議が行われた。
- ▶ 各論点及び改善案は以下のとおり。

① 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

(論点1):通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 入浴介助加算の見直し

(対応案):入浴介助加算(Ⅰ)入浴介助の技術として求められる研修内容を算定要件に組み込む等、より適切な実施が行われるように見直してはどうか。

入浴介助加算(Ⅱ)算定要件について、算定している事業所及び算定に至っていない事業所が共通で算定に対する課題だと感じている点については、Q&A等で示している項目を厚生労働大臣が定める基準告示に明記し、要件を明確にすることとしてはどうか。また、利用者宅浴室の環境評価・助言については、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という)に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能としてはどうか。

(論点2):個別機能訓練加算の適正化

(対応案):1日あたりの利用者への個別機能訓練に係る平均実施時間と人材の有効活用の観点から、機能訓練指導員の配置に対して緩和を行うとともに、現行の個別機能訓練加算について適正化を図ることとしてはどうか。

(論点3):通所系サービスにおける3%加算・規模区分特例について

(対応案):今後、新興・再興感染症や大規模な災害等が起こり、感染症蔓延時や利用者が被災した場合に通所介護等が利用困難となる可能性があるため、3%加算や規模区分の特例は緊急時に対応できる加算として存置することとしてはどうか。

(論点4):豪雪地帯等に対する通所介護等の取扱いの明確化

(対応案):現行、指定居宅サービスに係る留意事項通知において、「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。」としているところ、事業者の持続的なサービス提供に資する観点から、利用者の心身の状況(急な体調不良等)に限らず、積雪等のやむを得ない事情についても通知上明記することで、明確化を図ることとしてはどうか。

② 認知症対応型通所介護

(論点1):短期利用の評価

(対応案):医療ニーズを有する中重度者が必要に応じて利用しやすくなるよう、療養通所介護において短期利用を可能としてはどうか。

(論点2):重度者のケア体制の評価

(対応案):主に中重度の利用者を対象とする療養通所介護について、特に手厚い人員を配置し、かつ要介護度の高い利用者の割合が大きい事業所について、人員体制、管理体制等を評価してはどうか。併せて、中重度かつ医療的ニーズを有する療養通所介護の利用者に対して、適切な医療的ケアを提供するための手続き等を明確化してはどうか。

(論点3):地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組

(対応案):療養通所介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれた拠点となり、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組について、障害福祉サービス等における報酬改定を考慮し、新たに評価することとしてはどうか。

具体的には、利用者に関わりのある地域資源の状況を把握した上で、多様な主体が提供する生活支援サービスを含む居宅サービス計画を作成すること、認知症の方の積極的な受入や人材育成、更には、地域の多様な主体と協働した交流の場の拠点づくりの取組などを評価してはどうか。

③ 通所リハビリテーション

(論点1):リハビリテーションにおける医療・介護連携の推進

(対応案):ケアプラン作成に係る時間を短縮するために、ケアプランにリハビリテーションを位置づける際、意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院先の医療機関の医師を含むことを明確化してはどうか。退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施するために、以下の対応を行ってはどうか。

(1) 基本報酬の算定要件に、医療機関のリハビリテーション計画書を入手した上で、リハビリテーション計画を作成することを加える。

(2) 通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が利用者の退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合の加算を新たに設ける。

(論点2):リハビリテーションの充実に向けた基本報酬の見直し

(対応案):個々の利用者のニーズに応じてリハビリテーションマネジメントを実施する体制等が充実している事業所については、スケールメリットが限定的となることから、現在の大規模型の報酬について一定の見直しを行ってはどうか。

(論点3):介護予防通所リハビリテーションの質の向上に向けた評価

(対応案):介護予防通所リハビリテーションの長期間利用者に関して、リハビリテーション会議でリハビリテーション計画の見直しを行うなど、適切なマネジメントを行った上で定期的にLIFEへのデータ提出を実施する利用者と、それ以外の利用者については、評価の差別化を行ってはどうか。要介護認定制度の見直しに伴い、事業所評価加算を見直し、LIFEへのデータ提出を推進することとしてはどうか。その上で、より適切なアウトカム評価に向けて検討を行うこととしてはどうか。

(論点4):リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組の推進

(対応案):リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組を更に推進していく観点から、リハビリテーションマネジメント加算について、口腔・栄養のアセスメントも併せて実施した上でリハビリテーションの質を管理した場合の評価を新たに設けること、一体的実施計画書の様式の見直しを検討してはどうか。

(論点5):運動器機能向上加算の見直し

(対応案):運動器機能向上加算を廃止し、同加算の算定要件を基本報酬の算定要件としてはどうか。併せて、運動器機能向上への取組を評価している選択的サービス複数実施加算について、必要な見直しを行ってはどうか。

(論点6):機能訓練事業所(障害サービス)の拡充

(対応案):介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練(機能訓練)又は基準該当自立訓練(機能訓練)の提供を行う場合に、人員や施設の共有を可能とすることとしてはどうか。

④ 短期入所生活介護

(論点1):看取り対応を行った場合の評価

(対応案):泊まり機能を有する短期入所生活介護において、事業所の看取り期の利用者に対するサービス提供体制を強化する観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合は、新たに看取り期における取組を評価することとしてはどうか。なお、新たに設立する加算は、看護職員の体制や看取り期における対応方針を作成していることを要件に評価してはどうか。また、相当期間以上のサービス利用が行われる場合は、算定に制限を設けることとしてはどうか。

(論点2):長期利用の適正化

(対応案): 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、施設入所と同等の利用形態となっていることから、施設入所の報酬単位との均衡を図ることとしてはどうか。

⑤ 短期入所療養介護

(論点1): 医療ニーズのある利用者の受入促進

(対応案): 総合医学管理加算について、医療ニーズのある利用者の受け入れを更に促進していくため、元々予定されていた短期入所において治療管理を行った場合についても評価することとしてはどうか。総合医学管理加算の算定日数は7日を限度としているが、必要な治療管理を評価する観点から、算定日数を10日に延長してはどうか。

◇第228回(2023.10.23)

- ▶ 10月23日、厚生労働省は第228回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は、令和6年度介護報酬改定に向け、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護、②小規模多機能型居宅介護、③看護小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護について、協議が行われた。
- ▶ 各論点及び対応案は以下のとおり。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護

(論点1): 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の一体的実施について

(対応案): 夜間対応型訪問介護の多くの利用者は訪問介護を併用しており、日中における支援も必要としている状況。両サービスの機能・役割やこうした利用状況を踏まえると、同一の事業所によって24時間の訪問介護(看護)サービスを一体的に受けられることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護に将来的に統合することが、夜間対応型訪問介護の利用者にとって効果的と考えられる。

他方、夜間対応型訪問介護の利用者については、定期訪問及び随時訪問両方の提供が全く無い利用者も多く、必要なサービスを適切に提供する観点から、サービスの円滑な統合を行うためには、両サービスの相違点を踏まえて、利用者・事業者への激変緩和を図ることも必要である。このため、夜間対応型訪問介護の利用状況を十分に勘案し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した区分を設け、一体的実施を図ることとしてはどうか。

(論点2): 総合マネジメント体制強化加算の見直し

(対応案): 定期巡回・随時対応型訪問介護の更なる地域包括ケアの推進、サービスの普及を図るため、総合マネジメント体制強化加算について、基本サービス費として包括的に評価してはどうか。

(論点3): 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、随時対応サービスの集約化

(対応案): 適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、随時対応サービスの集約化できる範囲について、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化してはどうか。

② 小規模多機能型居宅介護

(論点1): 認知症対応力の強化

(対応案): 小規模多機能型居宅介護の利用者における認知症高齢者の割合が増加傾向にある中で、認知症が重度化した際には、施設・居住系サービスへ移行している状況であることを踏まえ、サービスに期待される機能・役割を強化していく必要がある。このため、認知症対応力の更なる強化を図る観点から、現行の認知症加算の取組に加えて、認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修の実施等を行っていることについて新たに評価

することとしてはどうか。※看護小規模多機能型居宅介護も同様にしてはどうか。

また、新設する区分の取組を促す観点から、現行の単位数は見直してはどうか。

(論点2): 地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組

(対応案): 現行の総合マネジメント体制強化加算については、加算の算定率等を踏まえ、更なる地域包括ケアの推進を図る観点から、基本サービス費として包括的に評価することとしてはどうか。また、小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれた拠点となり、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組について、新たに評価することとしてはどうか。

具体的には、利用者に関わりのある地域資源の状況を把握した上で、多様な主体が提供する生活支援サービスを含む居宅サービス計画を作成すること、認知症の方の積極的な受入や人材育成、更には、地域の多様な主体と協働した交流の場の拠点づくりの取組などを評価してはどうか。

③ 看護小規模多機能型居宅介護

(論点1): 柔軟なサービス提供のための報酬体系

(対応案): サービス利用頻度が少ない場合は、サービス提供量、利用者の納得感等の観点から、当該利用者の利用状況に合わせた報酬の調整を行ってはどうか。

「泊まり」サービス提供の予定がない場合でも受け入れることもあることから、計画にない「泊まり」サービスを必要に応じて行うことについて評価してはどうか。

(論点2): 地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組

(対応案): 更なる地域包括ケアの推進を図るため、総合マネジメント体制強化加算を基本サービス費として包括的に評価してはどうか。

また、看護小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれた拠点となり、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組について、新たに評価することとしてはどうか。

具体的には、利用者に関わりのある地域資源の状況を把握した上で、多様な主体が提供する生活支援サービスを含む居宅サービス計画を作成すること、認知症の方の積極的な受入や人材育成、更には、地域の多様な主体と協働した交流の場の拠点づくりの取組などを評価してはどうか。

④ 認知症対応型共同生活介護

(論点1): 医療ニーズへの対応強化(医療連携体制加算)

(対応案): 看護職員の配置や医療機関等と連携している事業所においては、必ずしも医療ニーズへの対応が行われている状況にないことを踏まえ、看護体制の整備や医療的ケアが必要な者の受け入れについて適切に評価する観点から、看護体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けるなど、評価を見直してはどうか。

(論点2): 介護人材の有効活用(3ユニット2人夜勤について)

(対応案): 夜勤職員の例外的な配置については、介護人材の有効活用の観点から、認知症対応型共同生活介護における見守り機器等のICTの活用を含む有効なオペレーションについて、引き続き、実態を把握することとしてはどうか。

◇第 227 回(2023.10.11)

- ▶ 10月11日、厚生労働省は第227回社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、①地域包括ケアシステムの深化・推進、②自立支援・重度化防止に向けた対応、③良質な介護サービスの確保に向

けた働きやすい職場づくり、④制度の安定性・持続可能性の確保の4つの柱からなる「令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点」(案)を示した。

「令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点(案)概要」(令和5年10月11日)

【改定に当たっての基本的認識】

- 2040 年を展望すると、認知症の高齢者や単身高齢者の増加など介護ニーズが増大・多様化し、地域ごとに異なる形で進行。地域ごとの特性や実情に応じ、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが必要。また、医療、介護の複合ニーズを抱える方への対応、感染症や災害への対応力強化、介護現場における安全性の確保、認知症施策の推進も重要な課題。
- 高齢者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、これまで、多職種連携、アウトカム評価、科学的介護の推進を図ってきた。こうした取組も踏まえながら、質の高い、自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を引き続き推進していくことが必要。
- 近年、物価高騰や他業種の賃金引上げが進み、介護分野からの人材流出も見られる中、今後、更に現役世代の減少が急速に進むことも想定されており、良質なサービスを確保しつつ、人材不足に対応することが喫緊の課題。適切な処遇を確保しつつ、介護サービスの質の向上を図るため、働きやすい職場環境づくりや柔軟なサービス提供の推進などの総合的な人材確保の取組が必要。
- 介護に要する費用は増加。必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要。

【介護報酬改定に向けた基本的な視点】

①地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 医療・介護連携による医療ニーズの高い方や看取りへの対応
- ・ 感染症や災害への対応
- ・ 高齢者虐待防止等の取組
- ・ 認知症への対応

②自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用を推進

- ・ リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組
- ・ LIFE を活用した質の高い介護

③良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護ロボット・ICT 等やいわゆる介護助手の活用によるサービスの質の向上と業務負担の軽減
- ・ 経営の協働化等や、テレワークなどの柔軟な働き方・サービス提供に関する取組

④制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬体系の整理・簡素化

- ▶ 令和6年度診療報酬改定より施行時期を令和6年6月1日施行(薬価改定の施行は令和6年4月1日)とすることが中央社会保険医療協議会で了承されたこと、介護現場の職員やベンダの負担、医療と介護の給付調整、利用者にとってのわかりやすさ、施行時期が変更された場合の事業所や介護保

険事業(支援)計画への影響などを踏まえ、介護報酬改定の施行時期に関して議論が行われた。

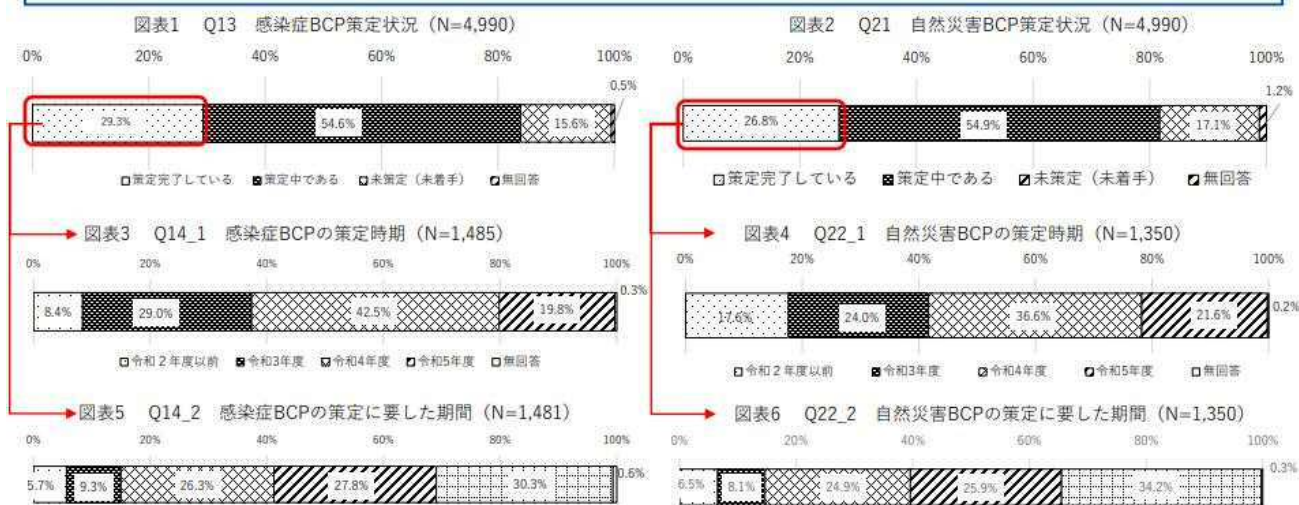
- ▶ また、今会議で、①介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握および ICT の活用状況に関する調査研究事業②介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業、③個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業、④LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業、⑤認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業、⑥認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業の報告書の概要が報告された。
- ▶ このうち、①介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況については、令和 6 年 3 月までは努力義務とされている高齢者施設の BCP 策定状況について調査した結果、感染症 BCP は、「策定完了」が 29.3%、「策定中」が 54.6%、「未策定(未着手)」が 15.6%であり、自然災害 BCP は、「策定完了」が 26.8%、「策定中」が 54.9%、「未策定(未着手)」が 17.1%という結果になっている。

【介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及び ICT の活用状況に関する調査研究事業について】

3. 結果概要

【事業所調査：BCPの策定状況（問13・問21）、BCPの策定期限（問14・問22）】

- 回答者のうち、感染症BCPは、「策定完了」が29.3%、「策定中」が54.6%、「未策定(未着手)」が15.6%であった。自然災害BCPは、「策定完了」が26.8%、「策定中」が54.9%、「未策定(未着手)」が17.1%であった。
- BCP「策定完了」事業所のうち令和3年度以降に策定した事業所は、感染症BCPで91.3%、自然災害BCPで82.2%であった。
- BCP「策定完了」事業所のうち2～3ヶ月程度以内でBCP策定した事業所は、感染症BCPで69.1%、自然災害BCPで65.5%であった。



◇第 226 回(2023.10.2)

- ▶ 10月2日、厚生労働省は第226回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は前回に引き続き令和6年度介護報酬改定にむけて、以下の関係団体のヒアリングが行われた。
 - 全国軽費老人ホーム協議会
 - ・ 基本報酬単位の増加
 - ・ 加算の創設
 - ・ 処遇改善の一本化と加算率の引き上げ
 - ・ 専門性の高いサービスの連携
 - ・ その他の意見
 - 日本ケアテック協会
 - ・ ケアマネ事業所におけるIoTモニタリングにかかる評価

- ・ 特定事業所加算における要件緩和
- ・ ICT 連携による質の向上に対する評価
- ・ 事業所の ICT 推進に向けた評価
- ・ 在宅利用時におけるケアテック事業者の関与
- ・ ケアテックが在宅で利用促進される仕組みの創設

○全国社会福祉法人経営者協議会

- ・ 賃金改善と物価対策の継続を図る基本報酬の引上げ
- ・ 物価高騰への財政支援の拡充
- ・ さらなる処遇改善・仕組みの一元化
- ・ 人材確保に必要な地域区分の弾力的な設定
- ・ 医療・介護連携、認知症ケア等の拡充
- ・ 効果的・効率的なサービス提供体制の強化

○日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会
(日本病院会)

- ・ 基本報酬の適切な引き上げ
- ・ 介護従事者確保・定着に向けた処遇改善
- ・ 感染症・災害等非常時への備えに対する支援・評価
- ・ 介護 DX(データベース・ロボット・ICT の利用活用、セキュリティ対策など)推進の支援・評価

(全日本病院協会)

- ・ 処遇改善の更なる充実
- ・ 栄養ケアに関わる加算の増額
- ・ 介護報酬における人員欠如に関する緩和措置の創設について

(日本医療法人協会)

- ・ 小規模多機能型居宅介護における医療・介護連携
- ・ (看護)小規模多機能型居宅介護における医療・介護連携
- ・ 口腔機能向上に向けたさらなる評価
- ・ ターミナルケアマネジメント加算
- ・ 介護支援専門員の各介護事業への配置について
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護における通いの人員配置の見直し
- ・ 訪問リハビリテーション計画立案、指示の標準化について
- ・ 給付適正化主要5事業(ケアプラン点検)について
- ・ 介護支援専門員の法定研修の受講費用の負担について

(日本精神科病院協会)

- ・ 認知症の人への医療・介護連携加算について
- ・ 介護医療院について
- ・ 要介護高齢精神障害者の介護施設への入所について

○全国訪問看護事業協会

- ・ 訪問看護の機能強化へ向けた各種加算の評価の引き上げ
- ・ 高齢者の医療・介護ニーズ、看取り等の対応の更なる強化
- ・ 高齢化の進展により多様化する地域ニーズへの対応強化

○日本訪問看護財団

- ・ 半数以上の事業所が赤字経営である中、医療ニーズを有する中重度要介護者への手厚いサービス提供が必要な実態を踏まえ、基本報酬の引き上げ及び加算による評価

- ・ 包括報酬化により中重度要介護者の多様なニーズへの対応が困難となった現状を踏まえ、スポットでの利用に対する報酬の新設
- ・ 年齢を問わず、住み慣れた地域・我が家で生活する方々を支援する療養通所介護サービスについて、地域共生社会の実現に貢献している現状を踏まえ、利用者・家族、現場に混乱が生じない安定的なサービス提供の継続

○日本栄養士会

- ・ 「リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組」に対する評価
- ・ 管理栄養士による「居宅療養管理指導」における看取り期・緩和ケア・退院後の在宅訪問回数の上限を月 2 回から 4 回へ緩和
- ・ 「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」の管理栄養士を外部の管理栄養士として「栄養アセスメント加算」、「栄養改善加算」、「栄養管理体制加算」、「居宅療養管理指導Ⅱ」の連携先として評価
- ・ 基準費用額(食費)について、物価・人件費などの高騰を鑑みた適切な対応

○全国リハビリテーション医療関連団体協議会、(日本リハビリテーション医学会、日本リハビリテーション病院・施設協会、日本訪問リハビリテーション協会、全国デイ・ケア協会)

- ・ 通所リハビリテーション費における運営基準の見直し
- ・ 退院・退所前カンファレンスへの通リハ・訪リハのリハ専門職参加の評価
- ・ 活動と参加の状況を継続的に情報共有できる体制の整備
- ・ 訪問リハの研修修了等期間の延長と退院退所直後の未実施減算除外
- ・ 生活機能向上連携加算算定拡大への取組み
- ・ 共生型サービスの推進に向けた自立訓練開設基準の緩和

○日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会、日本理学療法士協会

- ・ 多職種協働とリハビリテーション専門職種の役割
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法とリハビリテーション
- ・ リハビリテーション専門職の施設従事者数
- ・ リハビリテーション専門職の人材確保と 3 職種配置による自立支援・重度化防止の推進
- ・ リハビリテーション専門職の処遇改善

◇第 225 回(2023.9.27)

- ▶ 9 月 27 日、厚生労働省は第 225 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は令和 6 年度介護報酬改定にむけて、以下の関係団体のヒアリングが行われた。

○全国ホームヘルパー協議会

- ・ 質の高い訪問介護の事業継続を可能とする基本報酬の引き上げ
- ・ ホームヘルパーの役割や専門性に対する評価
- ・ サービス提供責任者の業務に対する適切な評価
- ・ 統一した訪問介護計画書様式の作成
- ・ 人材確保の取組みに対する支援と訪問介護の魅力発信
- ・ 同一建物等減算(集合住宅減算)の適正化
- ・ 既存の訪問介護と連携できる複合型のサービス類型の制度設計

○日本ホームヘルパー協会

- ・ 人材確保や雇用の継続に繋がる給与設定ができる報酬単価を設定
- ・ 必要な報酬単価・加算の再検討
- ・ その他の必要な事項

○日本認知症グループホーム協会

- ・ 基本報酬の充実
- ・ 認知症ケアの評価の充実、拠点化の推進
- ・ 入居者の重度化、看取りへの対応の充実
- ・ 介護人材の有効活用
- ・ 介護支援専門員の柔軟な働き方が可能となるような方策

○全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

- ・ 経費増加への基本報酬上の配慮
- ・ 認知症の独居及び老夫婦等の高齢者のみ世帯への支援の評価
- ・ 要支援者への支援
- ・ 人員基準の緩和等(基準・人員配置等)
- ・ 外部の居宅介護支援事業所導入の意見について
- ・ 市町村による「地域デザイン」の重要性と地域拠点としての“小規模多機能”の有効活用

○全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

- ・ 介護現場における物価・賃金高騰対策
- ・ 新しい複合型サービスについて
- ・ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「夜間対応型訪問介護」の統合について
- ・ 自立支援・重度化防止・認知症ケアの取組の推進等について
- ・ 保険者やケアマネジャーの理解

○地域共生ケア全国ネットワーク

- ・ 介護従事者の処遇改善
- ・ 共生型サービスの推進
- ・ 共生型小規模多機能型居宅介護における登録定員
- ・ 新たな複合型サービス
- ・ 社会福祉連携推進法人
- ・ 人員配置基準について

○全国介護事業者連盟

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進
- ・ 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上
- ・ 制度の安定性・持続可能性の確保

○日本福祉用具供給協会

- ・ 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会に関して
- ・ 福祉用具貸与価格上限設定について

○日本福祉用具・生活支援用具協会

- ・ 福祉用具安全情報プラットフォームの構築
- ・ 福祉用具貸与・販売選択制について

○高齢者住まい事業者団体連合会、(全国有料老人ホーム協会)、全国介護付きホーム協会、高齢者住宅協会

- ・ 基本報酬の向上
- ・ 処遇改善について、制度の簡素化および加算要件の弾力化等の対応
- ・ 高齢者向け住まいにおいて介護報酬改定に関連する共通の要望
- ・ 集住化への評価(集合住宅居住者への効率的なサービス提供についての適切な評価)

○全国個室ユニット型施設推進協議会

- ・ ユニットケア研修の充実を図り、サービスの向上とユニットケアの普及を促進
- ・ 介護職員の賃金目標の設定と同目標の達成に向けた年次計画の策定及び物価等に連動した新たな介護報酬改定ルールの方策
- ・ 複合型サービスの推進策として、介護事業者から別の介護事業者への業務委託方式の導入、短期入所の看取り介護加算の創設

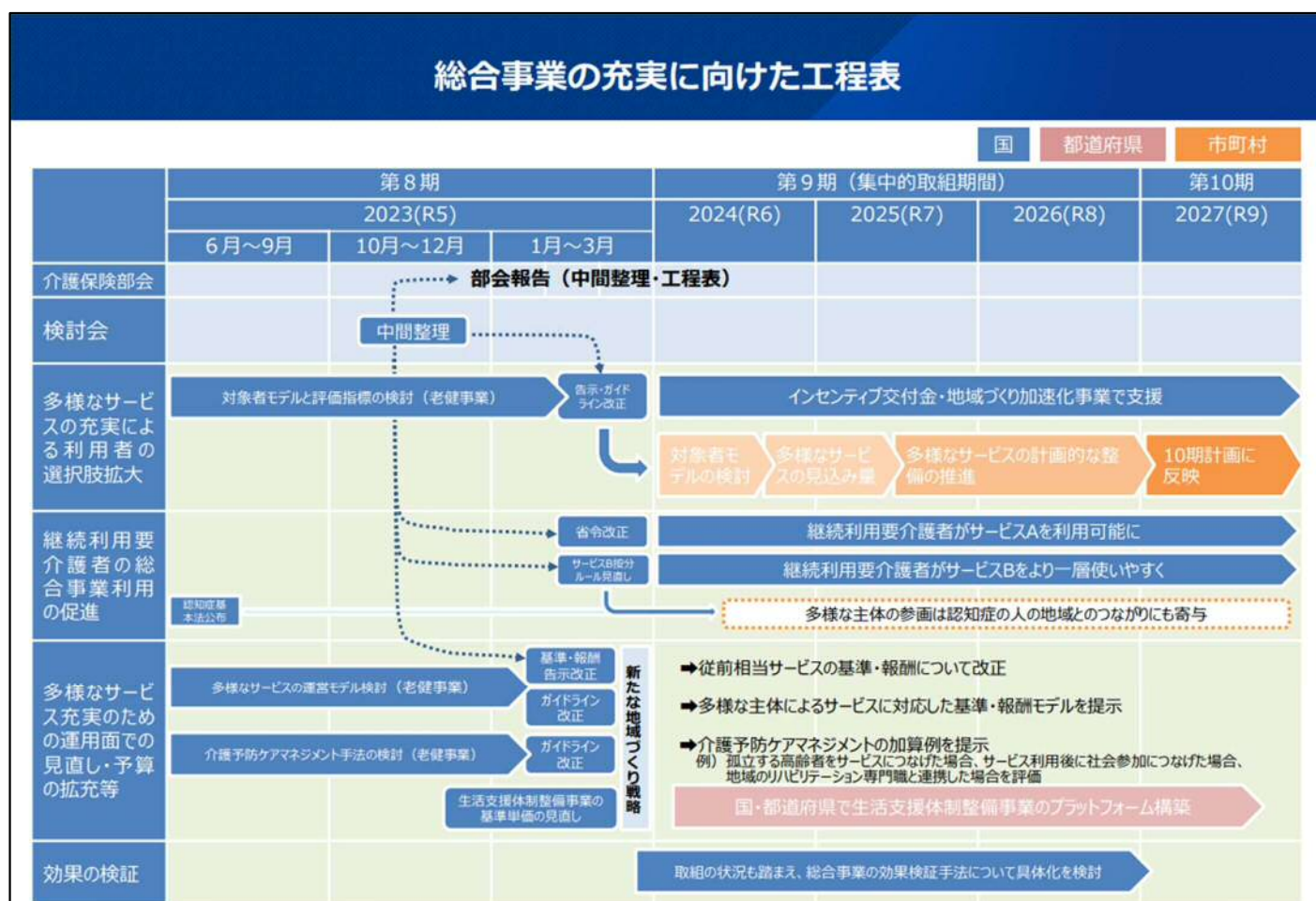
○介護人材政策研究会

- ・ 物価高騰等を踏まえた大幅な基本報酬の引き上げ
- ・ 処遇改善関連加算の一本化と人材確保・定着等に係る上位区分の創設
- ・ 介護DXの推進～効果の明らかなものに関する導入支援とさらなる活用の推進
- ・ 介護福祉士に認められる医療行為の範囲拡大によるタスクシフトの推進を通じた看護師の負担軽減とさらなる評価
- ・ 経営規模拡大または連携の推進に係るインセンティブの付与
- ・ 「2040 年」に向けた関連加算の強化・拡充
- ・ 基準費用額の見直し

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会

◇第 5 回(2023.11.27)

- ▶ 11 月 27 日、厚生労働省は第 5 回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会を開催し、12 月 7 日に議論の中間整理を取りまとめた。第9期介護保険事業計画期間における総合事業の充実に向けた工程表が示された。工程表は以下のとおり。



◇第4回(2023.9.29)

- ▶ 9月29日、厚生労働省は第4回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会を開催した。今回は、中間整理に向けた議論が行われ、骨子案が示された。
- ▶ 骨子案の中で、総合事業の充実は、「国、都道府県、市町村が連携しながら進めることが適当であるとされ、この際、国は都道府県や市町村の取組を支援するとともに、第9期介護保険事業計画期間を通じ、総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進」と示されており、「総合事業の多様な充実のための具体的な方策」として、以下の4点が挙げられた。
 - ①高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくるためのアクセス機会と選択肢の拡大
 - ②地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充
 - ③高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメント手法の展開
 - ④地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会の方向性 (具体的な方策)	
1 高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくるためのアクセス機会と選択肢の拡大	■ 高齢者が地域で日常生活をおくるために選択するという視点に立ったサービス類型 ➡ 現行のガイドラインで例示するサービスAとサービスBは“誰が実施主体か”で分類（交付金との関係あり） ➡ 予防給付時代のサービス類型を踏襲、一般介護予防事業や他の施策による活動と類似する活動もある ➡ “サービスのコンセプト”を軸とする分類も検討 例）・高齢者が担い手となって活動（就労的活動含む）できるサービス ・高齢者の生活支援を行うサービス ➡ 訪問と通所、一般介護予防事業、保険外サービスなどを組み合わせたサービス・活動モデルを例示 ■ 継続利用要介護者が利用可能なサービスの拡充（認知症施策や就労促進にも寄与） ➡ 要介護や認知症となっても地域とのつながりを持ちながら自立した日常生活をおくることのできるよう対象を拡大 ➡ 現行の利用対象サービスをサービスAに拡大するとともに、サービスBの補助金ルールを見直し
2 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充	■ 市町村がアレンジできるよう多様なサービスモデルを提示 ➡ 支援パッケージを活用し、総合事業の基本的な考え方やポイントを提示 ➡ 新たな地域づくりの戦略を公表し、具体的なイメージを提示 ➡ ガイドライン等で総合事業の運営・報酬モデルを提示 ■ 地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築 ➡ 国や都道府県に生活支援体制整備事業プラットフォームを構築し、民間や産業との接続を促進 ➡ 生活支援体制整備事業の活性化を図るため、民間や産業と地域住民をつなげる活動を評価 ➡ 商業施設等も参画しやすくなるための取組み（事業が行われる居室の採光のあり方）を検討
3 高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメントの手法の展開	■ 高齢者や家族に多様なサービスを選んでもらうための介護予防ケアマネジメント ➡ 多様なサービスの利用対象者モデルを提示 ➡ 多様なサービスを組み合わせて支援するケアプランモデルを提示 ➡ 高齢者を社会参加につなげた場合や、孤立する高齢者を地域の生活支援につなげた場合の加算の例示（推奨） ➡ 地域のIT連携と連携して介護予防ケアマネジメントを行った場合の加算の例示（推奨） ➡ 介護予防ケアマネジメントの様式例に従前相当サービスを選択した場合の理由を記載する欄を追加
4 地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり	■ 総合事業と介護サービスを切れ目なく地域で提供するための計画づくり ➡ 評価指標に、専門人材がより専門性を発揮し、必要な支援を提供するための体制を確保する視点を導入

インセンティブ交付金や伴走的支援等を通じて、市町村を支援

4

<通知・公表>

令和4年度 介護給付費等実態統計結果(2023.9.26)

- ▶ 9月26日、厚生労働省は、令和4年度介護給付費等実態統計結果を公表した。
- ▶ 令和3年度の費用額累計(介護保険給付費と自己負担の合計)は11兆1912億円となり、対前年比1620億円の増となった。
- ▶ 令和5年度4月審査分の受給者1人当たりの費用額は17万5500円となっており、こちらも令和4年度4月分と比較すると、2700円の増加となっている。
- ▶ また、介護予防サービス及び介護サービスの年間実受給者数は652.4万人となっており、対前年14.2万人の増となった。

【調査結果のポイント】※ 各数値は10の位を四捨五入した値である。

○ 介護予防サービス及び介護サービスの受給者の状況

(表1・表2-1(2頁)、表2-2(3頁))

・年間実受給者数(※1)	652万4,400人	(対前年度増減数	14万2,700人(2.2%)の増加)
介護予防サービス	118万4,700人	(同	4万400人(3.5%)の増加)
介護サービス	559万1,600人	(同	12万3,000人(2.2%)の増加)

※1 令和4年4月から翌年3月の1年間において、一度でも介護予防サービス又は介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は、1人として計上している。また、同一人が介護予防サービスと介護サービスの両方を受けた場合は、それぞれに1人として計上している。

○ 介護予防サービス及び介護サービスの受給者1人当たり費用額(令和5年4月審査分)の状況

(表5・表6-1(6頁)、表6-2(7頁))

・受給者1人当たり費用額	17万5,500円	(対前年同月増減額	2,700円(1.5%)の増加)
介護予防サービス	2万7,900円	(同	100円(0.4%)の増加)
介護サービス	20万3,100円	(同	3,500円(1.7%)の増加)

6. 障害者

<会 議>

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 44 回(2023.12.6)

- ▶ 12月6日、厚生労働省は第44回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、感染症、補足給付、生活介護について協議を行った。また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について案が示され、協議が行われた。

- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。

<感染症への対応力強化>

- ① 感染症発生に備えた平時からの対応
- ② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

<補足給付>

- ① 補足給付について

<生活介護>

- ① 生活介護に係るサービスの質の評価について

- ▶ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性については、本会議後、とりまとめが公表され、「Ⅰ. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」「Ⅱ. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」「Ⅲ. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し」について下記のとおり示された。

令和5年12月6日 障害福祉サービス等改定検討チーム

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（概要）

障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおけるこれまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、基本的な方向性を取りまとめた。障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。

Ⅰ 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- ・ 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
- ・ 施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価
- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進に取り組む相談支援事業者を評価
- ・ グループホームにおける食材料費等の適切な管理の徹底、外部の目を定期的に入れる取組
- ・ 居宅介護及び重度訪問介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分の追加や単位の見直しを実施
- ・ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価

2. 医療と福祉の連携の推進

- ・ 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等の促進
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
- ・ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化

3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- ・ 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価
- ※ 診療報酬改定については、中医協において議論

Ⅱ 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける総合的な支援の推進、時間区分創設、関係機関との連携強化
- ・ 支援ニーズの高い児への支援や家族支援の評価拡充
- ・ インクルージョンの取組や保育所等訪問支援の評価拡充
- ・ 障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- ・ 就労継続支援A型の生産活動収支の改善等を評価
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額の上昇を評価
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための人員配置基準等の設定

Ⅲ 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- ・ 処遇改善加算の一本化。必要な水準とあわせ、処遇改善に構造的につながる仕組みを構築
- ・ 障害者支援施設における見守り機器導入による加算要件の緩和
- ・ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
- ・ 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間毎の区分を追加
- ・ 補足給付の基準費用額について経営実態調査等の結果を踏まえた見直し

◇第 43 回(2023.11.29)

- ▶ 11月29日、厚生労働省は第43回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、処遇改

善、業務効率化、横断的事項、施設入所支援について協議を行った。

- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。

＜処遇改善＞

- ① 処遇改善加算の一本化等について
- ② 処遇改善加算の対象サービスについて

＜業務効率化＞

- ① 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について
- ② 管理者の兼務範囲の明確化について
- ③ テレワークの取扱いについて
- ④ 人員配置基準における治療との両立支援への配慮について

＜横断的事項（業務継続に向けた取組の強化、送迎について）＞

- ① 業務継続に向けた取組の強化
- ② 通所サービスの送迎における取扱いの明確化について

＜施設入所支援＞

- ① 地域移行を推進するための取組について

◇第 42 回(2023.11.15)

- ▶ 11 月 15 日、厚生労働省は第 42 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、就労選択支援、障害児支援について協議を行った。また、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査の結果について報告が行われた。

- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。

＜就労選択支援＞

- ① 就労選択支援の対象者について
- ② 特別支援学校における取扱いについて
- ③ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱いについて
- ④ 実施主体の要件について
- ⑤ 中立性の確保について
- ⑥ 従事者の人員配置・要件について
- ⑦ 計画相談事業との連携・役割分担について
- ⑧ 就労選択支援の報酬体系について
- ⑨ 支給決定期間について

＜障害児支援＞

- ① 共生型サービスにおける医療的ケアを要する児への支援の充実
- ② 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い等

- ▶ 令和5年障害福祉サービス等経営実態調査の結果では、サービス別の令和 4 年度決算における収支差率が公表され、全サービス平均で 5.3%(物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含まない収支差率)で、対令和元年度収支差率は+0.3%となった。
- ▶ 最も収支差率の高かったサービスは居宅訪問型児童発達支援で 9.8%(物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含まない収支差率)であり、対令和元年度収支差率は+10.1%であった。(※但し、本サービスは、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表)
- ▶ 最も収支差率の低かったサービスは地域定着支援で-0.4%(物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含まない収支差率)であり、対令和元年度収支差率は-5.6%であった。

▶

令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要

○ 調査の目的

障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定の影響把握及び次期報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

○ 調査時期

令和5年6～7月（令和4年度決算を調査）

○ 調査対象等

- ・調査対象 全ての障害福祉サービス等
- ・抽出方法 調査対象サービスごとに、層化無作為抽出法により、4.5%～全数で抽出
- ・調査客体数 16,798施設・事業所
- ・有効回答数 9,147施設・事業所（有効回答率：54.5%）

○ 調査項目

障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収支の状況 等

※令和4年度決算の各サービス

上段：物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含まない収支差率

下段：物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含む収支差率

※物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金は令和元年度決算には含まれない

サービスの種類	令和2年経営実態調査	令和5年経営実態調査		サービスの種類	令和2年経営実態調査	令和5年経営実態調査	
	(令和元年度決算)	(令和4年度決算)			(令和元年度決算)	(令和4年度決算)	
	収支差率	収支差率	対令和元年度増減		収支差率	収支差率	対令和元年度増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	5.3%	6.9%	1.6%	自立生活援助	2.7%	6.7%	4.0%
		7.0%	1.7%			8.0%	5.3%
重度訪問介護	5.9%	7.1%	1.2%	計画相談支援	0.5%	5.3%	4.8%
		7.2%	1.3%			5.6%	5.1%
同行援護	5.1%	5.6%	0.5%	地域移行支援	3.0%	0.8%	▲2.2%
		5.9%	0.8%			1.0%	▲2.0%
行動援護	4.0%	8.7%	4.7%	地域定着支援	5.2%	▲0.4%	▲5.6%
		9.0%	5.0%			▲0.4%	▲5.6%
日中活動系サービス				障害児相談支援			
短期入所	4.0%	5.7%	1.7%		1.5%	3.8%	2.3%
		5.9%	1.9%			4.0%	2.5%
療養介護	1.6%	1.5%	▲0.1%	障害児通所・訪問サービス			
		1.6%	▲0.0%	児童発達支援	1.2%	5.8%	4.6%
生活介護	8.9%	8.3%	▲0.6%			6.0%	4.8%
		8.5%	▲0.4%	医療型児童発達支援 ※	1.3%	▲8.8%	▲10.1%
						▲8.8%	▲10.1%
施設系・居住系サービス				放課後等デイサービス			
施設入所支援	6.3%	7.1%	0.8%		10.7%	5.8%	▲4.9%
		7.4%	1.1%			5.9%	▲4.8%
共同生活援助(介護サービス包括型)	7.3%	9.1%	1.8%	居宅訪問型児童発達支援 ※	▲0.3%	9.8%	10.1%
		9.5%	2.2%			10.2%	10.5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	11.5%	3.8%	▲7.7%	保育所等訪問支援	▲0.5%	▲0.4%	0.1%
		4.2%	▲7.3%			0.0%	0.5%
共同生活援助(外部サービス利用型)	6.3%	1.1%	▲5.2%	障害児入所サービス			
		1.3%	▲5.0%	福祉型障害児入所施設	0.2%	5.6%	5.4%
						5.7%	5.5%
訓練系・就労系サービス				医療型障害児入所施設			
自立訓練(機能訓練) ※	1.3%	3.1%	1.8%		1.9%	6.0%	4.1%
		3.2%	1.9%			6.1%	4.2%
自立訓練(生活訓練)	6.4%	0.9%	▲5.5%	全サービス平均(参考)			
		1.6%	▲4.8%	全体	5.0%	5.3%	0.3%
						5.6%	0.6%
就労移行支援	5.5%	7.9%	2.4%				
		8.4%	2.9%				
就労継続支援A型	4.2%	2.9%	▲1.3%				
		3.9%	▲0.3%				
就労継続支援B型	6.0%	5.2%	▲0.8%				
		5.8%	▲0.2%				
就労定着支援	2.9%	9.2%	6.3%				
		9.7%	6.8%				

収支差率＝（障害福祉サービス等の収入額－障害福祉サービス等の支出額）／障害福祉サービス等の収入額

・障害福祉サービス等の収入額は、障害福祉サービス等事業収益、各種補助金収益及び本部からの繰入金収益の合計額

・障害福祉サービス等の支出額は、障害福祉サービス等事業費用、借入金利息及び本部への繰入金費用の合計額

・「物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症関連の補助金を含まない収支差率」は、上記の「障害福祉サービス等の収入額」から当該補助金を除いて計算したものの

注1：サービスの種類に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。

注2：重度障害者等包括支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

◇第 41 回(2023.10.30)

- ▶ 10 月 30 日、厚生労働省は第 41 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、計画相談支援、障害児相談支援、横断的事項、施設入所支援について協議を行った。

- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。

＜計画相談支援、障害児相談支援＞

- ① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化について
- ② 医療等の多様なニーズへの対応について
- ③ 相談支援人材の確保及び ICT の活用等について

＜横断的事項について(虐待防止・権利擁護、高次脳機能障害、精神障害者の地域移行関係)＞

- ① 障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底について
- ② 意思決定支援の推進について
- ③ 同性介助について
- ④ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価について
- ⑤ 精神障害者の地域移行等について

＜横断的事項について(視覚聴覚関係、栄養関係、食事提供体制加算)＞

- ① 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて
- ② 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実について
- ③ 食事提供体制加算の経過措置の取扱いについて

＜横断的事項について(情報公表制度、地域区分)＞

- ① 情報公表制度について
- ② 地域区分について

＜施設入所支援に係る報酬・基準について＞

- ① 地域移行を推進するための取組について

◇第 40 回(2023.10.23)

- ▶ 10 月 23 日、厚生労働省は第 40 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、強度行動障害を有する児者への支援、共同生活援助、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、地域生活支援拠点等、自立訓練について協議を行った。

- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。

＜強度行動障害を有する児者への支援＞

- ⑩ 強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化について
- ⑪ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援について

＜共同生活援助＞

- ⑥ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実について
- ⑦ 支援の実態に応じた報酬の見直し等について
- ⑧ グループホームにおける食材料費等の取扱いについて

＜自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、地域生活支援拠点等＞

- ① 対象者の明確化について

(自立生活援助)

- ② 集中的に支援が必要な対象者に支援を行った際の評価について
- ③ 人員配置基準等の弾力化について
- ④ 提供主体の拡充について

(地域生活支援拠点等)

- ⑤ 地域生活支援拠点等の機能の充実について

＜自立訓練＞

- ① 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価について
- ② リハビリテーション職の配置基準及びリハビリテーション実施計画の策定期間の見直し
- ③ ピアサポートの専門性の評価について
- ④ 支給決定の更新の弾力化について
- ⑤ 自立訓練(機能訓練)の提供主体の拡充について

- ▶ このうち「共同生活援助」の「支援の実態に応じた報酬の見直し等について」では、障害者部会報告書等をふまえ、下記の検討の方向性が提示されている。

○サービスの支援内容の実態や収支状況を適切に反映するため、障害支援区分ごとの基本報酬について、支援内容や収支状況の調査結果を踏まえた見直しを行いつつ、サービス提供時間の実態に応じた報酬へと見直すことを検討してはどうか。

○ 配置基準を超えて人員を配置した上で、心身の状況等により日中サービスを利用できない入居者へ日中の支援を実施した場合の評価を設けているところであるが、支援の実態に応じて、支援を提供した初日から評価を行うなどの見直しを検討してはどうか。

- ▶ また「共同生活援助」の「グループホームにおける食材料費等の取扱いについて」では、障害者向けグループホーム(GH)を全国展開する運営会社が利用者から食材費を過大徴収していた問題を受け、「共同生活援助事業者において整備が義務付けられている会計に関する諸記録として、利用者から徴収した食材料費にかかる記録が含まれることや、食材料費として徴収した額については適切に管理すべき旨を改めて明示してはどうか。また、実費を徴収できることとしている他の費用(光熱水費、日用品費等)についても、同様の対応をしてはどうか」としている。
- ▶ 「自立生活援助」の「提供主体の拡充について」では、「障害福祉サービス事業所等以外であっても、例えば、社会福祉協議会や、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人など、障害者の支援に一定の知識と経験を有する主体が参入することができるよう、現在指定基準において設けられている実施主体要件を見直し、多様な事業主体の参入を促すことを検討」するとしている。

◇第 39 回(2023.10.18)

- ▶ 10月18日、厚生労働省は第39回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児入所施設について協議を行った。
- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。

＜児童発達支援・放課後等デイサービス＞

(児童発達支援センターの機能強化等)

- ① 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

(質の高い発達支援の提供の推進)

- ② 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等
- ③ 関係機関との連携の強化
- ④ 将来の自立等に向けた支援の充実

(支援ニーズの高い児への支援の充実)

- ⑤ 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実
- ⑥ 強度行動障害を有する児への支援の充実
- ⑦ ケアニーズの高い児への支援の充実
- ⑧ 継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実

(家族支援の充実)

- ⑨ 家族への相談援助等の充実

⑩ 預かりニーズへの対応
(インクルージョンの推進)

⑪ インクルージョンの推進

＜保育所等訪問支援＞

- ① 保育所等訪問支援の充実
- ② 支援ニーズの高い児への支援の評価
- ③ 家族支援の充実

＜居宅訪問型児童発達支援＞

- ① 居宅訪問型児童発達支援の充実
- ② 強度行動障害を有する児への支援の充実
- ③ 家族支援の充実

- ▶ このうち「保育所等訪問支援」については、「保育所や学校等を訪問し、児の集団生活への適応等を支援する保育所等訪問支援については、一般施策側の受入力を強化しインクルージョンを進めていく観点からも、活用を推進することが重要」としたうえで、「効果的な支援を確保・促進する観点から、訪問支援時間に下限を設定」「個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成・見直しを求める」「訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価」などを検討の方向性としている。

◇第 38 回(2023.10.11)

- ▶ 10 月 11 日、厚生労働省は第 38 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労系横断的事項について協議を行った。
- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。
 - ＜就労移行支援＞
 - ① 事業所の利用定員規模の見直しについて
 - ② 支援計画会議実施加算の見直しについて
 - ＜就労継続支援A型＞
 - ① スコア方式による評価項目の見直しについて
 - ② 経営改善の取組の促進
 - ＜就労継続支援B型＞
 - ① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直しについて
 - ② 平均工賃月額の算定方法
 - ＜就労定着支援＞
 - ① スケールメリットを考慮した報酬の設定について
 - ② 定着支援連携促進加算の見直しについて
 - ③ 支援終了の際の事業所の対応について
 - ④ 実施主体について
 - ⑤ 就労移行支援との一体的な実施について
 - ＜就労系横断的事項＞
 - ① 就労系障害福祉サービスの一時的な利用について
 - ② 就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直しについて
 - ③ 基礎的研修に伴う対応について

④ 施設外支援に関する事務処理の簡素化について

- ▶ 「就労移行支援」の「事業所の利用定員規模の見直しについて」では、就労継続支援 A 型が 10 人以上なのに対し、就労移行支援は就労継続支援 B 型等の日中活動系サービスと同様に、20 人以上となっている現状に対し、特別支援学校から直接就職する障害者も増加傾向にあり、とくに地方部で利用者の安定的な確保が難しくなっていることを受け、利用定員の見直しが検討課題とされた。
- ▶ また、「就労継続支援 A 型」の「スコア方式による評価項目の見直しについて」では、「経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため」として「労働時間の評価について、利用者の 1 日の平均労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながる傾向があることから、平均労働時間の長さをより一層評価する」「生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合・下回った場合の評価の一層のメリハリ付けを行う」などの検討の方向性が示された。
- ▶ 「就労継続支援 B 型」の「平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直しについて」では、「工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬設定とすることを検討してはどうか」「平均工賃月額」に応じた報酬体系よりも「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が収支差率が高いことを踏まえた、報酬の見直しを検討してはどうか」「工賃の向上を促す観点から、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価を検討してはどうか」「多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置をした場合の評価を検討してはどうか」が検討の方向性として提示されている。

◇第 37 回(2023.9.27)

- ▶ 9 月 27 日、厚生労働省は第 37 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、短期入所、施設入所支援、生活介護について協議を行った。
- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。
 - ＜短期入所＞
 - ① 緊急時の重度障害者の受入機能の充実について
 - ② 医療的ケア児者の受入体制の拡充について
 - ③ 介護老人保健施設における医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減
 - ＜施設入所支援＞
 - ① 地域移行を推進するための取組について
 - ② 医療的ケアが必要な者等の受入体制の充実について
 - ③ 障害福祉分野における介護ロボットの活用による加算要件の緩和について
 - ④ 障害者支援施設における悪性腫瘍患者への医療提供体制について
 - ＜生活介護＞
 - ① サービス提供時間ごとの報酬設定について
 - ② 利用定員規模ごとの報酬設定の在り方について
 - ③ 医療的ケアが必要な者等の受入体制の拡充について
 - ④ リハビリテーション職の配置基準及びリハビリテーション実施計画の策定期間の見直し
- ▶ 「施設入所支援」では、「地域移行を推進するための取組」として、現在「40 人以下」「41～60 人」「61～80 人」「81 人以上」の 4 区分に応じて算定されているが、利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10 人ごとに設定することを提起している。

社会保障審議会障害者部会

◇第 138 回(2023.11.20)

- ▶ 11 月 20 日、厚生労働省は第 138 回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実 早稲田大

学法学学術院教授)を開催した。

- ▶ 今回は、「自立支援医療の経過的特例」「障害福祉サービス等報酬改定の施行日」「障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況」「精神科病院における障害者虐待に対する都道府県の対応」についてそれぞれ報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 自立支援医療の経過的特例についてでは、経過的特例措置として、令和6年3月まで、自立支援医療の自己負担額を原則1割負担としつつ、低所得者や「重度かつ継続」の対象者に対しては所得に応じた負担上限額を設定することとされているが、令和9年3月末までとしてはどうかについて協議が行われた。
- ▶ 障害福祉サービス等報酬改定の施行日についてでは、障害福祉サービス等報酬改定の施行時期について、4月1日とするか6月1日とするかについて協議が行われ、現場の職員やベンダの負担、利用者にとっての分かりやすさ、事業所の運営への影響、改正法の施行時期との関係などを踏まえ、どのような対応が考えられるかについて協議された。
- ▶ なお、診療報酬は診療報酬の全容が判明する2月からの準備期間が短く、医療機関側の事務負担が集中することをふまえ、24年度から6月1日施行とすることが決まっている。
- ▶ 精神科病院における障害者虐待に対する都道府県の対応についてでは、令和4年の精神保健福祉法改正において、「精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける」こと、および「精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。」ことが新たに規定されたことをふまえ、都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する対応手順を事務取扱要領として示すことについて協議が行われた。

◇第137回(2023.9.28)

- ▶ 9月28日、厚生労働省は第137回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は「障害保健福祉施策の動向について」を協議題に、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」および「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進について」報告が行われ、協議が実施された。
- ▶ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」では、報酬改定に向けたスケジュールや団体ヒアリングの予定等が説明された後、障害者自立支援法施行から17年が経過し、サービスの利用者数、予算額ともに、施行時と比較すると、それぞれ約3倍以上となるなど障害児者への支援は年々拡充していること、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」 「障害児通所支援に関する検討会」等の報告書等や第7期障害福祉計画及び第3期障害児支援計画を作成するための基本方針等をふまえ、今回の改定では、障害の重度化や障害者の高齢化、強度行動障害を有する者、医療的ケア児や医療的ケアが必要な障害者、精神障害者の地域移行の進展などに伴う障害児者のニーズの多様化に対応するため、適切なエビデンスに基づき施策を強化する必要がある、としている。
- ▶ そのうえで、今般の物価高騰や賃金上昇、人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要なサービスを提供できるよう、必要な対応を行う必要がある。サービス間・制度間の公平性や制度の持続可能性の確保が重要な課題である中で、こうした観点を踏まえた上で、メリハリのきいた報酬体系とする必要があるとし、以下の論点を提示している。

＜主な論点＞

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

障害者政策委員会

◇第 77 回(2023.11.13)

- ▶ 11 月 13 日、内閣府は第 77 回障害者政策委員会(委員長:熊谷晋一郎 東京大学先端科学技術研究センター准教授)を開催した。
- ▶ 今回は、障害者基本計画(第4次)の実施状況について」を協議題に、令和 3 年度、令和 4 年度 of フォローアップとして、警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省の取り組みについて、報告を行った。
- ▶ 全国身体障害者施設協議会 白江会長からは、下記意見を提出し、意見を述べた。

○パーキングパーミット制について

- ・都道府県での扱いが相違し、県をまたいでの利用で混乱が生じている。また、国民への理解が進みづらい現状があり、全国での統一した制度化が必要。

○虐待防止法について

- ・施行後 10 年が経過したが、この間見直しが行われていない。通報件数も認定件数も増えているなか、見直しは行われないのか。

○成年後見の促進と意思決定支援の在り方について

- ・後見人(保佐人・補助人含む)が不要と思われる方でも、家族や親族が成年後見人をつけようとするケースや、ご本人の状態を十分に理解できない調査官とご家族で話が進んでしまうケース等が発生している。適正な制度運用ができる人材確保、養成が必要。

○難病相談支援センターの質の向上について

- ・全国で設置が進んだが、地域間格差は大きいという課題がある。相談員(資格等)の質、相談体制(人数等)の質という視点でどのように認識しているのか。

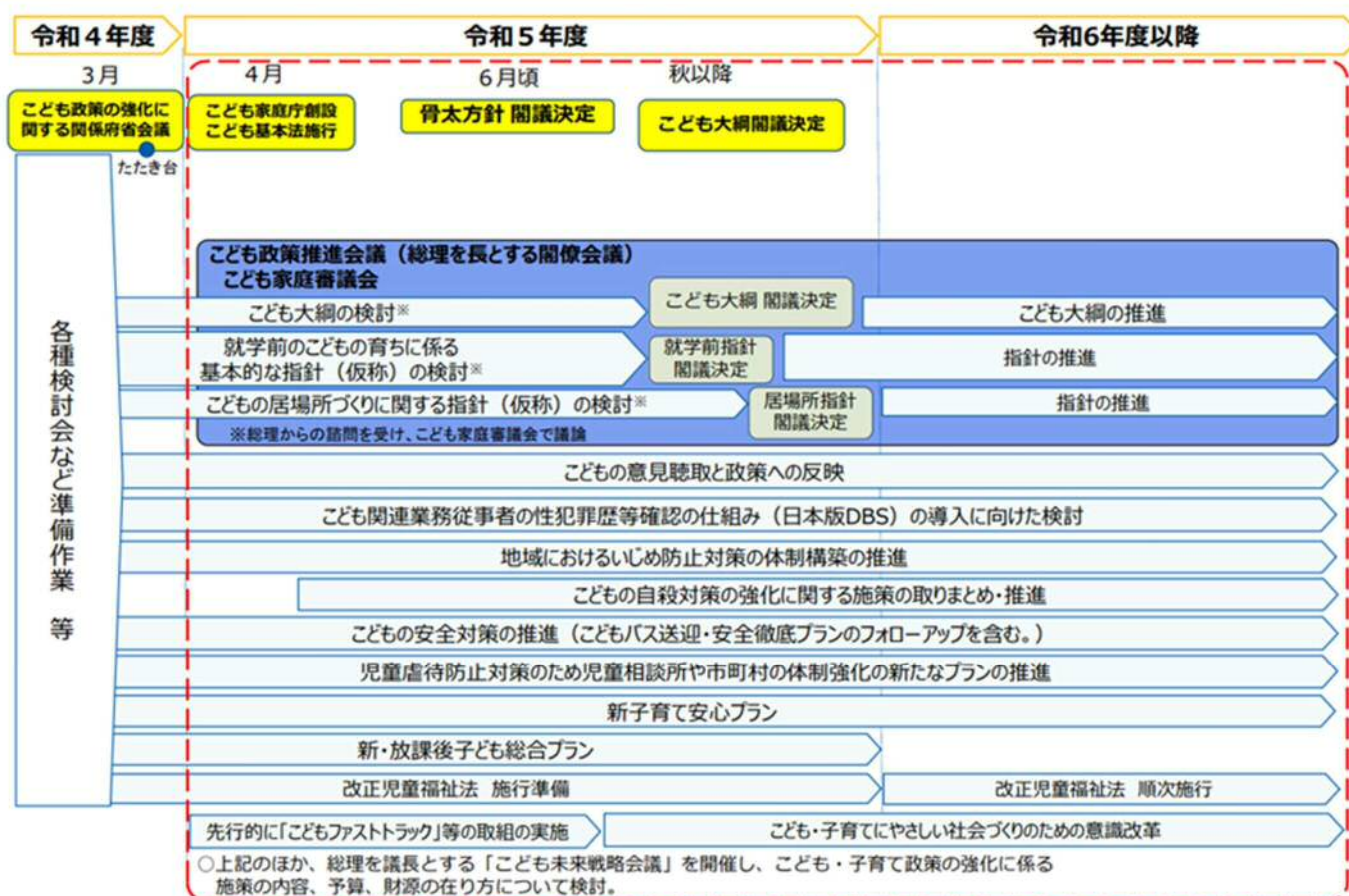
◇第 76 回(2023.10.4)

- ▶ 10 月 4 日、内閣府は第 76 回障害者政策委員会を開催し、熊谷晋一郎 東京大学先端科学技術研究センター准教授を委員長として選任した。
- ▶ 委員会では、「障害者基本計画(第4次)の実施状況について」を協議題に、令和 3 年度、令和 4 年度 of フォローアップとして、内閣人事局、内閣府、金融庁、消費者庁、復興庁、法務省、外務省、農林水産省、環境省の取り組みについて、報告を行った。なお、これ以外の省庁からの取り組み報告は次回とされている。

7. 子ども・家庭福祉

こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）

【参考資料 5】



こども政策に関する国と地方の協議の場（第1回：令和5年5月10日）資料

<会 議>

こども未来戦略会議

◇第7回(2023.10.2)

- ▶ 10月2日、内閣官房は第7回こども未来戦略会議（議長：岸田内閣総理大臣）を開催した。
- ▶ 会議では、新藤全世代型社会保障改革担当大臣より、「こども・子育て政策の強化」については、6月に本会議において、「こども未来戦略方針」を取りまとめ、政府として閣議決定したところであり、今後、「加速化プラン」に掲げる施策などについて、できるものから実行に移していくとともに、細部の議論を進め、年末までに「こども未来戦略」としてとりまとめていくこととしており、本日の会議はその議論のキックオフとなるという発言がなされた。
- ▶ また、「加速化プラン」を支える安定的な財源については、2028年度までに徹底した歳出改革等を引き続き行い、それによる公費の節減等の効果および社会保障負担軽減効果を活用しながら、実質的な追加負担を生じさせないことをめざすことや、歳出改革に関しては、今後、全世代型社会保障構築会議において、経済財政諮問会議と連携して議論を深め、2028年度までに必要な具体的な社会保障の改革工程を年末までに策定するとした。
- ▶ 岸田内閣総理大臣からは締めくくりにあたって、下記発言があった。
 - 妊娠期から切れ目なく子育て世帯を支える「加速化プラン」により、わが国のこども一人当たりの家族関係支出は、OECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。制度の拡充ばかりでなく、制度を安心してご活用いただけるよう、社会の意識改革にも取り組んでいきたい。

- 何よりも子育て世代の所得向上が重要であり、最低賃金を含めた賃上げ等に全力で取り組む。
- 「加速化プラン」に掲げる各種施策について、法制化が必要なものは、来年通常国会での法案提出に向けて準備をし、制度設計等の具体化を急がなければならない。加藤大臣、新藤大臣、武見大臣はじめ関係大臣において、関係する会議体での議論を含め検討を進めていただきたい。
- 「加速化プラン」の実施に当たって、全世代型社会保障の構築の観点からの改革も進めていく。こ「全世代型社会保障構築会議」において、「経済財政諮問会議」と連携した改革工程の年末までの策定を新藤大臣に願う。

こども家庭審議会

◇「こども大綱」策定に向け政府に答申を提出(2023.12.1)

- ▶ 12月1日、こども家庭審議会は「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～」 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」 「こどもの居場所に関する指針」を政府に答申した。
- ▶ 今後、この答申をもとに政府内で調整が行われ、年内を目途に閣議決定される予定。
- ▶ 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～では、「こども大綱」の策定に向けた答申では、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」を定義づけたうえで、こども施策に関する基本的な方針(こども施策に関する基本的な方針として下記6本の柱を整理している。
 - ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
 - ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
 - ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
- ▶ 「こども大綱」については、こども基本法第16条において「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、こども大綱に基づき政府全体でこども施策を強力に推進することとなる。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。

- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。

子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

子ども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

- ① **子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
 - ・子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
 - ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。
- ② **子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
 - ・子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
 - ・意見表明・社会参画する上でも欠かさない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。
- ③ **子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**
 - ・子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
 - ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。
- ④ **良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**
 - ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
 - ・困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。
- ⑤ **若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む**
 - ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
 - ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
- ⑥ **施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(子ども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援)
- 子どもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

4

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

▶ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョンでは、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(答申)では、「幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要」とし、こども基本法にのっとり整理した5つのヴィジョンとして、下記5点を整理している。

- ①こどもの権利と尊厳を守る
- ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- ③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

- ▶ そのうえで、実効性のある「育ちのヴィジョン」とするために、「『こども大綱』の下に策定する『こどもまんなか実行計画』の施策へ反映」すること、「全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進」することを求めている。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(答申)概要

～全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え 生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～

令和5年12月1日
こども家庭審議会

『育ちのヴィジョン』を策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのヴィジョン

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会いにより、興味・関心に合わせた「遊びと
体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者につながる
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
（様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要

【「はじめの100か月」とは】

『育ちのヴィジョン』を全ての人と共有するためのキーワード
として、母親の妊娠期から幼保小接続期（いわゆる5歳児～小1）
の重要な時期が概ね94～106か月であることに着目

おわりに～実効性のある『育ちのヴィジョン』とするために～

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

- ▶ こどもの居場所に関する指針では、こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点として、下記4点を相互に関連し、循環的に作用させることとしている。

○「ふやす～多様なこどもの居場所がつくられる～」

○「つなぐ～こどもが居場所につながる～」

○「みがく～こどもにとって、より良い居場所となる～」

○「ふりかえる～こどもの居場所づくりを検証する～」

こどもの居場所づくりに関する指針(答申)の概要①

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

こどもまんなか
こども家庭庁

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍しているよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

子どもの居場所とは

- ・ 子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、子ども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- ・ その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、子ども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子ども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、子ども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- ・ 居場所の特徴として、多くの子どもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

子どもの居場所づくりとは

- ・ 居場所とは、子ども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- ・ こうした隔たりを乗り越えるため、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- ・ 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

対象となる居場所の範囲

子どもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果として子ども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となる子ども・若者の年齢の範囲

子どもであっても若者であっても、居場所を必要とするということについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「子ども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

2

子どもみんなが
子ども家庭庁

子どもの居場所づくりに関する指針(答申)の概要②

子どもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① 子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、子どもとともにつくる居場所
— 子ども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要
- ② 子どもの権利の擁護
— 子ども基本法等を踏まえ、子どもの権利について理解し守っていくとともに、子ども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要
- ③ 官民の連携・協働
— 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

子どもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす ～多様な子どもの居場所がつくられる～

- ・ 地域の既に居場所になっている資源や子ども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・ 学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・ 新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・ 持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・ 災害時において子ども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ ～子どもが居場所につながる～

- ・ 居場所に関する情報をまとめ、可視化し、子ども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・ 子ども・若者の興味に即した居場所づくりをするなど、子ども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・ 自分で居場所を見つけにくい子ども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みかく ～子どもにとって、より良い居場所となる～

- ・ 子ども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・ 子ども・若者が居場所づくりに参画し、子ども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・ どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・ 居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・ 環境の変化による子ども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる ～子どもの居場所づくりを検証する～

- ・ 居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。子どもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

3

子どもみんなが
子ども家庭庁

子どもの居場所づくりに関する指針(答申)の概要③

子どもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

子どもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げる子どもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である民間団体・機関は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、子どもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。企業は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面から子どもの居場所づくりを計画的に推進する。都道府県は、市町村の取組を支える。国は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方公共団体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、おおむね5年後を目途に見直しを行う。

4

◇第3回(2023.11.22)

- ▶ 11月22日、こども家庭庁は第3回こども家庭審議会を開催し、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(答申案)」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(答申案)」「こどもの居場所に関する指針(答申案)」について協議を行った。また、こども大綱における目標・指標体系の検討状況について報告が行われた。

こども家庭審議会 基本政策部会

◇第10回(2023.11.17)

- ▶ 11月17日、こども家庭庁は第10回こども家庭審議会基本政策部会(部会長:秋田喜代美 学習院大学教授)を開催し、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(答申)(案)」について、協議を行った。
- ▶ 9月29日に公表された中間整理を基に、こどもや若者、子育て当事者等の意見を募集し、答申に反映していくとしている。
- ▶ あわせて、「こども大綱における目標・指標体系の検討状況について」の報告が行われた。

目指す社会 こどもまんなか社会	目標（案）	重要事項/必要な事項	状況等を把握するための指標（案）
（全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら） 心身ともに健やかに成長できる。 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる。 夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り拓くことができる。 固定観念や偏見を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる。 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。 円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。 希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。 それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。	こどもまんなか社会の実現に向かって いると考える人の割合 生活に満足しているこども・若者の割合 （Well-beingの高さ） 今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合 （自己肯定感の高さ） 社会的スキルを身につけているこどもの割合 自分には自分らしさというものがある と考えるこども・若者の割合 どこかに助けてくれる人がいるとする こども・若者の割合 今までに社会生活や日常生活を円滑に 送れたと考えるこども・若者の割合 こども政策に関して意見を聞いてもら えていると考えるこども・若者の割合 自分の将来について明るい希望を持 っているこども・若者の割合 日本の将来は明るいと思うこども・ 若者の割合 結婚、妊娠、こども・子育てに温かい 社会の実現に向かっていると考える人 の割合 こどもの世話や看病について頼れる人 がいると答える人の割合	3-1(1)こども若者が権利の主体であることの社会 全体での共有等 3-1(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 3-1(3)こどもや若者への切れ目ない保健、医療 の提供 3-1(4)こどもの貧困対策 3-1(5)障害児支援・医療的ケア児への支援 3-1(6)児童虐待防止対策等と社会的養護の推進 3-1(7)こども・若者の自殺対策、犯罪などから こども・若者を守る取組 3-2(1)妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの 切れ目ない保健・医療の確保 3-2(1)こどもの誕生前から幼児期までのこども の成長の保障や遊びの充実 3-2(2)こどもが安心して過ごし学ぶことができ る公教育の再生等 3-2(2)居場所づくり 3-2(2)小児医療体制、心身の健康等についての 情報提供やこころのケアの充実 3-2(2)成年年齢を迎える前に必要となる知識に 関する情報提供や教育 3-2(2)いじめ防止 3-2(2)不登校のこどもへの支援 3-2(2)高校中退の予防、高校中退後の支援 3-2(3)高等教育の修学支援、高等教育の充実 4-1こども・若者の社会参画・意見反映 3-2(3)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のため の取組 3-2(3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う 新生活への支援 3-3(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 3-3(2)地域子育て支援、家庭教育支援 3-3(3)共働き・子育ての推進、男性の家事・子 育てへの主体的な参画促進・拡大 3-3(4)ひとり親家庭への支援	※一部抜粋 こどもは生まれながらに権利を 有しているとする人の割合 こどもの貧困率 児童虐待相談対応件数 里親等委託率 児童生徒の自殺者数 妊産婦の死亡率 どこかに居場所があると する、こども・若者の割合 いじめの重大事態の件数 不登校児童・生徒数 高校における中途退学数 大学等への進学率 こども若者の意見聴取の取組を 実施している自治体の割合 若年層の平均賃金 50歳時点の未婚率 「いずれ結婚するつもり」と考 えている未婚者の割合 合計特殊出生率 出生数 夫婦の平均理想/予定 こども数 理想の子ども数を持たない理由と して「子育てや教育にお金がかか りすぎるから」を挙げる人の割合 男性の育児休業取得率 男性の育児・家事関連時間 ひとり親世帯の貧困率

※数値目標に關する個別の施策の進捗状況を確認するための指標については、こどもまんなか実行計画において設定

◇第9回(2023.9.15)

- ▶ 9月15日、こども家庭庁は第9回こども家庭審議会基本政策部会を開催し、前回に引き続き、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)(案)」について、協議を行った。今回で中間整理案については、議論がつくされたとして、部会長預かりで修文のうえ、こども家庭審議会に報告することになった。

こども家庭審議会 基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第3回(2023.10.26)

- ▶ 10月26日、こども家庭庁は第3回こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会(委員長:土肥潤也 特定非営利活動法人わかものまち代表理事)を開催し、「こども若者★いけんぶらすのこれまでの活動」「みんなのパートナーぽんぱー」について報告が行われた後、協議を行った。その後、こども・若者の社会参加についてのヒアリングが行われた。
- ▶ ヒアリングでは、「うらほろスタイル事務局」「NPO 法人 CoCoTELI」「持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム」の3団体より行われた。

◇第2回(2023.9.12)

- ▶ 9月12日、こども家庭庁は第2回こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会を開催し、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)(案)」および「こども若者★いけんぶらす登録テーマ報告」について協議を行った。
- ▶ 委員からは、「こども・若者、子育て当事者の視点に立った書き方が改めて確認してほしい」「障害、いじめ、不登校などと抜き出して書くことで、当事者からは声が上げにくいと思われてしまうのではないかなど

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第4回(2023.12.6)

- ▶ 12月6日、こども家庭庁は第4回こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会(部会長:秋田喜代美 学習院大学教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会における議論の整理(案)」が示され、協議が行われた。また、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定について報告が行われた。
- ▶ こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会における議論の整理(案)では、下記事項について制度改正の方向性等が示された。

(1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化

- 経済的支援は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設し、伴走型相談支援は、児童福祉法の新たな相談支援事業を創設することとする。その上で、市町村は、新たな個人給付と、相談支援事業等の支援とを組み合わせることを規定する。

(2) こども誰でも通園制度(仮称)の創設

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、子ども・子育て支援法上に新たに「〇〇給付」を創設する。
- 利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とし、子ども・子育て支援法上に居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。
- 利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定(児童福祉法上の認可、子ども・子育て支援法上の確認)の仕組みを設けることとする。
- 市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。

(3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化

- 事業者(特定教育・保育提供者)に、施設(教育・保育施設)ごとに、毎事業年度の経営情報等(収益・費用、職員給与状況を想定)を都道府県知事に報告することを求める(子ども・子育て支援法)
- 都道府県知事には、事業者から報告された経営情報等の分析結果等(施設類型・経営主体類型等の属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果、施設単位の人件費比率・モデル賃金等を想定)を公表することを求める(子ども・子育て支援法)。

(4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ

- 集団生活を過ごすことが苦手な子どものニーズなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする(子ども・子育て支援法)。
- 3～5歳児のみの小規模保育事業者について
 - ・現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村が確認する仕組みを設けることとする(子ども・子育て支援法)。
 - ・現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、連携施設の確保を求めることとする。

- ・小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めることとする。
- ・3～5歳児のこどもを適切な環境で受け入れる観点から、保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準とし、配置基準は現行の小規模保育事業(A 型)と同様とする。

(5)保育士の復職支援の強化

- 保育士・保育所支援センターが行う保育士の確保等に関する事務を都道府県の事務として児童福祉法上に位置づけるとともに、都道府県から委託を受けて保育士・保育所支援センターの事務を行う事業者について保育士の確保のための事務を行うに当たって都道府県等に対する情報提供の求めを可能とする。これにより、都道府県が持つ保育士登録情報を把握することで、潜在保育士の再就職を働きかける取組を強化。

(6)保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける。
- 対象となる施設・事業は、保育所の他、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度(仮称)を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等とする。

◇第 3 回(2023.11.21)

- ▶ 11 月 21 日、こども家庭庁は第 3 回こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会を開催した。
- ▶ 今回は、本分科会における検討事項に係る制度改正の方向性について、現在検討が進められているこども誰でも通園制度(仮称)や保育所等における継続的な経営情報の見える化、小規模保育事業における 3 歳以上児の受け入れ等について検討状況の報告が行われた後、協議が行われた。

◇第 2 回(2023.10.12)

- ▶ 10 月 12 日、こども家庭庁は第 2 回こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会を開催した。
- ▶ 今回は、子ども・子育て支援をめぐる課題についての報告がなされた後、本分科会における制度改正に係る議論の進め方として、「こども未来戦略方針」(令和5年6月 13 日閣議決定)で、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化を進め、必要な制度改正のための所要の法案を 2024 年通常国会に提出すること等とされていることを受け、本分科会に「こども・子育て支援加速化プラン」等に基づく制度改正事項について検討する「子ども・子育て支援等に関する企画委員会(仮称)」を設置することが図られ、決定された。

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 子ども・子育て支援等に関する企画委員会

◇第 2 回(2023.11.7)

- ▶ 11 月 7 日、こども家庭庁は第 2 回子ども・子育て支援等に関する企画委員会(委員長:秋田喜代美 学習院大学教授)を開催した。
- ▶ 今回も「本分科会における制度改正に係る議論に向けた論点整理について」を協議題に、①出産子育て応援交付金の制度化について、②保育士の復職支援について、③保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について、の 3 点について協議を行った。
- ▶ ①出産子育て応援交付金の制度化については、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付」を創設し、令和 7 年度からスタートすることを目途に、経済的支援として子ども・子育て支援法の新たな個人給付の創設を提起し、伴走型相談支援として児童福祉法の新たな相談支援事業を創設することを提案した。
- ▶ ②保育士の復職支援については、「保育士・保育所支援センターが行う保育士の確保等に関する事務を都道府県の事務として児童福祉法上に位置づけるとともに、都道府県から委託を受けて保育士・保育所支援センターの事務を行う事業者について保育士の確保のための事務を行うに当たって都道府県

等に対する情報提供の求めを可能とする」としている。

- ▶ ③保育所等の職員による虐待に関する通報義務については、「児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける」とした。

◇第1回(2023.10.31)

- ▶ 10月31日、こども家庭庁は第1回子ども・子育て支援等に関する企画委員会を開催した。
- ▶ 委員会では分科会長でもある秋田喜代美 学習院大学教授を委員長に選任し、「本分科会における制度改正に係る議論に向けた論点整理について」を協議題に、①こども誰でも通園制度(仮称)の創設について、②保育所等における継続的な経営情報の見える化について、③小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて、の3点について協議を行った。
- ▶ ①こども誰でも通園制度(仮称)の創設については、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、居住する市町村による認定の仕組みを設けること、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することなどが提案された。
- ▶ ②保育所等における継続的な経営情報の見える化については、特定教育・保育提供者に、教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告することを求め(毎事業年度の経営情報(収益・費用、職員給与と状況等)、都道府県知事に特定教育・保育提供者から報告された経営情報を公表することを求めることとしている。
- ▶ ③小規模保育事業における3歳以上児の受入れについては、改正の方向性として、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることを提案。これまでも小規模保育事業での3～5歳児受け入れは、国家戦略特区内に限り実施可能となっていたが、6月の規制改革実施計画ではこの特例の全国展開を検討する旨が盛り込まれていた。なお、委員会では、職員の配置基準は特例にあわせること、職員の資格要件については全員が保育士資格をもつことで、分科会に提案することとなった。

こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会

◇第9回(2023.11.13)

- ▶ 11月13日、こども家庭庁は第9回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会(部会長:秋田喜代美 学習院大学教授)を開催し、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」(答申案)について、協議を行った

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)(答申案)概要

～すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支える生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～

第9回 幼児期までのこどもの育ち部会 令和5年11月13日	資料2-2
-------------------------------------	-------

育ちのヴィジョンを策定しすべての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※虐待死の約半数が0歳児・就園状況め家庭環境に左右されない育ちの充実

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 すべてのこどもの「誕生前から幼児期まで」の時期から
生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのヴィジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれるがらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



アタッチメント（愛着）＜安心＞
不安な時に身近な大人が寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しのにより、安心の土台を獲得

豊かな遊びと体験＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・場所・絵本など身近なものとの出会いにより、興味関心にあわせた遊びと体験を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を作り出す

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓すべての保護者・養育者につながる
- ✓男女ともに保護者・養育者が共育者（教育に必要な脳や心の働きは男女差なく経験で育つ等）

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓“こどもまんなかチャート”の視点（様々な立場の方がこどもの育ちを応援）
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターも重要



【「はじめの100か月」の育ちとは】

『育ちのヴィジョン』をすべての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠時から幼保小接続期（いわゆる5歳児～小1）が概ね94～106か月であることに着目した概念

おわりに～実効性のある育ちのヴィジョンとするために～

こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
すべての人の具体的行動を促進するための取組も含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

◇第8回(2023.10.30)

- ▶ 10月30日、こども家庭庁は第8回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会を開催し、9月29日～10月22日に開催したパブリックコメントの結果を報告し、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」(答申素案)について、協議を行った

◇第7回(2023.9.14)

- ▶ 9月14日、こども家庭庁は第7回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会を開催し、①「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」の策定に向けた中間整理(案)について、②今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)(案)」について協議を行った。
- ▶ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」の策定に向けた中間整理(案)については、前回の協議をふまえて修正したか所の説明の後、協議が行われた。委員からは、「こどもの権利教育が重要」「子どもの誕生前から切れ目なくと書かれているところに母子保健との連携を記載してほしい」等の意見があった。

こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会 保育士資格等に関する専門委員会

◇第2回(2023.11.27)

- ▶ 11月27日、こども家庭庁は第2回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会(委員長:鈴木みゆき 國學院大學教授)を開催し、保育士資格等にかかる制度改正の方針案について協議を行った。
- ▶ 示された方針案では、「地域限定保育士制度の全国展開について」「保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について」「指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて」の3点についてそれぞれ下記のとおり改正の方向性および今後の検討事項が示された。

(1)地域限定保育士制度の全国展開について

【改正の方向性】

- 地域限定保育士の資格は、登録後3年間、特定の都道府県又は指定都市の区域においてのみ通

用する資格として児童福祉法上に位置付ける。(現行は、国家戦略特別区域法により、都道府県又は指定都市が試験を実施し、その区域内でのみ通用する資格として規定)

- 地域限定保育士試験は、保育士試験に加えて、その管轄する区域における保育士の確保のために特に必要があると認める場合(※1)に限り、都道府県知事又は政令指定都市の長(※2)の判断で行うものとする。

(※1)現在、行われている2回の保育士試験を行った上でなお試験を行う必要があることが認められる場合を想定

(※2)都道府県知事が地域限定保育士試験を行わず、かつ、あらかじめ都道府県知事の同意を得た場合のみ

- 地域限定保育士試験は、保育士試験と同様、筆記試験と実技試験により実施するものとするが、国が定める要件を満たして都道府県又は指定都市が実施する実技講習会を修了することにより、実技試験を免除できるものとする。

- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする。

- 地域限定保育士の登録を受けた日から起算して3年を経過した者のうち、地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録ができるようになるものとする。

- 地域限定保育士試験(筆記試験、実技試験、保育実技講習会)の科目、方法等については、国の定める基準等(※3)に従い、実施する都道府県又は指定都市で定め、実施後に結果を国に報告するものとする。

(※3)出題範囲や合格基準等、現状の児童福祉法施行規則や「保育士試験実施要領」等において規定されているものと同等の内容を規定するとともに、実技講習会についても基準を定めることを想定。

【今後の検討事項】

- 地域限定保育士試験の更なる質確保のために取りうる具体的な手法について、試験の妥当性、等質性、問題の識別力、試験運営の在り方等の観点や、現行の保育士試験の分析・検証も踏まえた上で、国において施行に向け、更に中長期的な課題について検討する。

(2) 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について

【改正の方向性】

- 令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとする。(認定こども園法改正法附則第5条の改正)
- ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間(令和8年度末まで)とする。

また、以下について運用にて対応する。

- 各施設における保育教諭等の併有に向けた制度の周知、人事計画の策定を求めた上で、各施設における併有の計画的促進について、施設監査の際に確認する。
- 各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、都道府県が公表することとする。

【今後の検討事項】

- 次期保育士養成課程等の見直しの際、保育教諭等としての養成課程等のあり方を検討する。

(3) 指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて

【改正のイメージ】

- 新たに上記の「指定保育士養成施設」の②の対象施設(都道府県知事は、満18歳以上の者であって児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校その他の施設についても指定保育士養成施設の指定をすることができる)に、「保育士試験」の③の対象施設・事業(児童福祉施設に加え、認定こども園や幼稚園、家庭的保育事業等の施設や事業における従事経験者についても知事認定により認める)を追加する。

◇第 1 回(2023.10.19)

- ▶ 10 月 19 日、こども家庭庁は第 1 回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会を開催し、保育士資格等にかかる制度改正について協議を行った。
- ▶ 具体的には、①地域限定保育士制度の全国展開について、②保育教諭の特例措置の期限到来を受けた改正について、③指定保育士養成施設における入所資格に係る指定要件の見直しについて、協議が行われた。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会

◇第 13 回(2023.11.15)

- ▶ 11 月 15 日、こども家庭庁は第 13 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催し、「こどもの居場所づくりに関する指針(答申案)」について、協議を行った。
- ▶ 「こどもの居場所づくりに関する指針(答申案)」の構成および概要は以下のとおり。

第1章 はじめに

1. 策定までの経緯
2. こどもの居場所づくりが求められる背景
3. こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来

第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

1. こどもの居場所とは
2. こどもの居場所の特徴
3. こどもの居場所づくりとは
4. 本指針の性質等

第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的視点

1. 視点の構成
2. 各視点に共通する事項
3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～
4. 「つなぐ」～こどもが居場所につながる～
5. 「みがく」～こどもにとって、よりよい居場所になる～
6. 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

第5章 推進体制等

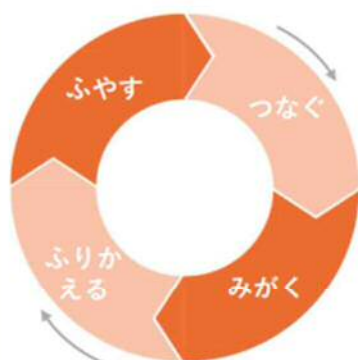
1. 国における推進体制
2. 地方公共団体における推進体制
3. 施策の実施状況等の検証・評価
4. 指針の見直し

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① **こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所**
ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみよう」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要
- ② **こどもの権利の擁護**
ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要
- ③ **官民の連携・協働**
ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつけられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、よりよい居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

4

◇第 12 回(2023.10.31)

- ▶ 10 月 31 日、こども家庭庁は第 12 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催し、前回に引き続き「こどもの居場所づくりに関する指針(答申素案)」について、協議を行った。

◇第 11 回(2023.10.20)

- ▶ 10 月 20 日、こども家庭庁は第 11 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催し、前回に引き続き「こどもの居場所づくりに関する指針(答申素案)」について、協議を行った。

◇第 10 回(2023.10.6)

- ▶ 10 月 6 日、こども家庭庁は第 10 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催し、「こどもの居場所づくりに関する指針(答申素案)」について、協議を行った。

◇第 9 回(2023.9.22)

- ▶ 9 月 22 日、こども家庭庁は第 9 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催し、「こどもの居場所づくりに関する指針(答申素案)」について、協議を行った。

こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会

◇第 2 回(2023.9.12)

- ▶ 9 月 12 日、こども家庭庁は第 2 回こども家庭審議会児童虐待防止対策部会(部会長:山縣文治 関西大学教授)を開催し、①令和 4 年改正児童福祉法の施行に向けた検討状況等、②今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等(中間整理)(案)について、協議を行った。

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第 3 回(2023.10.30)

- ▶ 10 月 30 日、こども家庭庁は第 3 回こども家庭審議会障害児支援部会(部会長:有村大士 日本社会

事業大学教授)を開催し、障害児関係の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況について、報告を行い、協議が行われた。

◇第 2 回(2023.9.13)

- ▶ 9 月 13 日、こども家庭庁は第 2 回こども家庭審議会障害児支援部会を開催し、①今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)(案)および②最近の障害児支援行政の動向について、協議を行った。
- ▶ 部会では、委員から医療的ケア児の通学支援について課題提起が行われた。現行では地域差があるものの、保護者が通学し付き添うケースが多く、その負担や事故に遭うリスクの軽減が課題となっている。また、他の委員からも医療的ケア児の支援に関し、地域によっては小児科の医師やスタッフが不足していることに関し、課題提起があった。

こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

◇第 2 回(2023.9.22)

- ▶ 9 月 22 日、こども家庭庁は第 2 回こども家庭審議会こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会(部長:新保幸夫 神奈川県立保健福祉大学教授)を開催した。
- ▶ 第2回部会では、①今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等(中間整理)(案)および、②令和 6 年度概算要求(ひとり親家庭等支援関係)について報告が行われた後、前回に引き続き今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等(中間整理)(案)について意見交換が行われた。
- ▶ 部会では、母子世帯の 86.3%が就労しており、フルタイムが 48.8%、パート・アルバイトが 38.8%であり、年間の平均就労収入(令和3年度)は 236 万円、パート、アルバイトに限定すると 150 万円という状態であることが報告された。

こども家庭審議会 成育医療等分科会

◇第 1 回(2023.9.20)

- ▶ 9 月 20 日、こども家庭庁は第 1 回こども家庭審議会成育医療等分科会を開催した。
- ▶ 成育医療等分科会は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第百四号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的にしている。具体的には、成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進として、分科会では、施策の実施状況の報告等(毎年)、成育医療等基本方針の中間評価(令和7年度目途)、成育医療等基本方針の最終評価・見直し(令和 10 年度目途)等に加え、個別施策の進捗や課題について、掘り下げて議論をするとしている。
- ▶ 第1回分科会では、五十嵐隆 国立成育医療研究センター理事長を分科会長として選任した後、①最近の成育医療等関係施策の動向および②今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等(中間整理)(案)について報告し、協議を行った。

支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会

◇第 1 回(2023.11.9)

- ▶ 11 月 9 日、こども家庭庁は第 1 回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会を開催した。
- ▶ 本懇話会は、「こども未来戦略方針」において、「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源として、歳出改革等による財源確保、経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み(「支援金制度(仮称)」)を構築すること、こども・子育て支援のための新たな特別会計(いわゆる「こども金庫」)を創設することとしていること

を受けて、制度の設計にあたって、関係者の意見を聞くことを目的に設置されたもの。

- ▶ 第 1 回懇話会では、「座長は大臣が指名する」規定に基づき、遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授が座長に指名された。
- ▶ 懇話会では、こども未来戦略方針において、新たな特別会計の創設など、必要な制度改革のための所要の法案を来年通常国会に提出することが定められており、このスケジュールに則り検討を進める必要があるとしたうえで、支援金制度の具体化にあたって更に検討を要する事項は、以下 3 点に整理をしている。
 1. 支援金の趣旨を踏まえた支援金の充当事業
 2. 支援金の賦課・徴収の方法
 3. 費用負担の見える化を図るための新たな特別会計(いわゆる「こども金庫」)の在り方や透明性の確保を図るための措置

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会

◇第 3 回(2023.11.8)

- ▶ 11 月 8 日、こども家庭庁は第 3 回こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を開催した。
- ▶ 今回は、第 1 回および第 2 回の議論の整理を提示し、さらに検討が必要な事項についても注釈のかたちで明記した。
- ▶ 注釈に挙げられた主な検討課題は以下のとおり。
 - 検討会においては、一時預かり事業実施事業所では、一般の保育所に比べて緊張・ストレスを感じている時間帯が多い傾向であるが、職員はネガティブな感情を持っているわけではなく、非常にやりがいを持っているものの、心身の緊張が多い、との調査が報告された。試行的事業の中では、保育者のやりがいや緊張感にも留意した検証を行っていくことが求められる。
 - 検討会においては、保育士等、本事業に従事する者に対する研修の必要性について意見があった。既存の子育て支援員研修における「基本研修」+「地域保育コース」や、家庭的保育者等研修における「基礎研修」などの研修受講なども効果的ではあるが、本事業実施に際してどのような専門性が必要なのか、更に検討が必要である
 - 一時預かり事業との関係については、第2回検討会において、資料を示しているところであるが、一時預かり事業とこども誰でも通園制度の相違点や、一時預かり事業が自治体における補助事業であること等を考え合わせた上で、こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運用をどのようにしていくのか、両者の関係をどのように整理していくか、について、試行的事業の実施も踏まえつつ、より検討が深められるべきである。
 - 検討会においては、複数の構成員から、こどもの慣れや育ちの観点から月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか、保育所の定員には空きが生じている地域もあるので自治体によって月当たりの利用時間を増やすことができるようにすべきではないか、との意見があった。一方、「月 10 時間」とする現案をもとに本格実施に向けて検証を重ねた上で、今後のより適した制度づくりを目指すことが望ましい、との意見もあった。こうした意見を踏まえると、全ての保育所等に通っていないこどもが利用できることを目的とする本制度の基本的考え方に照らして、どのようなことが可能なのか、全国的な給付制度とする中で自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて検討が深められるべきである
 - 事業実施に当たっては、以下の点も整理していく。
 - ① 児童発達支援事業所の人員配置基準と、こども誰でも通園制度の想定している人員配置基

準の両者をそれぞれ満たした職員配置とすることを前提とすれば、余裕活用型・一般型いずれであっても実施可能か。

- ② インクルーシブの観点から、既に保育所等と児童発達支援事業所の間で認めているように、人員の交流や設備の共用は認めていくべきではないか。
- ③ なお、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、地域における児童発達支援のニーズや資源の状況等も踏まえながら、障害児の支援に支障がないように留意して実施することが必要である。

○こども誰でも通園制度は通園を前提とした仕組みとして給付化するものであるが、外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要がある。一方で、こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、①「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」「こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長できる」といった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、②障害児に対する支援として既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係がどのように整理できるのか、③現行の一時預かり事業の中では「居宅訪問型」の類型を設けており引き続き一時預かり事業の中で実施することは可能であること、等を踏まえた上で、十分な検討が必要である。

◇第 2 回(2023.10.16)

- ▶ 10 月 16 日、こども家庭庁は第 2 回こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を開催した。
- ▶ 協議では、前回検討会で意見があったこと等をふまえ、論点整理を行った。
- ▶ こども誰でも通園制度(仮称)の事業概要として、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に新たに「〇〇給付(名称は精査中)」を子ども・子育て支援法に設けることを想定していること、6 か月までは伴走型支援や産後ケア事業等に対応するためこども誰でも通園制度では 6 か月～2 歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とすること、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業実施者との直接契約で行うこと、利用者負担は事業者が徴収すること等を想定していることが説明された。
- ▶ また、一時預かり事業との整理に関しては、「一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用対象者は未就園児だけではなく、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、引き続き現行の事業を継続させる必要がある」とし、「現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある」としている。
- ▶ 検討会では、一定時間の親子通園や自治体をまたいでの利用、複数施設での利用を前提に検討することも説明された。

現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

一時預かり事業の現状とこども誰でも通園制度の想定

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的 や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上1人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
利用方法	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、障害訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

※現在の一時預かり事業の事業の状況について、別紙1の参考資料参照

●一時預かり事業とこども誰でも通園制度では、共通する点も多いが、位置づけ、実施自治体、事業の目的や内容、利用時間などは異なる。

●0歳6か月から2歳までの未就園児については、月一定時間までは、こども誰でも通園制度を利用できることになり、未就園児の利用は大幅に拡充することになる。

●制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせて一時預かり事業等を組み合わせて事業を実施することが可能。
※一時預かり事業は、こども誰でも通園制度でカバーする以外のニーズ（いわゆる「上乗せ・横出し」部分）に対応可能な事業として整理をしたうえで継続する予定であり、一時預かり事業のニーズを的確に把握し、必要な提供量を確保する必要がある。

（例1）月一定時間まではこども誰でも通園制度を基本とし、当該一定時間以上使う場合は、一時預かり事業として利用ができるようにする。

（例2）未就園児以外でも、急なニーズには一時預かり事業を利用できるようにする。

EBPM 研究会

◇第3回(2023.11.27)

- ▶ 11月27日、こども家庭庁は第3回EBPM研究会（座長 貞広 斎子 千葉大学教育学部教授）を開催した。
- ▶ 今回は、「こども家庭庁におけるEBPMの浸透に向けた取組み」「EBPMの浸透に向けた仕組み・体制・人材育成の在り方」について現状についての報告が行われた後、協議が行われた。

8. 地域福祉

<会 議>

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

◇第 27 回(2023.11.27)

- ▶ 11 月 27 日、厚生労働省は第 27 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催した。
- ▶ 今回は、「子どもの貧困への対応」「居住支援について」「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書(案)」について協議が行われた。
- ▶ 子どもの貧困への対応では、生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ手法による相談・助言を行う事業の法定化や高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給について協議が行われた。
- ▶ 居住支援については、国土交通省等と連携し、都道府県・市町村の住宅部局・福祉部局等と、地域の関係者による「住まい支援」の体制整備を全国的に推進するとともに、地域の実情に応じて、①総合的な相談支援、②入居前から入居中、退居時(死亡時)の支援、③住まいに関する地域資源開発・環境整備を推進することについて協議が行われた。
- ▶ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書(案)は、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」「(令和 4 年 12 月 20 日)の内容を基本としつつ、生活困窮者自立支援法及び生活保護法における法制上の措置が必要な事項について、令和5年度に議論した内容を加えて最終的に整理するとともに、中長期的に検討すべき課題についても示したもの。
- ▶ 最終報告書(案)では、居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性として、生活困窮者自立相談支援事業において住まい支援を行うことの明確化、住宅セーフティネット法に規定する居住支援法人との連携についての明確化、基礎自治体における居住支援協議会の設置の推進等を示した。
- ▶ また、中間まとめを踏まえた制度見直しの具体的な方向性として、下記 5 点について整理された。
 1. 生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援の強化
 2. 就労支援及び家計改善支援の強化
 3. 子どもの貧困への対応
 4. 医療扶助・被保護者健康管理支援事業の適正実施等
 5. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携
- ▶ 「1. 生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援の強化」では、「支援会議」に関して、設置を努力義務化することにより、各福祉事務所設置自治体での設置の取組をより一層促進することが必要であることとしている。また、支援会議は、従前、生活困窮者であることが疑われる者の情報共有や地域課題解決に向けた体制整備に活用されてきたが、生活困窮者自立支援制度による支援開始後も、関係機関が情報を共有し、連携して支援の質を高める仕組みとしても推進していくべきであるとしている。
- ▶ 「2. 就労支援及び家計改善支援の強化」に関して、一般就労の準備としての基礎能力を支援する生活困窮者就労準備支援事業と、家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援する生活困窮者家計改善支援事業について、福祉事務所設置自治体が実施するものとするべきであるとしている。
- ▶ 「3. 子どもの貧困への対応」については、生活保護を受給している子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等のアウトリーチ型手法により学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができる事業を創設する必要がある、としている。

- ▶ 「4. 医療扶助・被保護者健康管理支援事業の適正実施等」については、市町村の医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の効果的・効率的な実施につなげていくため、都道府県が市町村の区域を越えた広域的な観点から市町村に対する支援を行う役割を担うことが必要である、としており、また、国においても、都道府県へのデータ提供・分析等に係る体制整備の支援を実施し、医療情報の地域差や経年変化を「見える化」するツールやデータ活用に必要なマニュアルの作成、都道府県職員向け研修の実施等に取り組む必要がある。
- ▶ 「5. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携」では、被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住の支援については、多くの被保護者が支援を受けられるようにするため、任意事業として法定化する必要がある。その上で、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、両制度での事業の実施や両制度間の連携強化を推進するとともに、更なる対応として、被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住の支援の実施に代えて、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業を被保護者に対しても実施することを可能とすることも検討する必要がある、としている。

◇第 26 回(2023.10.23)

- ▶ 10 月 23 日、厚生労働省は第 26 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催した。
- ▶ 今回は、①生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方について、②就労支援・家計改善支援・居住支援・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携について、③医療扶助・被保護者健康管理支援事業について、④住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会における検討状況等の 4 点について、協議が行われた。
- ▶ 「生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方について」では、関係機関との連携の強化として、支援会議の設置を努力義務化する方向で検討を進めるとし、生活保護制度に関しても専門的な支援を外部から取り入れることで支援の質が向上することを目指し、関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置することができる旨の規定を設けることを提起している。
- ▶ 「就労支援・家計改善支援・居住支援・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携について」では、就労準備支援事業・家計改善支援事業について、実施を義務化する方向で検討を進めるとした。また、一時生活支援事業については、全国的に、地域の実情に応じてシェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業を実施するよう、努力義務化すること、名称を「居住支援事業」に改める方向で検討を進めるとしている。
- ▶ 「医療扶助・被保護者健康管理支援事業について」では、中間まとめで「都道府県の医学的な専門知識を補い、広域的な観点から管内市町村に対する必要な助言その他の援助を行うための会議体を都道府県に設置する方向で検討していくことが必要である」とされたことを受けて論点整理を行い、「各自治体の状況に応じて会議体の設置以外の手法も含めて柔軟かつ適切に選択できる方向で検討する」としている。

孤独・孤立対策に関する有識者会議

◇第 4 回(2023.11.30)

- ▶ 11 月 30 日、内閣官房は第 4 回孤独・孤立対策に関する有識者会議(座長:菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、孤独・孤立対策の具体的施策に関する関係省庁からのヒアリングが行われ、厚生労働省、環境省、文部科学省、こども家庭庁がそれぞれヒアリングが行われた。
- ▶ また、「孤独・孤立対策の重点計画」に基づく孤独・孤立対策の施策の実施状況の評価・検証について

(議論のたたき台)が示され、協議が行われた。

▶ 示された議論のたたき台は以下のとおり。

1. 孤独・孤立対策の各種施策の評価・検証の在り方について

各種施策の評価・検証にあたっては

- ・各種施策が孤独・孤立対策の基本方針のいずれかに分類されるか整理し、
- ・各種施策について、分類された基本方針の観点から工夫している点や留意している点を重点計画に明記し、
- ・その工夫している点や留意している点の進捗状況や、効果を検証できる指標があれば当該指標を重点計画に記載する

方針とすることとしてはどうか。その際、評価・検証の実施可能性をどのように考えるか。

2. 孤独・孤立対策全体の評価・検証の在り方について

- 参考指標として、実態調査結果における孤独感や社会的孤立に係る指標の変化をフォローアップすることとしてはどうか。
- 上記のほか、他の政府統計等で参考になる指標も含め、関連するデータを見える化することについてどのように考えるか。その際、どのような政府統計等が参考になると整理するべきか。

3. その他

- 今後、地域の官・民・NPO等の連携の中で進む個別の取組の評価・検証が各実施主体により実施されることが想定される。これらが円滑に行われるよう、個別の取組の評価にあたっての指標や考え方についても検討していくべきではないか。その際、「孤独・孤立対策では継続性が大事であり、評価という手法がなじむのか」といった御意見や、「取組のプロセスを見ていくことが重要ではないか」等の御意見があったことを踏まえて、その指標の設定に当たっては、有識者等の意見も聞きながら慎重に検討すべきではないか。

◇第3回(2023.10.26)

- ▶ 10月26日、内閣官房は第3回孤独・孤立対策に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、「人とのつながりに関する基礎調査」について調査結果の報告が行われた。その後、孤独・孤立対策の重点計画に盛り込まれた各省の施策の取組状況および「孤独・孤立計画の重点計画」に関する主な論点について説明が行われ、示された論点に基づき協議が行われた。
- ▶ 示された論点は以下のとおり。
 - ①孤独・孤立対策を通じた目指すべき社会像について
 - ②実態調査結果やこれまでの各種施策の進展を踏まえた、孤独・孤立対策の重点化について。
 - ③実態調査結果を踏まえて、孤独・孤立の「予防」の観点から、今後必要と考えられる施策について
 - ④法に基づく国及び地方における安定的・継続的な孤独・孤立対策の実施のために、今後必要と考えられる施策について
 - ⑤重点計画に基づく孤独・孤立対策の施策の評価・検証の在り方や方法について

◇第2回(2023.10.10)

- ▶ 10月10日、内閣官房は第2回孤独・孤立対策に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、最近の孤独・孤立の取組や令和6年度概算要求における孤独・孤立対策の主な施策について報告が行われた後、孤独・孤立対策推進法の施行に向けて盛り込む主な事項について説明があり、その後、協議が行われた。

生活保護制度等における国と地方の協議(2023.12.5)

- ▶ 12月5日、厚生労働省は生活保護制度等における国と地方の協議を開催し、生活保護制度等の見直しの方向性について協議が行われた(資料非公表)。

9. 人材確保等

<会議>

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

◇第16回(2023.11.24)

- ▶ 11月24日、法務省出入国在留管理庁は第16回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(座長:田中明彦 国際協力機構 理事長)を開催、最終報告書(案)を協議し、11月30日に最終報告書を取りまとめた。最終報告書では、技能実習制度を発展的に解消し、「人材確保・育成」を目的とした新制度を創設するとしている。
- ▶ 技能実習で課題となった人権侵害を防ぐため、新制度では、転籍の範囲拡大・明確化・手続きの柔軟化や本人の意向による転籍を認める。また、受け入れ先の監督等を担う管理団体の許可要件等を厳格化する。国では報告書を踏まえ、来年の通常国会に関連法案を提出する予定。

最終報告書(概要) (技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議)

令和5年11月30日

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点(ビジョン)

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しの四つの方向性

- 1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないように、きめ細かな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
 - ・ 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
 - ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
- ※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新たな制度の受入れ対象分野と人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
- ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時までには試験を義務付け)。
- ・ 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- ・ 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
- 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
 - ・ 監理団体の許可要件等厳格化。
 - 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。
 - 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
 - ・ 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
- ※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
- ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
- ②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
- ※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- ・ 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- ・ 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- ・ 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- ・ 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- ・ 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- ・ 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- ・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
- 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講
- 特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
- 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(日本語能力試験N3等)合格
- ※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- ・ 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- ・ 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- ・ 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- ・ 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- ・ 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- ・ 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

◇第15回(2023.11.15)

- ▶ 11月15日、法務省出入国在留管理庁は第15回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は前回に引き続き、「最終報告書たたき台」について協議が行われた。
- ▶ 最終版報告書たたき台(概要)に見直しにあたっての基本的な考え方として、国際的にも理解が得られ、日本が外国人材に選ばれる国になるよう①外国人の人権保護、②外国人のキャリアアップ、③安心安全・共生社会、の3つの視点(ビジョン)が加えられた。
- ▶ また見直しにあたっての4つの方向性として以下が示された。

1. 技能実習制度を、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
2. 外国人材に日本が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能への円滑な移行を図ること
3. 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
4. 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

また留意事項として、以下が示された。

①現行制度の利用者等への配慮

見直しにより、現行の技能実習制度・特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないよう、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないよう、きめ細やかな配慮をすること。

②地方や中小零細企業への配慮

とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業においても、人材確保が図られるように配慮すること

◇第 14 回(2023.11.8)

- ▶ 11 月 8 日、法務省出入国在留管理庁は第 14 回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は前回に引き続き、「最終報告書たたき台」について協議が行われ、前回の協議を踏まえた変更点が示され、協議が行われた。

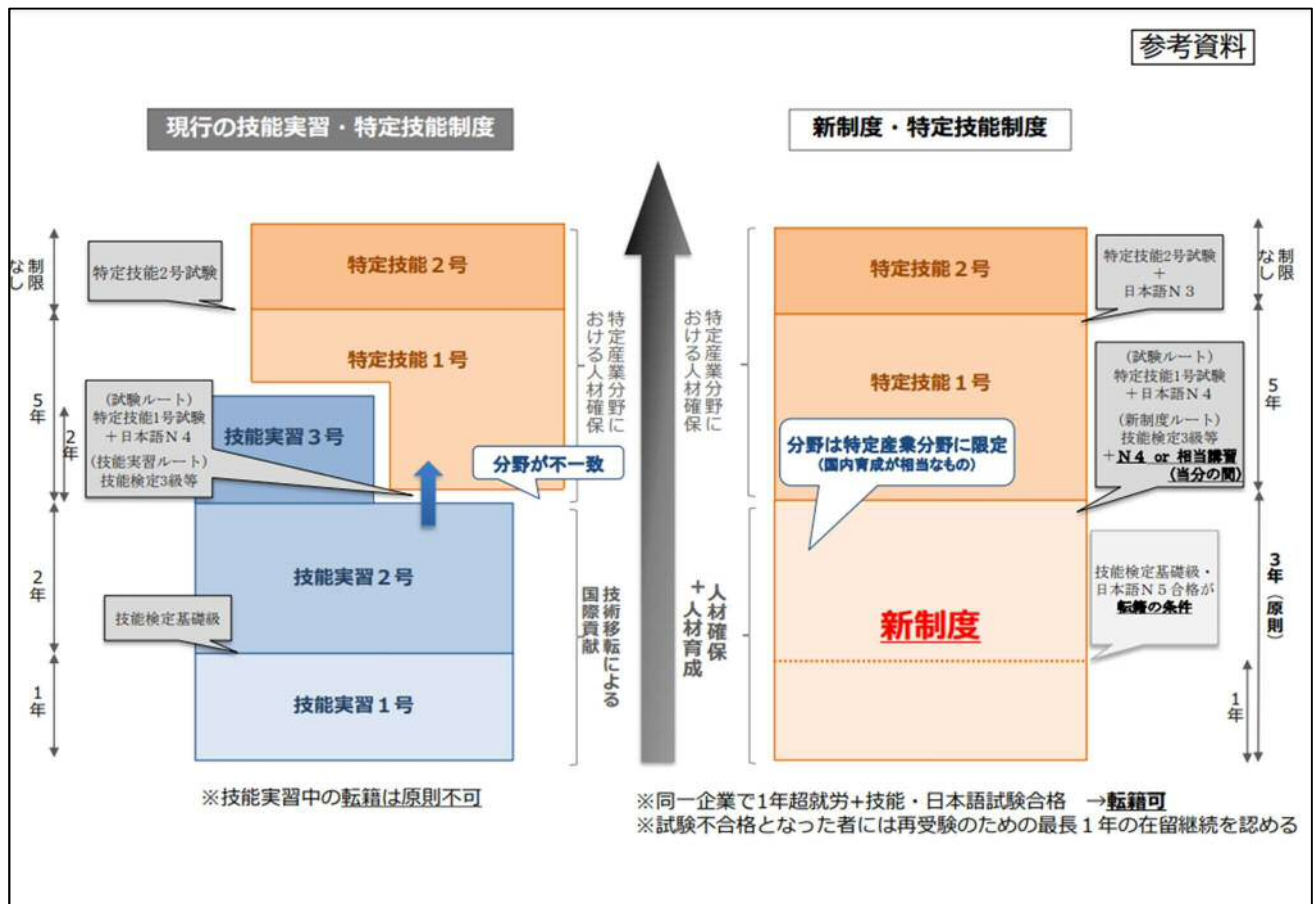
◇第 13 回(2023.10.27)

- ▶ 10 月 27 日、法務省出入国在留管理庁は第 13 回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、前回示された「最終報告書たたき台」について変更点が示され、協議が行われた。

◇第 12 回(2023.10.18)

- ▶ 10 月 18 日、法務省出入国在留管理庁は第 12 回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催し、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設することなどを柱とする「最終報告書たたき台」について協議した。新制度では、基本的に 3 年の育成期間で特定技能 1 号の水準の人材に育成。特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続する。
- ▶ 新制度の受け入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価する。試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。
- ▶ 転籍については、「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続きを柔軟化。本人に転籍の意向がある場合、同一企業での就労が 1 年を超えるケースや、技能検定基礎級の合格、日本語能力試験 N5 合格など一定の要件を満たす場合、同一分野内の転籍を認める。また、新制度から特定技能 1 号への移行は、「技能検定 3 級または特定技能 1 号評価試験」「日本語能力試験 N4」合格などを条件とする。
- ▶ 監理団体の許可要件を厳格化し、受け入れ企業についても、育成・支援体制などの要件を整備。一方で、優良監理団体については、手続き簡素化などの優遇措置を講じる。

- ▶ 現行制度と新制度のイメージは以下のとおり。



◇第 11 回(2023.10.4)

- ▶ 10月4日、法務省出入国在留管理庁は第11回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(田中明彦 独立行政法人国際協力機構理事長)を開催した。
- ▶ 今回は今年7～9月に実施されたヒアリング結果および最終報告書の取りまとめに向けた論点に関する委員の意見が報告され、最終報告の取りまとめに向けた協議が行われた。
- ▶ ヒアリングは、Myanmar And Worldwide Services Co.,Ltd、一般社団法人大日本水産会、特定技能外国人、ILO駐日事務所、日本行政書士会連合会、株式会社成田空港ビジネスの5団体1人に対し実施。ヒアリング結果の主な意見は以下のとおり。
- 人材育成機能や職種・分野等の在り方について
- ・ 職種・作業の細かい技能を評価するよりも、入国後、一定期間経過後に安全管理に関する技能を評価するなどの対応が現実的ではないか。
- 転籍の在り方について
- ・ 最初の受入れ先が時間や労力をかけて外国人材を育成することを考えると、転籍時には転籍先が費用を負担するべき。
 - ・ 国内法制に基づき制度を運用しても、諸外国において人権侵害行為と認識されることもあることから、強制労働を限定的に捉えず、広く認識する必要があるのではないか。
- 監理・支援・保護の在り方について
- ・ 監理団体や通訳は中立的な立場をとってほしい。
 - ・ 外国人労働者に対する管理や支援を行う体制は必要。
- 国・自治体の役割について
- ・ 業種によって受入れ負担金や手続に要する時間が異なることから、ある程度一体化した運用と

していただきたい。

○送出機関及び送出しの在り方について

- ・ 実習先でのトラブルや病気、家族に不幸があったときなどは、監理団体のみでは解決できないこともあり、送出し側のサポートが必要。
- ・ SNS上に送出機関の情報があまり公表されていない。送出機関の評判を閲覧できるようにしてほしい。
- ・ IL O181 号条約の趣旨に沿って、手数料や関連費用の上限の設定、法定費用のゼロフィーの実現に向けた検討を行うべき。

○外国人の日本語能力の向上に向けた取組について

- ・ 安全衛生の観点から、入国前にある程度の日本語教育は必要。ただし、外国人が借金をするなど過度な負担とならないように受入れ企業側が負担すべき。
- ・ 産業分野ごとに求められる日本語能力が違うので、分野毎に要件を定めることもあり得るのではないか。

○その他

- ・ 技能実習生や特定技能外国人が得られる収入で、仕送りを送りつつ、家族を扶養することは現実的に困難なので、家族帯同を認める必要はない。

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

◇第 3 回(2023.12.4)

- ▶ 12 月 4 日、厚生労働省は第 3 回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(座長:臼井正樹 神奈川県立保健福祉大学名誉教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「技能実習『介護』の受入れに係る事業所開設後3年要件」、「令和5年度補正予算事業(外国人介護人材関係)」、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の議論の状況」について協議が行われた。
- ▶ 「技能実習「介護」の受入れに係る事業所開設後3年要件」については適切な技能移転を図る観点から、開設年数の浅い実習実施機関の経営安定性の懸念が排除できないことから、一つの指標として要件設定された。

しかし、経営の安定性は法人単位でも確認することが可能であること、また適切な指導体制に着目する場合には、法人内でのサポート体制や相談体制等があれば、対応可能であることから事業所開設後3年要件を満たさない場合においても、以下の①又は②のいずれかを満たす場合には、介護職種の技能実習生の受入れを認めるかの検討がされた。

①法人(※1)設立要件

- ・ 法人の設立から3年間が経過している場合。

②サポート体制要件(※2)

以下のような同一法人によるサポート体制がある場合。

- ・ 外国人に対する研修体制があること
- ・ 外国人・外国人が働いている事業所の職員・利用者などからの相談体制があること
- ・ 外国人を受け入れることについて、事業開始前に事業所従事予定の職員や事業利用予定の利用者・家族に対する事前説明会が設けられていること
- ・ 外国人受入れに関して、法人内において協議できる体制が設けられていること

※1 法人は、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める事業所を運営している法人に限る。

※2 サポート体制については、実習実施者に技能実習計画への記載を義務づけることとし、

実地検査等の際にも確認を行う方向で検討。実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき等には、技能実習法に基づき、主務大臣による改善命令等の行政処分を検討する等して実効性を担保していく。

- ▶ 「令和5年度補正予算事業(外国人介護人材関係)」についてでは外国人介護人材確保関連予算事業のポイントについて報告がされた。
- ▶ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の議論の状況」については第 11 ～16 回を参照。

◇第 2 回(2023.10.4)

- ▶ 10 月 4 日、厚生労働省は第 2 回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(座長: 臼井正樹 神奈川県立保健福祉大学名誉教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱い」「外国人介護人材支援に係る取組と令和6年度概算要求等」について協議が行われた。
- ▶ 概況として、外国人介護人材受け入れの仕組みや介護分野の外国人在留者数、人員配置基準に関する規定(経済連携協定・技能実習・特定技能)等について報告がされた。
- ▶ 関連する各種意見・サービス提供等の状況として、第 212 回介護給付費分科会における主な意見や、「外国人介護人材の介護現場における就労実態等に関する調査研究事業」から外国人介護職員の受入れ状況等の調査結果が参考として報告された。
- ▶ 現状と課題及び論点について協議が行われた。

(現状と課題)

- 人員配置基準に算入する介護職員については、経験や雇用形態等を問わず、直接処遇に携わる職員を念頭においているところ、EPA 介護福祉士候補者及び技能実習生において、現在は、日本語能力試験 N2 を取得している者及び就労開始後6月を経過した者について、介護施設の人員配置基準等に算定している。
- EPA 介護福祉士候補者または介護職種の技能実習生を受け入れている施設を対象とした調査によれば、EPA 介護福祉士候補者を受け入れている施設は 14.4%、技能実習生を受け入れている施設は 76.5%、特定技能外国人を受け入れている施設は 35.3%であった。
- 就労開始後6か月未満の外国人介護職員による介護サービスについて、利用者が「十分満足している」及び「おおむね満足している」と回答した割合の合計は、EPA 介護福祉士候補者で 50%、技能実習生で約 83%、特定技能外国人で約 78%であった。
- 就労開始後6か月未満の外国人介護職員の働きぶりについて、「大変仕事熱心であり、高く評価できる」及び「足りない部分はあるが、おおむね満足している」と回答した割合の合計は、EPA 介護福祉士候補者で約 68%、技能実習生で約 76%、特定技能外国人で 78%であった。
- 就労開始後6か月未満の外国人介護職員との日本語での意思疎通の程度について、利用者が「問題なく伝わる」及び「話が伝わりにくいときはあるが、ゆっくり話せばおおむね伝わる」と回答した割合の合計は、EPA 介護福祉士候補者では約 63%、技能実習生では約 81%、特定技能外国人では約 81%であった。
- 配置基準への算入について、受入施設が「一定の要件を付した上で就労直後からの算入を認めるべき」、「要件なく一律に算入を認めるべき」、「就労直後からの算入はすべきではないが、6か月より短い期間で参入できるようにすべき」と考える割合の合計は、EPA 介護福祉士候補者で約 76%、技能実習生で約 80%であった。
- 外国人介護職員と日本人介護職員との給与額の差について、EPA 介護福祉士候補者では、「差はない」及び「EPA 介護福祉士候補者の方が多い」の合計は 80.4%、「EPA 介護福祉士

候補者の方が少ない」は 6.0%、技能実習生では、「差はない」及び「技能実習生の方が多い」の合計は 72.3%、「技能実習生の方が少ない」は 20.9%であった。

○技能実習生 1 人につき、入国前から就労開始までに監理団体に支払う費用の総額の平均は約 55 万円、就労開始後に監理団体に支払う費用の月平均の額の平均は約 4 万 4 千円であった。また、特定技能 1 人を雇用するに当たって登録支援機関に支払う費用の総額の平均は約 39 万 6 千円であった。

○外国人介護職員を受け入れている法人が外国人介護職員へ期待する役割について、「基本的な介護業務に従事する」は各在留資格において約 9 割、「介護福祉士国家資格を取得する」は EPA 介護福祉士候補者で約 9 割、技能実習生で約 6 割、特定技能外国人で約 7 割であった。

○「施設の職員は、丁寧に仕事を教えてくれる」について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した外国人介護職員の割合の合計は、就労開始後 6 か月未満の EPA 介護福祉士候補者で約 98%、就労開始後 6 か月未満の技能実習生で 98%となっていた。「利用者を介護するときに困ることがある」については、就労開始後 6 か月未満の EPA 介護福祉士候補者で約 78%、就労開始後 6 か月未満の技能実習生で約 68%となっていた。

（現状と課題）

○EPA 介護福祉士候補者及び技能実習生について、介護サービスの質の確保等に十分に配慮した上で、就労開始直後から人員配置基準に算入することについてどう考えるか。

▶「外国人介護人材支援に係る取組と令和 6 年度概算要求等」について、外国人介護人材関係の令和 5 年度予算事業の概要が報告された。また、令和 6 年度予算概算要求の概要（外国人介護人材関係のうち充実強化するもの）として以下の事業が報告された。

○外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

○介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

○外国人介護福祉士資格取得支援指導者養成研修等事業（仮称）

○介護の日本語学習支援等事業

▶ 検討会では、外国人介護人材の「訪問系サービスへの従事」なども論点になっており、年内に意見を取りまとめる予定だったが、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」最終報告書の取りまとめ等の動向をふまえ、取りまとめの時期を遅らせることになった。

労働政策審議会雇用環境・均等分科会

◇第 65 回(2023.12.4)

- ▶ 12 月 4 日、厚生労働省は第 65 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会を開催した。
- ▶ 前回に引き続き「仕事と育児・介護の両立支援」について協議が行われ、「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について(案)」の協議が行われた。
- ▶ 「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について(案)」では、下記 6 つの項目についてそれぞれ必要な措置の具体的内容が示されている。
 1. 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応
 2. 仕事と育児の両立支援制度の活用促進
 3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備
 4. 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等
 5. 個別のニーズに配慮した両立支援
 6. 仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備
- ▶ 「1. 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応」については、子が 3 歳以降小学校就学前

までの両立支援の拡充として、「柔軟な働き方を実現するための措置」における最低基準の考え方（案）が示され、各職場の事情に応じて、事業主が、柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢の中から、労働者が選択可能なものを以下選択から2以上選択して措置を講じる義務を設けることが適当であるとされた。

①始業時刻等の変更、②テレワーク等（所定労働時間を短縮しないもの）、③短時間勤務制度（育児のための所定労働時間の短縮措置）、④保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与（ベビーシッターの手配及び費用負担等）、⑤新たな休暇の付与（労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇）

- ▶ 「介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等」については、両立支援制度を利用しないまま介護離職に至ることを防止するために、仕事と介護の両立支援制度の周知や雇用環境の整備を行うことが適当であるとされ、「家族の介護の必要性に直面した労働者が申出をした場合に、事業主が、両立支援制度等に関する情報を個別に周知し、意向を確認することを義務付ける」こと等が示された。

◇第 64 回(2023.11.20)

- ▶ 11 月 20 日、厚生労働省は第 64 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会を開催した。
- ▶ 今回は、「仕事と育児・介護の両立支援」、「デフレ完全脱却のための総合経済対策及び令和5年度補正予算案（雇用環境・均等局関係）【報告】」、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について【諮問】」について協議が行われた。
- ▶ 「仕事と育児・介護の両立支援」については前回に引き続き、見直しについて協議が行われた。
- ▶ デフレ完全脱却のための総合経済対策及び令和5年度補正予算案（雇用環境・均等局関係）【報告】については、11 月 2 日閣議決定がされた「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の概要が報告された。
- ▶ 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を受けて、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく各種助成金について、制度の新設や見直し等が行われた。対象となるのは①産業雇用安定助成金、②両立支援等助成金、③キャリアアップ助成金であり、施行期日は公布日の 12 月上旬を予定している（②については令和 6 年 1 月 1 日）。

◇第 63 回(2023.10.26)

- ▶ 10 月 26 日、厚生労働省は第 63 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会を開催した。
- ▶ 今回は、仕事と育児・介護の両立支援制度等の見直しについて協議が行われた。
- ▶ 主な論点は以下のとおり。
 - 子が3歳になるまでの両立支援の拡充としてテレワークを事業主の努力義務に追加するべきか
 - 子が3歳になるまでについて、現行の短時間勤務制度の単独措置義務の仕組みを維持することについてどのようにするべきか短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置の扱いをどのようにするか
 - テレワークに関して、頻度等に関する基準を設けるべきか、その場合どのような基準とするべきか
 - 事業主の努力義務となっている育児目的休暇制度、小学校就学以降の両立支援制度について
 - 3歳になるまでの子を育てる労働者と同様、3歳以降の子を育てる労働者の権利として残業免除を請求できるようにするべきか
 - 子の看護休暇制度の子の対象年齢を引き上げるべきか
 - 子の病気のために利用した各種休暇制度の取得日数の状況等に鑑み、取得可能日数を引き続き1年間に5日（子が2人以上の場合は 10 日）とするべきか
 - フレックスタイム制やテレワークなどを活用する際に、夜間の勤務や長時間労働等を理由に心身の健康の不調が生じることのないよう、事業主の配慮や労働者のセルフケアを促すべきか

- 男性の育児休業の更なる取得促進のため、常時雇用する労働者数 1,000 人超の事業主に対して義務付けられている男性の育児休業等取得率の公表義務の対象となる企業規模について、どの範囲まで拡大するべきか
- 育児休業等取得率以外にどの項目を公表内容とすべきか。
- 一般事業主行動計画について、数値目標の設定や PDCA サイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付ける場合、数値目標として男性の育児休業等取得率のほか、取得日数を組み込むことについて
- 現行の介護休業制度について、現時点でさらに見直しが必要な状況は確認できないとすることについて
- 介護期の働き方としてテレワークを活用できるようにするため、テレワークを事業主の努力義務に追加するべきか
- 仕事と育児の両立に係る労働者の個別の意向の聴取と尊重について、どのような対応をすれば配慮したことになるか
- プライバシーへの配慮に関して、妊娠・出産等や家族の介護に関する情報の社内での共有範囲に対する配慮を事業主に求めるべきか

◇第 62 回(2023.10.12)

- ▶ 10 月 12 日、厚生労働省は第 62 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会(分科会長:奥宮京子 弁護士)を開催した。
- ▶ 今回は、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱【諮問】」と「仕事と育児・介護の両立支援に」について協議が行われた。
- ▶ 雇用保険法施行規則の一部改正の趣旨としては、「こども未来戦略方針」(令和 5 年 6 月 13 日閣議決定)において「いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む」こととされた。
- ▶ これを踏まえ、いわゆる「年収の壁」への対応として、社会保険の被保険者ではない有期契約労働者等(雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 118 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する有期契約労働者等(※)をいう。以下同じ。)が、就業調整を行うことなく働くことができる環境づくりのため、当面の対応として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づくキャリアアップ助成金について制度の見直しを行うものとされた。
- ▶ キャリアアップ助成金の拡充については、意見募集(パブリックコメント)に寄せられた主な意見が紹介された(一部抜粋)。

○社会保険制度における対応について

- ⇒そもそも助成金で対応すべきではなく、社会保険料の免除・引き下げや期間を定めての納付義務の免除を行ってはどうか。
- ⇒助成金の仕組みが実務上わかりづらい。扶養制度自体をなくし、年少者控除を復活させるのが、わかりやすくてよいのではないか。
- ⇒健康保険・厚生年金の問題であるにもかかわらず、なぜ雇用保険から支出するのか。

○助成金について

- ⇒助成金は事務手続きが煩雑であり、資金的、人間的に余裕のある会社しか活用できない可能性が高い。また、キャリアアップ助成金は、支給決定までに長くて半年以上かかっており、助成金のコースを増やすことは、より審査に時間がかかることが予想される。このため、キャリアアップ助成金として実施するのではなく、全く別の助成金として行うべきではないのか。

⇒「手当等により収入を増加させる場合」に補助するのは、労働時間を延長した場合と比較すると、働かなくても給与がもらえるため働かない人が多くなり、人手不足に苦しむ企業にとってはマイナスになるのではないか。

- ▶ 「仕事と育児の両立支援について」では、第 60、61 回の会議に引き続き、仕事と育児・介護の両立支援制度等の見直しについて議論がされ、今回は「介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等」、「個別のニーズに配慮した両立支援」について協議が行われた。

◇第 61 回(2023.9.26)

- ▶ 9 月 26 日、厚生労働省は第 61 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会を開催した。
- ▶ 今回は、「2022 年度の年度評価及び、2023 年度の目標設定について」「働く女性の実情・雇用均等基本調査の結果について【報告】」「仕事と育児の両立支援について」について協議が行われた。
- ▶ 2010 年より、労働政策の推進に当たって PDCA サイクル機能の充実・強化を図るため、労働政策審議会の各分科会において、目標の設定及び施策の運用実績の点検・評価が行われており、以下 3 項目の 2022 年度の実績、2023 年度の目標値について議論がされた。

<2022 年度実績>

- 女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業数 2,176 社
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク取得)企業数 4,131 社
- 男性の育児休業取得率 17.13%

<2023 年度目標>

- 女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業数 2,300 社
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク取得)企業数 4,200 社
- 男性の育児休業取得率 28%
- ▶ 「働く女性の実情・雇用均等基本調査の結果について【報告】」ではそれぞれの概要が報告された。

<働く女性の実情(概要)>

○女性の労働力人口、年齢階級別労働力率

⇒労働力人口は女性が 16 万人増加、男性が 22 万人減少。労働力人口総数に占める女性の割合は 44.9%(前年差 0.3 ポイント上昇)。年齢階級別労働力率は「15～19 歳」「20～24 歳」以外は年齢階級別労働力率が過去最高。10 年前の平成 24 年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率は上昇している。

○男女間賃金格差

⇒一般労働者の所定内給与額の男女間格差は 75.7(※調整前(原数値)は男性 100 に対する、実際の女性の賃金水準)となった。学歴、年齢、勤続年数、役職(部長級、課長級、係長級などの役職)の違いによって生じる賃金格差生成効果を算出すると、役職の違いによる影響が 9.7 と最も大きく、そのほか勤続年数の違いによる影響も 3.7 と大きくなっている。

※女性の労働者構成が男性と同じであると仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性との比較を行った場合に、格差がどの程度縮小するかをみて算出。

<雇用均等基本調査の結果(概要)>

○女性管理職等を有する企業割合、管理職等に占める女性割合

⇒係長相当職以上(役員含む)の女性管理職等を有する企業割合を役職別にみると、部長相当職ありの企業は 12.0%、課長相当職ありの企業は 22.3%、係長相当職ありの企業は 22.9%となっている。

⇒管理職等に占める女性の割合は、課長相当職以上(役員含む)で 12.7%となっている。これを役職別にみると、部長相当職では 8.0%、課長相当職では 11.6%、係長相当職では 18.7%となっている。

○育児休業取得者割合

⇒令和2年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和4年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は80.2%と、前回調査より4.9ポイント低下した。

⇒令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和4年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は17.13%と、前回調査より3.16ポイント上昇した。

○育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況

⇒育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は77.5%(令和3年度73.2%)となっている。最長利用可能期間は「3歳未満」が38.1%(同38.1%)と最も高くなっている。種制度の導入状況(複数回答)をみると「短時間勤務制度」71.6%(同68.9%)、「所定外労働の制限」67.1%(同62.7%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」41.5%(同39.5%)の順で多くなっている。

○介護休業制度の規定状況

⇒介護休業制度の規定がある事業所の割合は事業所規模5人以上では72.8%(令和元年度74.0%)、うち事業所規模30人以上では90.0%(同89.0%)となっている。規模別にみると、500人以上で99.2%、100人～499人で98.3%で規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている。

○介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況及び内容

⇒介護のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況(複数回答)をみると「短時間勤務制度」62.1%(平成29年度61.6%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」32.2%(同33.6%)の順で多くなっている。最長利用可能期間は、「短時間勤務制度」では「3年」が44.7%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」では「3年未満」が43.4%と最も高くなっている。

○母性健康管理制度の規定状況

⇒妊産婦が保健指導や健康診査を受診するために必要な時間を確保するための休暇(妊産婦の通院休暇)の規定がある事業所の割合は57.0%(平成30年度43.2%)、妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定がある事業所の割合は47.9%(同38.5%)、通常の休憩時間とは別に妊婦が休養や捕食をとるための休憩に関する措置(妊娠中の休憩に関する措置)の規定がある事業所の割合は49.0%(同37.4%)となっている。

○多様な正社員制度の実施状況及び利用状況

⇒多様な正社員制度の実施状況は、制度が就業規則等で明文化されている事業所は24.1%で、各制度の状況をみると「短時間正社員制度」が16.8%、「勤務地限定正社員制度」が15.4%、「職種・職務限定正社員制度」12.4%となっている。また、各制度の利用状況をみると「短時間正社員制度」が32.6%、「勤務地限定正社員制度」が44.8%、「職種・職務限定正社員制度」が38.6%となっている。

- ▶「仕事と育児の両立支援について」では、第60回の会議に引き続き、仕事と育児・介護の両立支援制度等の見直しについて議論がされ、今回は「仕事と育児の両立支援制度の活用促進」「次世代育成支援に向けた職場環境の整備」「仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備」について重点的に議論が行われた。

新しい時代の働き方に関する研究会

◇第15回(2023.10.13)

- ▶ 10月13日、厚生労働省は第15回新しい時代の働き方に関する研究会(座長:今野浩一郎学習

院大学名誉教授・学習院さくらアカデミー長)を開催し、「新しい時代の働き方に関する研究会報告書(案)」のとりまとめに向けた協議が行われた。報告書は修文のうえ、10月20日付で取りまとめ、公表された。

- ▶ 研究会では、労働基本法は1947年に制定されたが、働き方や社会情勢の変化に合わせて見直す必要があるとして課題を整理してきたが、報告書では労働基本法が対象とする「労働者」の考え方を検討する必要があるとした。また、労働基本法では企業に雇われて働く人を対象としてきたが、フリーランスで働く人にも「業務に関する指示や働き方が労働者として働く人と類似している者も見受けられる」と指摘した。本報告書を受けて、年度内にも法学者らによる研究会を立ち上げ、法改正に向けた本格的な議論に入ることになっている。
- ▶ 報告書(案)の構成は以下のとおり。

第1 本研究会の契機となった経済社会の変化

1. 企業を取り巻く環境の変化、労働市場の変化、働く人の意識の変化
2. 個人と組織の関係性
3. 本研究会でのヒアリング結果
4. 働き方に関するニーズ調査結果

第2 新しい時代に対応するための視点

1. 「守る」と「支える」の二つの視点
2. 「守る」「支える」ための具体的な制度設計に向けた考え方

第3 新しい時代に即した労働基準法制の方向性(守り方・支え方)

1. 変化する経済社会の下でも変わらない考え方を堅持すること
2. 働く人の健康確保
3. 働く人の選択・希望の反映が可能な制度へ
4. シンプルでわかりやすく実効的な制度
5. 労働基準法制における基本的概念が実情に合っているかの確認
6. 従来と同様の働き方をする人が不利にならないように検討すること
7. 労働基準監督行政の充実強化

第4 未来を担う全ての方へ

1. 企業に期待すること
2. 働く人に期待すること

◇第14回(2023.9.29)

- ▶ 9月29日、厚生労働省は第14回新しい時代の働き方に関する研究会を開催した。
- ▶ 今回は、新しい時代の働き方に関する研究会報告書案に関し、前回提示された報告書案から構成を変えて提案が行われ、協議が行われた。

雇用政策研究会

◇第4回(2023.10.11)

- ▶ 10月11日、厚生労働省は第4回雇用政策研究会(座長:樋口美雄(独)労働政策研究・研修機構 研究総監)を開催した。
- ▶ 今回は、「多彩なキャリア形成・働き方」について協議が行われた。
 - 長時間労働を前提とした働き方が見られる中、柔軟な働き方や女性のキャリア形成を阻害する日本的雇用慣行にはどのようなものがあるか。また、そうした雇用慣行を変えていくためには、どのような取組が求められるか。
 - コロナ禍では、家事、子育て、介護といった生活時間と仕事の両立の難しさも浮き彫りとなると

- もに、家庭内での男女間の差についても認識された。男性も含め、働き方を縛る慣行はどのようなものがあるか。また、このような慣行を改善していくためには、どのような取組が求められるか。
- 長期的なキャリア形成を考えた時、60歳以降も見据えた長期的な視点からのキャリア形成が重要となってくる。長期的なキャリア形成を促すとともに、ウェルビーイングを高めていくために、企業はどのような取組が求められるか。また、高齢者の活躍を促進していくため、就労機会の確保や職場環境の整備等、どのような支援を行っていく必要があるか。
- 人手不足が進展する中、企業は高齢者の継続雇用を促すとともに、高齢者も含め、貴重な人材を効果的に活用していく必要がある。定年後も第一線で専門性を活かしながら活躍していただくために、企業はどのような職場環境の整備や取組が求められるか。
- 産業構造や社会経済構造が大きく変化する中にあることは、自律的なキャリア形成を促していくことが必要である。自律的なキャリア形成を促していくためには、どのような支援を行っていく必要があるか。また、企業はどのような取組が求められるか。
- テレワークが普及するなど、柔軟な働き方が進む中で、労働生産性を維持しながら、人材の確保や労働者のウェルビーイングを高めるためには、企業はどのような取組が求められるか。

<通知・公表>

令和5年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果公表(2023.11.28)

- ▶ 11月28日、厚生労働省は令和5年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表した。
- ▶ 結果は以下のとおり。
 - 賃金の改定の実施状況別企業割合
 - 「1人平均賃金^(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 89.1%(前年 85.7%)
 - (「医療・福祉」分野は 85.6%)
 - ※1人平均賃金とは、所定内賃金(諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない)の1か月1人当たりの平均額
 - 1人平均賃金の改定額(予定を含む。) 9,437円(前年 5,534円)
 - (「医療・福祉」分野は 3,616円(前年 6,403円))
 - 改定率(予定を含む。) 3.2%(同 1.9%)(「医療・福祉」分野は 1.7%(前年 2.8%))

令和4年派遣労働者実態調査 公表(2023.11.24)

- ▶ 11月24日、厚生労働省は、「令和4年派遣労働者実態調査」を公表した。
- ▶ この調査は、労働者派遣の実態等について、事業所側、派遣労働者側の双方から把握し、労働者派遣法改正前後の実態の変化も把握することで、労働者派遣制度に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的としている。
- ▶ 令和4年10月1日現在の事業所について、派遣労働者が就業している割合は12.3%で、「医療・福祉」での派遣労働者が就業している割合は10.8%となっている。
- ▶ 「医療・福祉」での派遣労働者を就業させる主な理由(複数回答3つまで)として、「欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため」が91.0%で他産業と比べても非常に高く(全産業76.5%)、医療福祉業界で人員確保の課題が顕著に表れている。

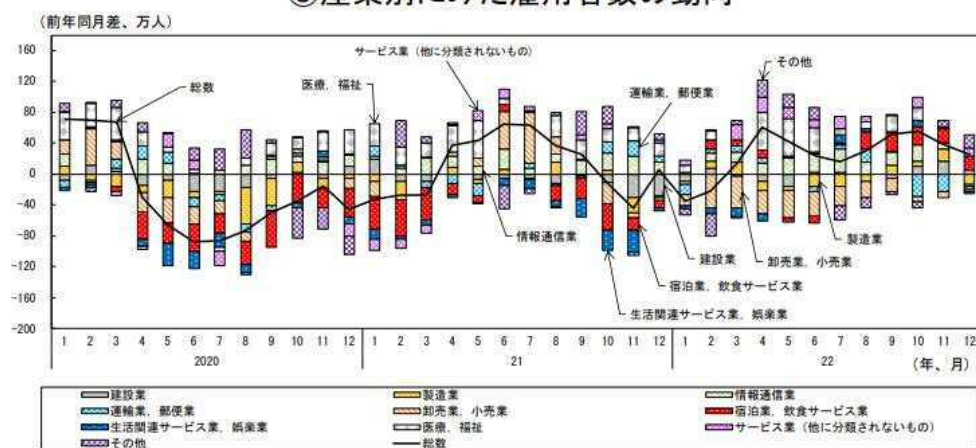
「令和5年版労働経済の分析(労働経済白書)」公表(2023.9.29)

- ▶ 9月29日、厚生労働省は、「令和5年版労働経済の分析(労働経済白書)」を公表した。
- ▶ 今回の白書では、「持続的な賃上げに向けて」をテーマとして分析を実施。第Ⅰ部では、2022年の雇用情勢や賃金、経済等の動きに関し整理を行った。第Ⅱ部では、わが国の賃金がこの四半世紀にお

いて伸び悩んだ理由を明らかにするとともに、賃上げが個々の企業・労働者や経済全体に及ぼす好影響のほか、企業の業績や価格転嫁状況等と賃上げの関係等について分析。さらに、政策が賃金に及ぼす影響として、最低賃金制度と同一労働同一賃金の効果についても分析を行った。

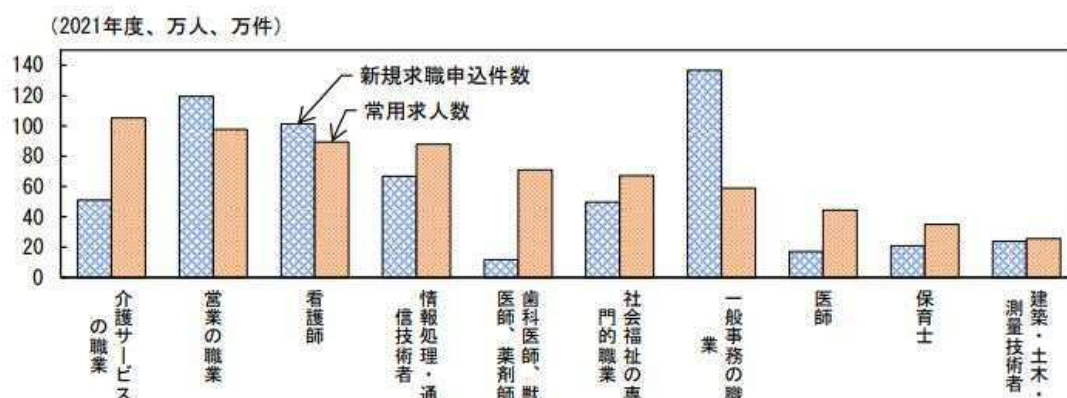
- ▶ 雇用状況の概況としては、経済社会活動が徐々に活発化する中で、持ち直しているとしたうえで、雇用者数については、男女ともに非正規雇用労働者は回復に弱さがみられるが、女性の正規雇用労働者は堅調に増加している。産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」は減少から増加に転じたほか、「医療、福祉」「情報通信業」では引き続き増加がみられている。

③産業別にみた雇用者数の動向



- ▶ 雇用の過不足の状況をみると、2021年以降は全ての産業において「不足」超となるなど、人手不足感はコロナ前の水準に戻りつつある。
- ▶ 民間職業紹介事業について、「介護サービスの職業」「歯科医師、獣医師、薬剤師」等では、常用求人数が新規求職申込件数の2倍以上となった一方、「一般事務の職業」では、新規求職申込件数を大きく下回っている。

②民間職業紹介事業における職業別 常用求人数・新規求職申込件数



10. 予算

<法改正等>

令和 5 年度補正予算成立（2023.11.29）

- ▶ 11 月 29 日、令和 5 年度補正予算は参議院本会議で賛成多数で政府案どおり可決され、成立した。
- ▶ 一般会計の歳出総額は 13 兆 1,992 億円となっている。具体的な内容は次記事以降参照。

厚生労働省 令和 5 年度補正予算案（2023.11.10）

- ▶ 11 月 10 日、令和 5 年度補正予算案（総額：13 兆 1,992 億円）が閣議決定された。
- ▶ うち、厚生労働省補正予算案は 1 兆 4,151 億円で、①医療・介護・障害福祉等分野における物価高騰等への対応、②三位一体の労働市場改革の推進等、③次なる感染症に備えた対策等、④DX・イノベーションの推進、⑤国民の安全・安心の確保の 5 つの柱を掲げている。
- ▶ 「①医療・介護・障害福祉等分野における物価高騰等への対応」では、医療・介護・障害福祉分野の職員に対する処遇改善に向けた支援として 539 億円が計上された。
- ▶ そのなかで、春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な介護人材を確保することを目的に、介護職員および障害福祉職員を対象に、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を 2%程度（月額平均 6,000 円相当）引き上げるための措置を、令和 6 年 2 月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付することが盛り込まれている。

令和 5 年度 厚生労働省補正予算案のポイント

追加額 1兆4,151億円（うち一般会計1兆4,144億円、労働保険特別会計4.8億円、年金特別会計2.9億円）

※一般会計から年金特別会計への繰入があるため、79百万円が重複する。

I. 医療・介護・障害福祉等分野における物価高騰等への対応		1,016億円
○ 医療・介護・障害福祉分野の職員に対する処遇改善に向けた支援	539億円	○ 医療・介護・障害福祉等分野における食料材料費・光熱費高騰への支援（※） 「重点支援地方交付金」の内数 ○ 生活衛生関係事業者への支援として、物価高騰や賃上げ等への対応に向けた支援、専門家による相談支援、デジタル化推進、資金繰り支援の実施 9.2億円 等
○ 介護・障害福祉分野への ICT・ロボットの導入等による生産性向上や経営の協働化等を通じた職場環境の改善	374億円	
○ 医療・介護・障害福祉分野における人材の養成・確保、定着を図る取組支援	67億円	
II. 三位一体の労働市場改革の推進等		204億円
○ 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成 制度要求		○ マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組の推進 887億円 ○ 電子処方箋の全国的普及拡大や機能向上の推進 251億円 ○ 全国医療情報プラットフォームの開発等による保健・医療・介護情報の連携と利活用のための基盤等の整備 91億円 ○ 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化 36億円 ○ 医薬品・医療機器の安定供給に向けた支援 21億円 ○ ドラッグラグ・ドラッグロスの解消を含めた創薬力の強化 2.4億円 ○ 革新的医療機器の創出に必要な人材育成及び企業への伴走支援 7.1億円 ○ 生成 AI を活用した新規治療薬の開発促進 5.0億円 ○ がん・難病の全ゲノム解析等の推進 95億円 等
○ 生成 AI を含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の実施	18百万円	
○ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業（仮称）の実施	74百万円	
○ キャリアアップ助成金による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正規化促進 制度要求		○ 「年取の壁」への対応に向けた支援強化パッケージの推進 5.4億円 ○ 育児休業取得時等の業務代替支援による仕事と育児の両立支援 制度要求 等
○ 事業再構築等に必要の人材確保に対する支援の推進	制度要求	
○ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援の促進	180億円	
○ 人手不足分野における人材確保のためのハローワークの体制拡充	88百万円	○ 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築 5.4億円 ○ 住まい支援システムの構築、自治体・NPO等への支援等による生活困窮者自立支援の機能強化 33億円 ○ 自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援 21億円 ○ 水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等 646億円 等
○ シルバー人材（未就業者・女性高齢者を含む）の活躍促進に向けた支援	15億円	
○ 「年取の壁」への対応に向けた支援強化パッケージの推進	5.4億円	
○ 育児休業取得時等の業務代替支援による仕事と育児の両立支援	制度要求	
III. 次なる感染症に備えた対策等		7,908億円
○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援	6,143億円	○ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行準備に向けた都道府県・市町村の取組支援 6.3億円 ○ 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進 5.0億円 ○ アルツハイマー病の疾患修飾薬等の社会実装に伴う効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究の実施 50百万円 ○ 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築 5.4億円 ○ 住まい支援システムの構築、自治体・NPO等への支援等による生活困窮者自立支援の機能強化 33億円 ○ 自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援 21億円 ○ 水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等 646億円 等
○ 次なる感染症に備えた個人防護具の備蓄や協定締結医療機関への支援の推進	307億円	
○ ユニバーサル・ヘルス・カレッジ（UHC）の達成に向けた国際機関等への拠出による医薬品研究開発及び保健システムの強化	294億円	
○ 感染症危機対応医薬品等の開発に向けた支援・体制整備の促進	5.2億円	○ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行準備に向けた都道府県・市町村の取組支援 6.3億円 ○ 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進 5.0億円 ○ アルツハイマー病の疾患修飾薬等の社会実装に伴う効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究の実施 50百万円 ○ 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築 5.4億円 ○ 住まい支援システムの構築、自治体・NPO等への支援等による生活困窮者自立支援の機能強化 33億円 ○ 自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援 21億円 ○ 水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等 646億円 等
○ 感染症対策の強化のための研究開発や医薬品備蓄等の実施	153億円	
	等	

※入院時の食費について、2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

① 施策の目的

- 春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な介護人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、介護職員の更なる処遇改善を行う。

② 対策の柱との関係

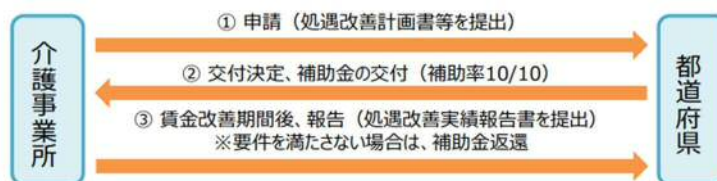
I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

- 介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- 補助金額 対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- 対象職種 介護職員(事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。)



- 介護人材の他産業への流出を防ぎ、必要な介護人材の確保に繋がる。
- 全国の介護職員の賃金が改善されることで、日本全体の成長と分配の好循環、持続的賃上げに貢献する。

① 施策の目的

- 春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害福祉職員の更なる処遇改善を行う。

② 対策の柱との関係

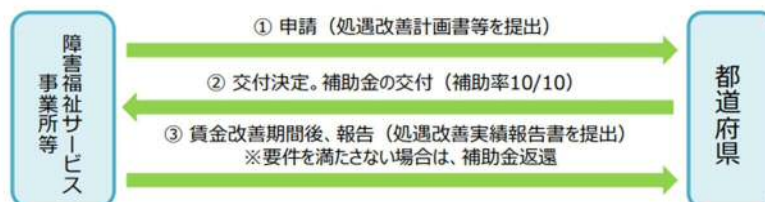
I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

- 障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- 補助金額 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- 対象職種 福祉・介護職員(事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。)



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、国・都道府県の事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉人材の他産業への流出を防ぎ、必要な障害福祉人材の確保に繋がる。また、障害福祉職員の賃金が改善されることで、日本全体の成長と分配の好循環、持続的賃上げに貢献する。

こども家庭庁 令和5年度補正予算案（2023.11.10）

- ▶ こども家庭庁補正予算案は1,895億円で、『『こども未来戦略方針』に基づく子育て支援のスピード感ある実行』『こども・子育て支援の推進』『こども政策DXの推進』『性被害防止といじめ防止対策の強化』の4つの柱を掲げている。
- ▶ 『『こども未来戦略方針』に基づく子育て支援のスピード感ある実行』では、保育士等の処遇改善として620億円を計上し、「保育所、幼稚園、認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う」としている。
- ▶ また、「こども・子育て支援の推進」において児童養護施設等の職員の処遇改善について40億円を、障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善として42億円を計上している。

令和5年度補正予算（案） こども家庭庁予算のポイント

◆補正予算（案）こども家庭庁予算総額 1,895億円

1. 「こども未来戦略方針」に基づく子育て支援のスピード感ある実行

1,433億円

- (1) 児童手当拡充に向けたシステム整備 232億円
- (2) こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施に向けた試行的事業 91億円
- (3) こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築 25億円
- (4) 乳幼児健診等の推進 25億円
- (5) こどもの居場所づくり支援 13億円
- (6) 多様な支援ニーズへの対応 61億円
 - 【こどもの貧困】
 - ▶地域こどもの生活支援強化事業
 - ▶こどもの生活・学習支援事業の拡充
 - 【虐待防止】
 - ▶アウトリーチ支援・宅食事業
 - ▶こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備
 - 【障害児・医療的ケア児支援】
 - ▶地域障害児支援体制強化事業の拡充
 - ▶医療的ケア児等総合支援事業の拡充
 - ▶医療的ケア児保育支援事業の拡充
- (7) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革に向け た戦略的広報 6億円
- (8) 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等 336億円
- (9) 放課後児童クラブの受け皿整備 21億円
- (10) 保育士等の処遇改善（特別会計） 620億円

（注）補正予算（案）こども家庭庁予算総額には特別会計の予算620億円を含む。

（注）計数は、億円単位未満を四捨五入している。

2. こども・子育て支援の推進

346億円

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金 90億円
- (2) こどもデータ連携に係る実証事業 5億円
- (3) 保育の人材確保に向けた「保育士修学資金貸付等事業」 41億円
- (4) ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 25億円
- (5) ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業 2億円
- (6) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 3億円
- (7) 児童福祉施設や障害児施設等の施設整備 62億円
- (8) 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善 42億円

3. こども政策DXの推進

93億円

- (1) 母子保健デジタル化実証事業 8億円
- (2) 保育所等におけるICT化推進等事業 29億円
- (3) 児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業 20億円
- (4) こども政策DXの実現に向けた実証事業 10億円

4. 性被害防止といじめ防止対策の強化

24億円

- (1) 教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進 1億円
- (2) 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援 19億円
- (3) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向 けた手法の開発・実証 4億円

内閣府防災 令和5年度補正予算案（2023.11.10）

- ▶ 内閣府防災補正予算案は42.4億円で、「次期総合防災情報システムの構築等」「災害発生時の対応の強化・推進」「被災者生活再建支援金補助金 等」の3つの柱を掲げている。
- ▶ 「災害発生時の対応の強化・推進」では、災害時における一人一人に寄り添った支援に必要な連携体制強化事として0.1億円が計上されており、「災害ケースマネジメントなど一人一人に寄り添った支援の推進及び個別避難計画の未着手団体の解消を図るため、全国レベルの官民連携体制を構築することにより、地方公共団体レベルの官民連携の気運醸成、関係づくりの円滑化を促進する。また、個別避難計画について、有識者等が、市町村による計画作成を現場で支援し、未着手団体の解消を目指す」とされている。
- ▶ また、災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化に関する業務として0.8億円が計上されており、「災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化に向けたアプリケーションソフトウェアの設計・構築を行う。」とされている。

○災害中間支援組織の設置・機能強化(0. 4億円)

都道府県域でNPO等の多様な主体による被災者支援活動を調整する「災害中間支援組織」の設置・機能強化を支援するため、モデル事業を実施する。

○災害時における一人一人に寄り添った支援に必要な連携体制強化事業(0. 1億円)

災害ケースマネジメントなど一人一人に寄り添った支援の推進及び個別避難計画の未着手団体の解消を図るため、全国レベルの官民連携体制を構築することにより、地方公共団体レベルの官民連携の気運醸成、関係づくりの円滑化を促進する。また、個別避難計画について、有識者等が、市町村による計画作成を現場で支援し、未着手団体の解消を目指す。

11. 災害対策

<会議>

国土強靱化推進本部

◇第 19 回(2023.10.19)

- ▶ 10 月 19 日、政府は第 19 回国土強靱化推進本部を開催し、国土強靱化の今後の推進について協議した。
- ▶ はじめに、令和 5 年の自然災害のトピックスと今後の課題について説明が行われた。今後の課題としては、強靱化対策未実施箇所の早期実施や強靱化の取組の継続・加速、停電や交通機関への影響などのインフラ被害への取組みなどが挙げられた。
- ▶ その後、各府省庁所管の国土強靱化の取組について報告が行われた後、国土強靱化の今後の取組の方向性が示された。
- ▶ 今後の取組の方向性では、本年 7 月に策定した新たな「国土強靱化基本計画」に基づき、事前防災・減災対策をさらに進め、取組を着実に推進することおよび、これまでの取組により全国各地で被害を抑制する効果が確実に積み上がっていることを踏まえ、「5 か年加速化対策」についても着実に推進するとして、下記 5 点が示された。
 - (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 - (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靱化
 - (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
 - (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
 - (5) 地域における防災力の一層の強化

被災者支援のあり方検討会

◇第 7 回(2023.11.14)

- ▶ 11 月 14 日、内閣府は第 7 回被災者支援のあり方検討会(座長:鍵屋一 跡見学園女子大学教授)を開催し、①被災者支援に関連する令和 6 年度予算概算要求及び令和 5 年度補正予算案、②被災者支援の取組状況の情報提供が行われた。
- ▶ 委員からは、さまざまな予算が確保され、避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会等、検討が進められていることへの謝辞が述べられたが、一方で「被災者見守り・相談支援事業」(厚生労働省社会・援護局地域福祉課所管:概算要求額 10 億円)等、さまざまな予算事業があることを市町村等が知らず、実際には活用されていないことから、災害発生時に使える予算、事業等をわかりやすく提示していくことが必要ではないか、また災害時保健福祉医療活動支援システム(D24H)で災害発生時の情報が一元化されるが、社協や NPO など、民間関係者はアクセスできないことから、災害発生時の情報共有のあり方について検討する必要があるのではないかな等の意見が出された。

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会

◇第 5 回(2023.11.22)

- ▶ 11 月 22 日、内閣府は第 5 回避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会(座長:阪本真由美 兵庫県立大学教授)を開催し、①論点の中間整理案、②ホテル・旅館の活用及び指定避難所以外の避難所の取組、③今後の進め方について協議が行われた。
- ▶ 論点の中間整理案では、議論の整理として下記 5 項目について現状・課題を整理したうえで、対応の

方向性が示された。

1. 避難生活に係る基本的な考え方

- (1) 場所(避難所)の支援から人(避難者等)の支援への考え方の転換
- (2) 官民連携による被災者支援
- (3) 平時・生活再建フェーズとの連続性の確保
- (4) デジタル技術の利活用

2. 避難者等の状況把握

- (1) 担い手と把握手法の整理
- (2) 情報の収集・集約・利用の仕組みの構築
- (3) 行政の役割

3. 在宅避難者等をはじめとする避難所以外の避難者等の支援拠点

- (1) 避難所以外の避難者等への支援の内容について
- (2) 避難所以外の避難者等の支援拠点の設置
- (3) 在宅避難者等への物資支援について
- (4) 支援拠点の運営・管理
- (5) 行政の役割

4. 車中泊避難者等への支援

- (1) 車中泊避難の位置づけ
- (2) 車中泊避難場所の設置
- (3) 車中泊避難者等への物資支援
- (4) 車中泊避難場所の管理・運営
- (5) 行政の役割

5. 平時からの取組

- (1) 計画への位置づけ
- (2) 訓練の実施
- (3) 協定の締結
- (4) 人材の育成

- ▶ ホテル・旅館の活用及び指定避難所以外の避難所の取組については、「車中泊避難場所の早期解消を進める観点や在宅避難者のうち困難を抱える人の対応の観点から、旅館やホテルを活用することをどのように考えるか」「指定避難所を補完する観点から、地域の自助・共助により運営する避難所を、あらかじめ行政に届出や登録してもらう『届け出避難所』や『認定避難所』といった仕組みが個々の自治体の取組として行われているが、在宅避難者のうち困難を抱える人の対応の観点から、こうした仕組みについてどのように考えるか。また、こうした避難所について、行政が支援できる部分をどのように考えるか」といった点について協議が行われた。
- ▶ 今後の進め方については、来年 3 月の最終取りまとめに向け、年度内にあと 4 回(第 6～9 回)開催される予定。

◇第 4 回(2023.10.25)

- ▶ 10 月 25 日、内閣府は第 4 回避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会を開催し、①車中泊避難者への支援および②平時からの取組について協議が行われた。
- ▶ 車中泊避難者への支援に関する論点は以下のとおり。
 - 車中泊避難をどのように考えるか。
 - ・車中泊避難を行うに当たっての条件をどのように考えるか
 - ・車中泊避難場所の事前の指定や公表のあり方について

○車中泊避難者に対する支援の内容をどのように考えるか。

・車中泊避難場所が備えるべき機能について

○車中泊避難場所の運営・管理方法をどのように考えるか。

・車中泊避難場所の運営・管理の担い手について

・車中泊避難場所の開設期間の考え方について

・車中泊避難場所として活用することが想定される場所・施設について

・指定避難所と車中泊避難場所を兼ねる場合の支援の留意点について

▶ 平時からの取組に関する論点は以下のとおり。

○在宅避難者、車中泊避難者への支援を行うに当たって平時からどのような準備が必要と考えるか。

・地域防災計画への位置づけ、地区防災計画の活用について

・協定の締結について

・防災訓練の実施について

・地域の方を対象とした研修の実施について

◇第3回(2023.10.6)

▶ 10月6日、内閣府は第3回避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会を開催し、①在宅避難者・車中泊避難者の状況把握および②避難所以外の支援拠点のあり方について、協議が行われた。

▶ 在宅避難者・車中泊避難者の状況把握の主な論点は以下のとおり。

○発災直後における、在宅避難者・車中泊避難者の状況把握についてどのように考えるか。

・物資配布や情報提供を実施するにあたって必要となる在宅避難者・車中泊避難者の避難場所の把握とその方法、官民の役割分担、それぞれの担い手について

・災害関連死を防ぐ等の観点での、要配慮者等の状況の把握とその方法、官民の役割分担、それぞれの担い手について

○収集した情報の集約・活用方法についてどのように考えるか。

・収集すべき避難者の情報について

・状況把握を実施する場合の対象者や進め方(順位付け)について

・関係者間の情報連携の方策について

▶ 避難所以外の支援拠点のあり方の主な論点は以下のとおり。

○在宅避難者の避難生活を支援する拠点の必要性をどのように考えるか。

・現在の避難所における避難所外避難者支援との関係について

・支援拠点の事前の指定や公表のあり方について

○支援拠点において実施すべき支援の内容をどのように考えるか。

・その支援を実施するために支援拠点が備えるべき機能について

○支援拠点の運営・管理方法をどのように考えるか。

・支援拠点の運営・管理の担い手について

・支援拠点を利用する在宅避難者の把握・特定方法について

・支援拠点施設の開設期間の考え方について

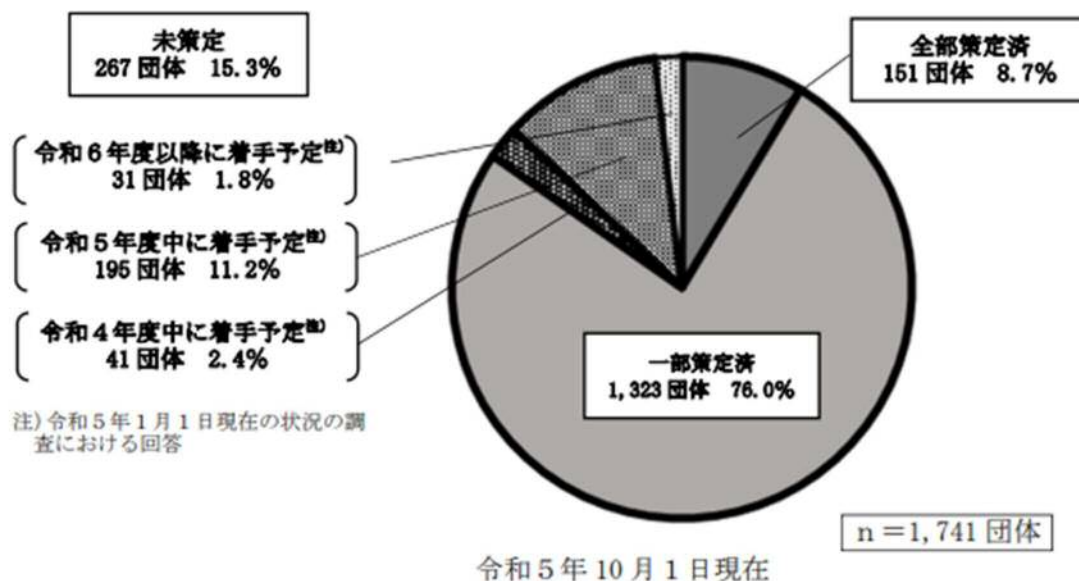
・支援拠点として活用することが想定される施設について

<通知・公表>

「個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について(フォローアップの結果)」公表(2023.11.2)

▶ 11月2日、内閣府、消防庁は、「個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について(フォローアップの結果)」を公表した。

- ▶ この調査は「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」(令和5年6月 30 日付府政防第 2809 号・消防災第 118 号)のフォローアップとして行われたものであり、10 月 1 日時点の進捗状況を取りまとめたもの。
- ▶ 個別避難計画の着手済(全部策定済及び一部策定済)団体は 令和 5 年 1 月 1 日の 1,303 団体 (74.8%)から 171 団体増え、1,474 団体(84.7%)となった。



12. その他

<会議>

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

◇第 5 回（2023.12.5）

- ▶ 12 月 5 日、国土交通省は「第 5 回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、前回議論をふまえ住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する中間とりまとめ案が示され、協議が行われた。
- ▶ 中間とりまとめ案では、今後の取組として「賃貸人と居住支援法人等が連携し、安否確認や緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の提供について、地域のニーズ・状況に対応するための制度を創設するなどの新たな仕組みを講じるとともに、そうした住宅の普及のための方策を検討する必要がある。」といった文言や、家賃債務保証について「特に、複合的な課題を抱えているサポートの必要性が高い住宅確保要配慮者が、家賃債務保証を利用できないことによって入居できないことがないよう、家賃債務保証を円滑に利用できる枠組みを検討する必要がある。その際、家賃債務保証会社の適切な経営・運営のために必要な方策も検討すべきである。」といった文言等が追加された。
- ▶ また、公営住宅については、「本来のセーフティネットとしての役割に加えて、空き住戸を居住支援法人等に低廉な家賃で貸与し、住宅確保要配慮者のニーズに応じた形で転貸する取組をさらに推進する必要がある」といった整理がされている。

◇第 4 回（2023.9.21）

- ▶ 9 月 21 日、国土交通省は「第 4 回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの協議をふまえ「中間とりまとめ素案」が示され、協議が行われた。
- ▶ 素案では、基本的な方向性として、下記の 3 点が整理されている。
 - 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、そこに至るまでに複合的な課題を抱えている場合が多いことを踏まえ、福祉施策と住宅施策が、相談から住まいの確保、入居後の支援までの一貫した支援体制を、行政も積極的に関与しつつ、構築すること。特に、単身者が多いなど家族機能や地域とのつながりが不十分なことによる孤独・孤立問題にも対応したものとすること。
 - 住宅確保要配慮者への支援については、経済的な問題のみならず、要配慮者の特性に応じ要配慮者となる理由に対応したものとするとともに、入居時のみならず、入居中や退去時における対応を充実したものとすること。その際、居住支援法人の機能を最大限・効果的に活用したものとすること。
 - 住宅確保に当たっては、賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、その実態把握や費用対効果分析を行うとともに、民間や公共のストックの有効活用に向けて、賃貸人の様々な不安に起因する阻害要因の解消を検討し、これらの住宅ストックを積極的に活用したものとすること。
- ▶ また、今後の取り組みとして下記 4 点について整理されている。
 - (1) 居住支援の充実
 - (2) 賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備
 - (3) 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策
 - (4) 地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

(厚生労働省、国土交通省、法務省による合同設置)

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第26回)

令和5年10月23日

資料5-1

検討会の概要

【趣 旨】

生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、刑務所出所者などの住宅の確保に配慮を要する方々(住宅確保要配慮者)が安心して生活を送るためには、生活の基盤となる住まいを確保することが重要であり、今後の単身高齢世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の居住ニーズは高まることが見込まれる。

このため、厚生労働省、国土交通省、法務省の3省合同による本検討会を設置し、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について検討する。

【事務局】

厚生労働省、国土交通省、法務省

検討項目

- 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策
- 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策
- 入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方
- 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方

委員等(順不同、敬称略) ◎座長

【委 員】

- ◎大月 敏雄 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 井上 由起子 日本社会事業大学専門職大学院 教授
- 常森 裕介 東京経済大学現代法学部 准教授
- 中川 雅之 日本大学経済学部 教授
- 三浦 研 京都大学大学院工学研究科 教授
- 矢田 尚子 日本大学法学部 准教授
- 奥田 知志 (一社)全国居住支援法人協議会共同代表 副会長
NPO法人抱撲 理事長
- 早野 木の美 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 荻野 政男 (公財)日本賃貸住宅管理協会 常務理事
- 岡田 日出則 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会 理事
- 三好 修 (一社)全国居住支援法人協議会共同代表 副会長
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 前会長
- 出口 賢道 (公社)全日本不動産協会 常務理事
- 金井 正人 社会福祉法人全国社会福祉協議会 常務理事
- 稲葉 保 更生保護法人全国更生保護法人連盟 事務局長
- 林 星一 座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長
- 加藤 高弘 名古屋市住宅都市局住宅部長

【オブザーバー】

- 独立行政法人 都市再生機構
- 独立行政法人 住宅金融支援機構

スケジュール

令和5年7月3日第1回検討会を開催。9月21日第4回これまでの議論の整理(中間とりまとめ素案)年内に、第5回中間とりまとめ案を予定。

1

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

これまでの議論の整理(中間とりまとめ素案)の概要

第4回検討会(R5.9.21)資料(中間とりまとめ素案)を基に作成

今後の議論によっては変更の可能性がある

1. はじめに

住宅セーフティネットの機能を一層強化するため、国土交通省、厚生労働省、法務省が連携し、多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築や、制度の充実・見直し、補助、税制等幅広い方策について検討すべきである。

2. 現状・課題

住宅確保要配慮者(賃借人)を取り巻く現状・課題

- 人口減少が進む一方、高齢者(特に75歳以上)は増加。単身の高齢者は2030年には800万世帯に迫る見通し。
※75才以上人口 約1,613万人(2015年)→約2,288万人(2030年推計)
- 住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」)は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合が多い。

大家(賃貸人)を取り巻く現状・課題

- 要配慮者の孤独死等への不安から、一定割合が拒否感を有している。
※高齢者、障害者に対する大家の入居拒否感:約7割
※高齢者の入居拒否の理由:居室内での死亡事故等への不安が約9割
- 民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。
※空き家数は約849万戸。そのうち賃貸用空き家は約433万戸
※住戸面積30㎡未満の民間賃貸住宅は約32%(公営住宅は1%)

現行の住宅セーフティネット制度の現状・課題

- ・居住支援法人716法人
- ・居住支援協議会 132協議会 うち、都道府県47(100%)市区町村90(5%)
- ・要配慮者専用の住宅やすぐに入居できる住宅が少ない(登録住宅約87万戸うち専用住宅5,357戸、登録住宅の空室率2.3%)
- ・登録住宅に低家賃の物件が少ない(家賃5万円未満は19%(東京都1%))

3. 方向性

福祉施策と住宅施策が連携し、行政も積極的に関与しつつ、相談に始まる一貫した支援体制を構築

要配慮者の特性に応じ、入居時のみならず入居中や退去時の対応の充実、その際、居住支援法人の効果的な活用

賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、賃貸人の不安を解消しつつ住宅ストックを積極的に活用

4. 今後の取組（検討事項）

① 住宅確保要配慮者（賃借人）への居住支援の充実

- 住宅部局と福祉部局の連携による総合的で地域に密着したハード、ソフトに関する情報提供・相談体制の構築・充実
- 居住支援協議会を積極的に活用し、入居前から退去時まで切れ目なく対応できる体制を整備
- 既存の福祉相談窓口等における住まいに関する相談・支援機能の強化・明確化
- 居住支援法人等が緩やかな見守りを行い、必要な福祉サービスにつなぐなど、伴走型のサポートを行う新たな住宅の仕組みの構築
- サブリース事業の円滑な実施を含め、居住支援法人が安定的に地域で必要な取組を行うための仕組み

② 大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境の整備

- 要配慮者に対する家賃債務保証制度の充実、緊急連絡先が確保できないなどの課題への対応
- 生活保護受給者への住宅扶助の代理納付の原則化
- 賃貸人が安心して住宅を提供できるための見守りなどの入居中サポートの充実
- 居住支援法人の関与など、孤独死した場合の残置物処理等の負担を軽減できる仕組み
- 終身建物賃貸借（死亡時に借家権が相続されない賃貸借）の対象住宅の拡大や事務手続きの簡素化

③ 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策

- セーフティネット住宅の居住水準の見直し、改修費への支援の柔軟な運用等
- 公営住宅等の公的賃貸住宅との役割分担と公的賃貸住宅ストックの積極的活用
- 住宅だけではなく、地域における居場所（いわゆるサードプレイス）づくりの取組の推進

④ 地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

- 基礎自治体レベルで関係者が連携し、各種制度や地域の取組・資源を活用した体制整備を推進
- 一人一人の様々な状況・課題に合わせた必要な支援を適切にコーディネートするための体制の検討
- 刑務所出所者等への見守り等の支援による賃貸人の理解と協力の拡大

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（法務省）

◇第5回（2023.9.21）

- ▶ 9月21日、法務省は「第4回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催し、待遇、活動環境、保護司の使命について協議を行った。
- ▶ 保護司は無報酬（実費弁償費あり）で、地域社会における自発的な善意として活動をしているが、一方で保護司会会費等の負担やその他金銭含めた負担感などがあることから、報酬制に変えることを検討。検討会では、報酬制に転換した際に生じる保護司・保護司制度に与える影響を十分に考慮する必要があることなどを踏まえ、引き続きその適否について検討することや、「持ち出し」については保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、できる限りその軽減を図ること等について整理を行っている。
- ▶ 今後、11月に地方別で開催される保護司代表者協議会で、各地の保護司から意見を伺う予定。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 68 号」No.5 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>